

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1	令和5年6月19日	令和5年7月12日	国土交通省のパブリックコメント掲載方法の統一化	<p>パブリックコメントへの掲載方法について、国土交通省にはマニュアルがなく、かつ、担当課のみで掲載の判断をしていると聞く。</p> <p>そのため、以下の3点について早急に対応願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの手続きマニュアルの作成 ・パブリックコメント掲載内容を確認する部署の新設または指定 ・政令、省令、告示の制定、改正のバプロメ時は新旧対照表を掲載 	<p>e-Govで省令改正に関するパブリックコメントを確認すると、国土交通省では概要資料だけでバプロメを行っている。</p> <p>これについて、以前、なぜ新旧対照表でバプロメを行わないのか問い合わせたところ、国交省では大臣官房総務課の法令審査の担当から、概要資料だけでバプロメを行えばいいと言われていたと聞いた。(実際にこの年で国交省が行った省令改正関係の100件近いバプロメで、新旧対照表を掲載して省令改正のバプロメをしているものは、たったの数件だけ。)</p> <p>他方、法務省や総務省、その他多数の省庁では新旧対照表を掲載しており、きちんと改正内容が明確です。</p> <p>この点について、国交省に指摘すると、国交省では明確なバプロメ手続きのマニュアルがなく、ざっくりとした手続きの流れと総務省からの法令解説のみが共有されており、あとは担当課か大臣官房総務課の判断と聞いている。</p> <p>そのため、上記の提案を行います。</p> <p>また、国交省において、過去1年間の省令改正のバプロメを確認しても、百件近くのうち特定の部署で数件だけ新旧対照表を掲載しているだけで、それ以外は概要資料でしかバプロメを行っていない明確な理由の説明を求めます。(例えば、2023年2月28日からバプロメ開始した航空法施行規則の一部改正のバプロメの概要など、具体的な改正内容が全く不明ですが、なぜこれをバプロメで掲載することで国民の意見を反映した改正を行えるかと回答してください。)</p> <p>なお、本件に明確な回答が得られない場合は、総務委員会にご参加の議員宛、意見を提出したいと思えます。</p>	個人	国土交通省 総務省	<p>行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項において、「命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示しなければならないこととされています。</p> <p>また、同条第2項において、公示する命令等の案については、具体的かつ明確な内容のものであること、定めようとする命令等の題名及び当該命令等を定める根拠法令の条項が示されたものでなければならないこととされています。</p>	行政手続法第39条	現行制度下で対応可能	<p>行政手続法第39条第1項の「命令等の案」は、同法の逐条解説によれば、「具体的かつ明確な内容のものであること、定めようとする命令等の題名及び当該命令等を定める根拠法令が示されていることが求められるほかは、特段の体裁は定められておらず、命令等制定機関の裁量に委ねられている」と解されています。</p> <p>具体的かつ明確な内容とは、命令等制定機関として十分な検討を経て練られたもので、当該案を公示する時点で最終的に命令等において定めようとする事項が「具体的かつ明確」に記載されている必要があり、例えば、条文そのものや新旧対照表、要綱、又は概要等が想定されます。定めようとする内容の一部の例示や、概括的なものであっても定めようとする内容が全て示されていないものは、公示する命令等の案として不十分とされています。</p> <p>公示する命令等の案の内容については、以上を踏まえた上で命令等制定機関の裁量に委ねられており、また、命令等の性質は多種多様であるところ、国土交通省においては、案件が多く、また関係者との調整に時間がかかる場合がある等の事情により、命令等の案の内容は定まっても、具体的な規定ぶりの文言が定まっておらず、新旧対照表を公示することが困難な場合があります。そのため、ご提案いただいた「政令、省令、告示の制定、改正のバプロメ時は新旧対照表を掲載」することを原則とすることは難しいと考えておりますが、概要資料には国民の理解との齟齬が生じないように、改正内容を可能な限り細かく記載しているところです。ご提案の趣旨を踏まえ、具体的かつ明確に命令等の案の内容を公示するよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、「パブリックコメントの手続きマニュアルの作成」については、現在も、「パブリックコメントの手続き」に関する資料を省内に周知しており、「パブリックコメント掲載内容を確認する部署の新設または指定」については、政令や省令等の改正担当課以外の部署において、パブリックコメント掲載内容を確認する等の措置を講じているところですが、具体的かつ明確に命令等の案の内容を公示するよう、引き続き努めてまいります。</p>	
2	令和5年6月19日	令和5年7月12日	外務省のテレワークについて	<p>外務省に外向に在在外公館に勤務していますが、外務本省の職員はテレワークを週3日認められているにも関わらず、在在外公館の職員は週1日のみ、または基本的に使えないようになっております。特段の理由は示されておりません。</p> <p>テレワークで業務に支障が無いのであれば、在在外公館勤務であっても、テレワークをより活用すべきではないでしょうか。</p>	<p>テレワークは在在外公館勤務であっても業務に支障が無いのであれば、本省と同じく3日は認められてしかるべき。合理的理由も示されていないため、理由の無い不利益変更と思われる。</p>	個人	外務省	<p>在在外公館勤務職員のテレワークについては、日本国内での勤務とは異なる状況を含むその職務の特性を踏まえ、原則週1日までとしています。なお、週2日以上テレワーク実施を希望する場合には、当該職員の個別の事情及び業務内容等を踏まえ所属公館の管理職員が実施可否を判断することになっています。</p>	なし	現行制度下で対応可能	<p>週2日以上テレワーク実施を希望する場合には、その実施可否につき管理職員が判断し、可と判断する場合にはテレワークの申請を承認します。なお、本省・在在外公館のいずれにおいても、テレワークの実施承認に当たっては、管理職員が、所属課室・公館の業務全体として円滑な実施が確保できるか及び申請者の職場勤務での実態等を総合的に勘案してテレワークの適否を判断します。右制度が適切に運用されるよう、在在外公館に対し、引き続き人事当局として周知・指導を徹底してまいります。</p>	
3	令和5年6月19日	令和5年7月12日	外務省のテレワークと育児	<p>外務省に外向し、在在外公館に勤務しております。単身で育児もしておりますが、日本と比べて学校の夏休みが多く、年休では足りず、上司に相談したが業務上支障が無いにも関わらず、テレワークが認められませんでした。そのため、私のいる国では法律違反であり、治安も必ずしも良くありませんが、子どもだけを家に置いて出勤せざるを得ない日がありました。外務省として、在在外公館に勤務する職員にテレワークを許可する基準を不必要に高くし、在在外公館に勤務する職員に仕事と育児との両立が困難な状況を強いていることについて改善を求めたいです。</p>	<p>現状では退職を検討せざるを得ません。</p> <p>外務省は全省庁の人事課に対して、在在外公館勤務ではテレワークは認められず、にもかわらず、多くの国では、学校の休みが日本より格段に多いので、単身で子どもを連れていく職員は採用しない」と説明すべきと思われる。</p>	個人	外務省	<p>在在外公館においては、その職務の特性を踏まえ、原則週1日までテレワークの実施が可能です。また、育児等の事情により週2日以上テレワーク実施を希望する職員がいる場合には、当該職員の個別の事情及び業務内容等を踏まえて所属公館の管理職員が実施可否を判断することになっています。</p>	なし	現行制度下で対応可能	<p>現行制度の下で、在在外公館において、原則週1日までのテレワーク実施が可能です。また、週2日以上テレワーク実施を希望する場合には、その実施可否につき管理職員が判断し、可と判断する場合にはテレワークの申請を承認します。なお、本省・在在外公館のいずれにおいても、テレワークの実施承認に当たっては、管理職員が、所属課室・公館の業務全体として円滑な実施が確保できるか及び申請者の職場勤務での実態等を総合的に勘案してテレワークの適否を判断します。右制度が適切に運用されるよう、在在外公館に対し、引き続き人事当局として周知・指導を徹底してまいります。</p>	
4	令和5年6月19日	令和5年8月24日	転入による不在者投票の活性化	<p>今回の統一選では、転出入の多い3月が近く、転出前の自治体へ選挙データが残っていることが多いです。その場合不在者投票制度を使わなければなりません、不在者投票は結構前から準備せねばならず、かつ自前から申請しないといけません。かつ自前から申請しないといけません。よって以下を提案します</p> <p>転出届を転出前自治体に申請する際に、「転出後、転出前自治体で投票可能な選挙が実行される場合、不在者投票制度を自動で申請、利用する」のチェック欄を創設</p> <p>チェックされた場合自動で不在者投票枠を設定、投票券を郵送する仕組みを作る。</p>	<p>統一選は春に実行されていますが、春は卒業入学、就職などなど異動する機会が多く、その過程で選挙権の有する自治体も変更されることが多い。</p> <p>その際に不在者投票などの制度を利用しなければならないが、不在者投票の制度は知名度が低く、かつ申請のハードルが高い。</p> <p>よって自動で不在者投票の制度が実行されれば、選挙への関心も高まり、投票数、投票率への影響も高まると思われる。</p>	個人	総務省	<p>都道府県議会議員及び知事の選挙については、公職選挙法第9条第3項の規定により、その属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する者は、その選挙権を有することとされています。これにより、例えば甲県A町で選挙権を有する者が甲県B市に住所移転し一箇月しか経過していないような場合も、引き続き甲県の区域内に住所を有するため、甲県の議会の議員及び知事の選挙の選挙権を有することとなります。</p> <p>また、選挙の当日公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人が、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票(滞在地における不在者投票)をしようとする場合、公職選挙法施行令第50条第1項の規定により、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、投票用紙等の交付を請求することとされています。これにより、例えば上記の者が甲県の議会の議員又は知事の選挙において不在者投票を活用する場合、選挙人名簿に登録されているA町の選挙管理委員会に対して投票用紙等の請求をすることとなります。</p> <p>当該請求を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、公職選挙法施行令第53条第1項の規定により、選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が選挙の当日不在者投票事由に該当すると見込まれると認めるときは、直ちに投票用紙等を当該選挙人に対して直接に交付し、又は郵便等をもって発送することとされています。</p>	公職選挙法第9条第3項、第49条第1項 公職選挙法施行令第50条第1項、第53条第1項	その他	<p>仮にご提案内容を実現しようとする場合、選挙人が不在者投票を行う旨の意思表示をする時点(転出時)から選挙の当日まで時間差が大きくなることも想定されることから、選挙管理委員会において、当該選挙人へ投票用紙等を発送する際、確実な送付のため、当該選挙人の住所等を改めて確認する必要が生じ、選挙管理委員会の事務負担が大きく、投票用紙等の確実な送付の観点からも課題があります。</p> <p>なお、滞在地における不在者投票の投票用紙等については、投票環境の向上の観点から、令和3年4月より、マイナポータルオンライン申請サービスである「ひたたりサービス」を活用できるようにしたところです。</p> <p>同サービスでは、選挙人はパソコンやスマートフォンを用いて投票用紙等の請求ができることにも、実際に選挙が行われる際に選挙人自ら投票用紙等の送付先を申告するものであることから、選挙人に確実に投票用紙等を送付することが可能です。</p> <p>総務省では、「ひたたりサービス」の活用について、引き続き、各選挙管理委員会の積極的な実施を促してまいりたいと考えています。</p>	
5	令和5年6月19日	令和5年7月12日	厚生労働省検査所forthのホームページについて	<p>厚生労働省の管轄している海外感染症などについて紹介しているForthというホームページについて、業務報告の欄に、令和元年の検査所業務年報が2022年3月25日に記載されているだけで、令和2年の当該年報が掲載されていない。</p> <p>過去の実績をみるとおよそ2年後に掲載されているように見受けられるが、令和2年分について、2023年4月10日時点において未だ掲載がされていない。</p> <p>他方、検査所ベクターサーベイランスデータ報告は2021年分まで掲載されており、掲載先が厚生労働省のホームページであるが、輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果は令和3年分まで掲載されている。</p> <p>厚生労働省検査所において、未だに行政活動を実施し、結果等が掲載されていないのは、検査業務に関することであると思われる。なぜ、未だ令和2年の検査所業務年報を掲載できないのか疑問である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が今年5月8日をもって、感染症法5類に移行することが決定しており、総括として新型コロナウイルス感染症の水際対策を厚生労働省検査所がどのような行政活動を実施し、結果等はどうかだったのか、予算の使い方、法令や厚生労働省の対応の変化、起こった事件等を具体的に国民にわかるようにデータを公開、掲示すべきではないだろうか。</p>	<p>厚生労働省の管轄している海外感染症などについて紹介しているForthというホームページについて、業務報告の欄に、令和元年の検査所業務年報が2022年3月25日に記載されているだけで、令和2年の当該年報が掲載されていない。</p> <p>過去の実績をみるとおよそ2年後に掲載されているように見受けられるが、令和2年分について、2023年4月10日時点において未だ掲載がされていない。</p> <p>他方、検査所ベクターサーベイランスデータ報告は2021年分まで掲載されており、掲載先が厚生労働省のホームページであるが、輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果は令和3年分まで掲載されている。</p> <p>厚生労働省検査所において、未だに行政活動を実施し、結果等が掲載されていないのは、検査業務に関することであると思われる。なぜ、未だ令和2年の検査所業務年報を掲載できないのか疑問である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が今年5月8日をもって、感染症法5類に移行することが決定しており、総括として新型コロナウイルス感染症の水際対策を厚生労働省検査所がどのような行政活動を実施し、結果等はどうかだったのか、予算の使い方、法令や厚生労働省の対応の変化、起こった事件等を具体的に国民にわかるようにデータを公開、掲示すべきではないだろうか。</p>	個人	厚生労働省	<p>検査業務に関する実績の公表に関しては、検査所ホームページFORTHにおいて、検査業務、輸入動物届出業務及び輸入食品監視業務の各種統計情報、検査所の予算額及び決算額等について取りまとめられた上で、検査所業務年報として公表しています。現在、令和元年分までを取りまとめられた上で、ホームページに公表しています。</p>	なし	対応	<p>令和2年分以降の検査所業務年報につきましても、検査業務に関する実績等の取りまとめが完了次第、FORTHにおいて掲載を予定しております。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
6	令和5年6月19日	令和5年7月12日	治療用器具が高額療養費の合算対象となる場合の弾力的な運用	治療用器具の費用の患者負担(代金の3割又は2割)が、69歳未満は21,000円以上となった場合、高額療養費の合算対象となる。また、その場合の合算を行う対象月は、器具の採型・採寸が行われた日の属する月とされている。しかしながら、治療用器具の採型・採寸を月末に行い、翌月に入院した場合、高額療養費の合算対象とならず、患者負担が増加することとなる。そのため、患者負担を軽減するため、治療用器具の費用の患者負担分の合算対象月については、患者負担が増加しないように、採型・採寸が行われた日の属する月以外にも、治療用器具を装着使用した月も対象となるように改善する。	負傷等により入院治療を行う場合、治療用器具を製作することも多い。また、入院の場合の治療用器具は製作期間も1週間程度を要し、金額もオーダーメイドの場合7万円を超えることもある。治療用器具が7万円を超えた場合、3割の患者負担分は21,000円以上となり、高額療養費の合算対象となり、治療用器具の患者負担分が高額療養費として全額払い戻しとなる。しかしながら、採型・採寸が行われた月と入院月が異なる場合、高額療養費の合算対象とならず、不利となる。よって、そのよう不利を解消するため、治療用器具を装着使用した月も高額療養費の合算対象となるように改善する。また、高額療養費の合算対象費は、入院・外来の診療報酬明細書いずれでも可能であるように扱い、不利益が解消されるまでの間は、採型・採寸月と入院月が異なる場合不利益が生じる場合があることを医療機関等に周知するよう、要望します。	個人	厚生労働省	国民健康保険法施行令第29条の2	対応不可	「療養が行われた日」について、全国一律の仕組みとして実施している高額療養費の趣旨に鑑みると、治療用器具が採型・採寸から装着までを一体の行為として解すべきという考え方で「療養が行われた日」を採型・採寸が行われた日とする現在の取扱いは一定の合理性があると考えています。また、被保険者が①治療用器具の採型・採寸が行われた日又は②装着した日かを選択することができる仕組みとする場合、他の療養の給付等との公平性や保険者の高額療養費の支給事務が煩雑となり支障をきたすことが考えられるため、対応は困難です。		
7	令和5年6月19日	令和5年7月12日	役員登記に管理番号を付して会社役員欄の公示順序を任意に変更できるようにする	役員登記に管理番号を付して会社役員欄の公示順序を任意に変更できるようにする	一という会社側の需要が根強くあり、これを実現するためにわざわざ全員が一旦退任して改めて就任するという迂遠な方法が採られることもある。／こうなると、重任によって公示されるはずの連続性が途切れ、重任を原因として公示する意味も、就任年月日順に公示するという方針も全く無に帰する。／たとえ役員変更登記において同一性を認めて添付書類省略が可能になっても、本来の目的である公示上、役員変更登記前後で各役員連続性を判別できないからだ。／したがって現在の方法を改め、会社に役員公示順序を自由に決めさせることで各役員同一性を担保するほうが公示の体系として優れていると考えられる。／具体的には、役員就任時、役員ごとに管理番号を付して公示する方法を提案する。／これにより、退任就任のタイミングで氏名変更しても、取締役から監査役に変更されても、同一人であるという事実を担保できる。／会社債権者が役員に対して責任を追及をする場合、役員の特長を容易になるだろう。／また、現在は特定役員についての履歴を証明する制度になっていないが、管理番号を導入すれば、管理番号を指定して特定役員履歴のみを抽出することも可能になる。／退任した代表者が在任中に代表権行使を裏付けるのに役立つだろう。／現在の就任年月日順も管理番号を並べ替えることで公示される。／需要は少ないだろうが、仮に会社が異なる管理番号で登記すれば、各種行政手続で役員連続性が証明できず不利益を生じる。／これにより申請人の負担を増大させることなく就任登記の本人確認を強化することができる。／抵当権の順位変更と同様、1人1000円に変更できればお得である。	商業登記ゲロン	法務省	会社法第911条第3項、別表第5	その他	会社の役員に関する登記事項については、会社法第911条の規定により登記しなければならないとされ、当該登記事項については、商業登記規則別表第5に規定された区に登記された順序にしたがって記録されます。	会社の役員に関する登記事項について、各役員の種類ごと、かつ登記された順序で登記事項証明書等に記載することとした方が、公示上の観点において適当であると考えられる一方、役員を役職順に並べて公示してほしいというニーズも理解できるところです。なお、御提案の内容については、システム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	
8	令和5年6月19日	令和5年7月12日	支店登記と支配人登記に管理番号を付して、支配人の記載を支店の記載にぶら下げる	支店登記と支配人登記に管理番号を付して、支配人の記載を支店の記載にぶら下げる	一権限を有するから、営業所と支配人とが分離している現在の方式のほうが変である。／一体化すれば支配人の営業所権が不要になり登記手続が簡素化されるだけでなく、簡潔な公示が可能になり合理的な登記制度になるだろう。／現在の方式である支配人欄に営業所を表示しているのは紙の登記簿時代のなごりであると推測する。／紙の登記簿で支店登記の下に支配人を記録する方式を採用すれば、支配人登記のたびに支店欄について登記簿の余白を確保しなければならないからである。／しかし、コンピュータ化された現在では、支配人を追記してもその分だけ自動的に記載欄が生成されるから何の問題もない。／すなわち、支店区と支配人区との統合は1兆円以上を投じたコンピュータ化の際に実現されるべき課題であったといえる。／そしてコンピュータ化の利点として、登記記録の編集の容易さもある。／支店や支配人を登記すれば、少なくとも現在よりは見やすい証明書になるだろう。／そもそも支店登記の有無は事実上の任意で、登記があろうかならうが支店でされた行為については会社が責任を負うから、支店として登記された年月日を公示することには意味がない。／したがって、支店登記の順序を会社の任意で並べ替えても支障はないはずである。／この手続は、支店に管理番号を付せば容易である。／抵当権の順位変更申請書のように管理番号を書き並べ、支店の順位を変更するには総支店数×1000円を徴収すればいい。／会社は任意の順番を実現できるし、閲覧者は証明書が見やすくなり、国には手数料が入る。／みんなウハウハ。	商業登記ゲロン	法務省	会社法第911条第3項、第918条、商業登記法第44条、商業登記規則第1条、別表第5	対応不可	支店に関する登記事項及び会社の支配人に関する登記事項については、会社法第911条及び同法第918条の規定により登記しなければならないとされ、当該登記事項については、商業登記規則別表第5に規定された区に登記された順序にしたがって記録されます。	会社の支配人の登記は、支配人の氏名及び住所並びに支配人を置いた営業所が同一の区に記録されること、また、支店に関する登記事項及び会社の支配人に関する登記事項について、それぞれ別々の区に記録することとした方が、公示上の観点において適当であると考えられることから、御提案の内容についての対応は不要と考えます。	
9	令和5年6月19日	令和5年7月12日	農地情報公開システム(農業委員会サポートシステム)にかかると行政職員の入力省力化	農地情報公開システム(農業委員会サポートシステム)にかかると行政職員の入力省力化	令和4年度の行政改革提案112「農地情報と土地登記情報および資産税情報をリアルタイムで連携」を提案した農業委員会の事務局職員です。その際の農水省回答で「(中略)令和3年度より、出し手・受け手の間で同一の内容の権利移転をする場合は、簡便な方法でまとめて情報を入力できるようなシステム改修を行ったところです。」とありましたが、実際はシステムから出力したCSVファイルを集めてシステムにそれを取り込む作業です。出力されるデータはある程度絞り込みができるものの横スクロールする量が膨大なため編集したい項目を探すのに時間がかかります。またクライアント端末は画面解像度が低くても操作可能とシステムを開発した全国農業会議所から説明がありましたが、実際は解像度が1920×1080を想定した画面構成となっており、画面右端に操作ボタンが設定されている画面もあり、使用pcが低解像度の場合はブラウザの倍率を80%以下に設定しないと使えません。システム上でチェックボックスを使って一括変更が瞬時にできるような機能を実装していただきたいです。タブレット端末は納入が遅れたため、初期設定がうまくいかない事態が発生しています。年度末に納入された自治体では繁忙期であるためタブレットのセットアップに割ける時間がとれず、結果長期間使用していないアカウントとみなされて凍結されてしまい、Googleに再審査請求をしなくてはなりません。再審査請求が却下された自治体もあるとのこと。部署や自治体レベルでは世界規模のGoogle社と対等な交渉はできないので、国でアカウントを一括管理するなど対策をしていただきたいです	個人	農林水産省	農地法第52条の2、第52条の3、農地法施行規則第101条、第104条	対応	農業委員会は、農地法に基づき筆ごとの農地情報(所有者の氏名、農地の所在、地目や面積等)を記録した農地台帳及び農地に関する地図(以下、これらを合わせて「農地情報等」という。)を整備すると共に、その情報をインターネット等により公表することとされています。このため、農林水産省では、農業委員会が農地情報等を公表できるよう、(一社)全国農業会議所を事業実施主体として農業委員会サポートシステム(旧 農地情報公開システム)を整備・運用しております。また、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により農業委員会が「地域計画の目標地図の素案作成をすることになったことから、同じく(一社)全国農業会議所を事業実施主体として、農地利用最適化推進委員会が把握した農地の出し手・受け手の意向情報を登録するためのワンデスクシステムやデータベース等(以下、これらを合わせて「全国データベース」という。)を整備・運用しております。	農業委員会サポートシステムについては、現場にとって使い勝手が良くなるようにするため、全国農業会議所と連携し、令和4年5月にサポートシステム運用報告会議を設置し、農業委員会によるシステムの利用状況や課題を把握した上で、ユーザーインターフェイス等の改善を図ることとしております。タブレットのシステム初期設定は、Googleアカウント以外のメールアドレスによる設定も可能です。この点については、令和5年5月19日付けで全国農業会議所農地・組織対策部長より都道府県農業会議事務局長宛てに事務連絡「タブレット端末のGoogleアカウントの不具合に係るメールアドレス設定の代替策について」が発出されておりますので、ご確認願います。なお、各農業委員会で導入したタブレットについては、全国農業会議所による公募で端末等を決定していますが、タブレットで使用するワンデスクシステムはブラウザを使用したWebシステムとしているため、アンドロイドとOSによる操作性等に差異はありません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
10	令和5年6月19日	令和5年7月12日	公共交通機関に遅延情報を自主的に届出させ、政府が全国で統一したポータルサイトを運営する	国土交通省の「災害・防災情報」には「リアルタイム情報」として「鉄道各社の状況」というページがある。／「リアルタイム情報」といながら、全国の鉄道会社の運行情報に関するリンクが貼られているだけ。／東北運輸局の「公共交通機関運行情報」や防災首都圏ネットワークの「交通機関等運行情報」も同様。／これに対して、九州運輸局の「九州のりものinfo.com」は管轄内公共交通機関の運行情報がリアルタイムで統一的に表示されるらしい。／その目的は同一であるのに、なぜ地方ごとにバラバラな運営がされているのか？／運行情報は日常的に確認されるため、各種ポータルサイトが公共交通機関各社の情報を集めて一覧にしている。／言い換え	一れば、ポータルサイトとしての集客コンテンツであるがゆえに、各サイトが競って利便性を高めている。／しかし二次情報であるため正確性についての保証はなく、遅延や運休が解消した後に検索することも出来ない。／それゆえに政府が公共交通機関各社から運行情報を吸い上げる仕組みと、その情報を公開する仕組みとを構築しなければならない。／現在の管区単位という縦割りではなく、一元的に。／管区単位では、管区をまたがって生活している国民は両方のサイトをチェックすることになるから。／国土交通省は「防災ポータル」の意義を「災害時、見てほしい情報」としているが、災害時にただのリンクにアクセスされることを想定しているのは、政府が国民を相当の情報弱者とみなしている裏返しと言える。／ユーザーの利便性に加え、災害時には中小企業が多数の運行会社で会社のサーバーが停止するリスクを考慮していない問題もある。／最悪の状況では電話でも電報でも使って政府が一元的に情報を取りまとめなければならないのに、未だに運行会社に丸投げの災害対策になっている。／東日本大震災の教訓が全く生かされていない。／あの教訓は、国土交通省にとっては対岸の火事だったらしい。／災害ポータルを自称するなら、国民が日常的にアクセスするコンテンツを揃えておくべきではないか？／災害という大義名分のもとに報告義務を課す制度もあり得るが、許認可でがんじがらめの公共交通機関には行政指導でも機能するだろう。／政府サイトで遅延情報が一元化されれば、個人が遅延証明書を取得・提示する必要もなくなり、そのコストが日本全体で削減されるという経済効果も期待できる。	商業登記センター	国土交通省	なし	国土交通省では、国土交通本省ホームページに「災害・防災情報」のページを設け、鉄道、航空事業者などの運行情報等のリンクを掲載することにより、リアルタイム情報を提供しています。また、災害発生時には交通機関の運行情報を含む各種被害状況等を取りまとめ、それらの情報は「災害・防災情報」のページで随時公表しています。	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおりです。今後もホームページの利便性向上を図るとともに、適切な情報提供に向けた検討を進めてまいります。	
11	令和5年6月19日	令和5年7月12日	行政機関の働き方改革(時差出勤の単純化)	一定条件のもと行政機関の時差出勤を簡素化することを提案したい。	コロナ対策期間中における某省庁の時差出勤手続は、事前の上長承認と指定管理表更新と比較的簡素であったが、本年5月以降の時差出勤手続はフレックス申請による時差出勤手続が原則となり、手続が煩雑化した。時差出勤はコロナ対策期間に関係なく、通勤遅延緩和や多様な働き方に寄与する等のメリットがあるが、手続煩雑化の結果、時差出勤利用者が激減すると推察する。実際小職は手続煩雑化により本年5月の時差出勤は断念した。従ってコロナ禍と同じように、一定条件のもと行政機関の時差出勤手続を簡素化することを提案したい。	個人	人事院	一般職の国家公務員の時差出勤は、1日の勤務時間の長さを変えずに勤務時間の始業時刻を日ごとに弾力的に設定する早出遅出勤務や、職員申告を考慮して勤務時間を設定するフレックスタイム制等の活用により実施されているものと承知しています。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)	現行制度下で対応可能	時差出勤のための具体的な手続については、人事院において制度上設けているものはなく、各府省においてそれぞれ定めることとされています。(また、人事院において、本年5月以降、時差出勤を行う場合にはフレックスタイム制によることを原則とするなどの取扱いはありません。)各府省における時差出勤の手続については、当該府省の人事担当部局にお問い合わせください。	
12	令和5年6月19日	令和5年7月12日	7. 「経済制裁措置及び対象者リスト」の情報の拡充	財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」の情報を、経済制裁措置の対象者が実質的支配者となっている法人の商号を追加する。	○金融サービスが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与をはじめとした金融犯罪に利用されることを防止するとともに、国連安保理決議等を遵守する観点から、銀行は、取引しようとする先が財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」に掲載された対象者でないかを確認している。 ○また、法人と取引しようとする際には、当該法人の実質的支配者の把握に努め、経済制裁措置の対象者が含まれていないかを確認している。 ○財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」に、経済制裁措置の対象者が実質的支配者となっている法人の商号が追加されれば、銀行における法人の実質的支配者の把握負担の軽減につながるほか、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資すると考える。	一般社団法人 全国地方銀行協会	財務省	財務省ホームページに掲載している「経済制裁措置及び対象者リスト」は、外務省告示において指定された、外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の対象者に関する情報について一貫性をもって閲覧可能とするため、外務省告示に記載されている内容を単一のファイルに統合して公表しています。	なし	対応不可	金融機関においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、顧客との間で特定業務のうち特定取引等を行うに際し、当該顧客が法人である場合において、当該法人の実質的支配者の本人特定事項を確認する必要があると承知しております。 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置に適切に対応するためにも、こうした確認は重要であり、また、金融機関において当該確認を通じて把握した法人顧客の実質的支配者の情報と制裁対象者の情報を照合することは重要と考えております。 なお、財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」の情報や当該情報のもととなっている外務省告示には、実質的支配者に関する情報である制裁対象者の代表者や関連団体等に関する情報が既に含まれております。こうした情報を用いて更なるリスク低減措置を行ったとしても、上記の本人特定事項に係る確認が不要となるものではないと考えております。	
13	令和5年6月19日	令和5年7月12日	10. 出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充	在留外国人の在留期間管理の効率化のため、現状1件ずつの照会とされている出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」につき、一括照会を可能とする。 在留カード番号が変更になった場合、同照会システムで変更前の番号による照会を可能とする。	○「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に関するよくあるご質問(FAQ)」において、「在留外国人の場合を含め、将来口座の取引の終了が見込まれる場合には、当該口座が売却され、金融犯罪に悪用されるリスクを特定・評価し、適切なリスク低減措置を講ずる必要がある」とされている。 ○これに基づき、銀行は、在留外国人の在留期間を顧客管理システム等により管理し、当該顧客に対し、在留期間を更新しない場合は在留期間満了前に口座を解約すること、および在留期間を更新する場合は更新後の在留期間を届け出ること等を要請している。 ○しかし、在留外国人が失踪や帰国したことにより在留資格を喪失した場合、銀行に在留資格喪失に係る情報が提供されないケースがある。 ○このため、銀行において、出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」を活用し、在留カード番号の有効性(在留資格の有無)を確認することがあるものの、現状1件ずつの照会とされているため、確認作業に時間を要している。複数の在留カード等番号につき、一括照会が可能となれば、在留外国人の在留期間管理の効率化につながる。 ○また、在留カードの再交付により、在留カード番号が変更になった場合、「在留カード等番号失効情報照会」を活用することができないため、変更前の番号による照会(在留資格の有無の確認)を可能としていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行協会	法務省	失効した入留カード及び特別永住者証明書(以下、在留カード等)の番号を確認するための情報を提供しており、当該番号から再交付等で新たな番号が付与された場合には対応していません。また、照会は1件ごとに行う形となっており、複数の照会には対応していません。	出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の14	検討を予定	「在留カード等番号失効情報照会」については、把握されている在留カード等の番号が失効しているか否かを確認するためのものであり、それ以上の対応は困難です。 なお、複数の在留カード番号の照会については、技術的な対応の可否やコスト等を確認しつつ、検討を予定しています。	
14	令和5年7月18日	令和5年8月24日	がんや希少・慢性疾患の患者等、一般的に全身管理の必要性が認められる患者に対し選定療養費の減免	現在減免対象が難病医療費助成受給者やHIV患者等に限定されているが、その対象を助成対象外の希少疾患患者やがん患者にも拡大し全身管理が担保された上での保険医療を提供する。	選定療養費の制度概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26666.html 現行の制度対象となっている者でも、他科の受診には受診枠の予約以外に紹介状(診療情報提供書)の持参が必要となっているなどで実質的に制度が機能していないと認められる医療機関も存在する。 参考:新潟大学病院HP「本院の受診について(選定療養費について)」 https://www.niuh.niigata-u.ac.jp/gairai/%E6%9C%AC%E0%99%A2%E3%81%AE%E5%8F%97%E8%A8%BA%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6 こうなった原因としては、窓口業務を担う事務職員が業務委託先の業者からの派遣社員ばかりになり、原則論のみをマニュアル化してそれを順守した応対しかできないようにしていることにある。本来、医療機関のフロント業務は臨機応変さが医師以上に求められるが、業務委託の場合会計中心に業務を組み立てるため、患者対応はトークスクリプト等のマニュアル外の対応は行わせないのが現状だ。また病院側と委託業者側との対話の機会が限定(例:月次で行われる意見交換)されているため、契約外の関係が希薄となり現状を改善することが難しい。	個人	厚生労働省	大病院受診時定額負担については、患者にいわゆる大病院志向がある中で、日常行う診療はかかりつけ医機能を持つ身近な医療機関で受け、必要に応じて紹介を受けて、患者自身の状態に合った他の医療機関を受診し、さらに逆紹介によって身近な医療機関に戻るという流れをより円滑にする目的から、対象となる医療機関では、紹介状を持たずに外来受診する患者等から、一部負担金(3割負担等)とは別に、特別の料金を徴収することとしているものです。一方で、救急の患者や、国の公費負担医療制度及び特定の疾病又は障害に着目した地方単独の公費負担医療の受給対象者など、やむを得ない事情がある場合には、特別の料金を徴収することは認めておらず、さらに、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者についても、特別の料金の支払を求めないことができており、各保険医療機関において、患者毎に御判断いただくものと考えております。	・健康保険法第70条第3項 ・保険医療機関及び保険医療費担当規則第5条第3項 ・厚生労働大臣の定める評価療養費、患者申出療養及び選定療養費第2条第4号及び第5号 ・療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第1の3 ・「療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費にかかる厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について	その他	制度の現状欄に記載の通りです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
15	令和5年7月18日	令和5年8月24日	住民票コードの通知廃止について	(案1) 住民基本台帳法第30条の3第3項に規定する住民票コードの書面による通知の廃止 (案2) 1が難しい場合、個人番号通知書に住民票コードを載せることによる通知とする	出生などの際に、住民へ住民票コードを通知しておりますが、現状住民にとっては一部国家試験の際に用いるのみのコードかと認識しております。 本市の住民からは、本市から送付した住民票コード通知書を確認した際、「これは何のコードなのか」「マイナンバーなのか」、「マイナンバーはまだなのか」という問い合わせがあるような現状です。 今後、さらなるマイナンバーの広がりも予想されることから、必要になるのは一部の方であり、出生の際に送った住民票コード通知書を国家資格受験時まで取っているケースのほうが稀であるのではと思われるため、送付事務(人件費・通信運搬費等)の削減のため、当該事務の廃止を提案するものです。	個人	総務省	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第22条の規定により、当分の間、住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関等(平成29年5月29日時点で住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限る)において、住民票コードをの提供を求めることができることとなっていることから、引き続き出生の際に通知することが必要であると考えられます。 また、マイナンバーの付番にあたっては、市区町村から地方公共団体情報システム機構に対して住民票コードを通知し、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーが通知されるといった流れであり、住民票コードの通知を個人番号と同時に住民票コードを通知していたのでは、住民票コードの通知が遅れてしまうため、別途通知するものとしております。	住民基本台帳法第30条の3第3項 同法第30条の37第1項 番号利用法第8条第1項、第2項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
16	令和5年7月18日	令和6年3月15日	減額となった一部負担金の医療機関での返金促進等	診療報酬の審査により医療費の額に減額があった場合、一部負担金に過払いが生じ、当該金額については、医療機関で返金すべきであるが、返金を行わない医療機関も存在する。医療費の減額査定により、高額療養費が不支給又は減額となるが、医療機関が返金を行わない場合は、被保険者の納得が得られないことも多い。そのため、医療費の減額査定があり、医療機関側から再審査申し出を行わない場合は、医療機関に一部負担金返金を促進する行政措置を求めるもの。また、再審査に長期期間要していることから、保険者の判断により、当初の診療報酬で高額療養費を支給し、再審査後は、調整額での対応も可能し、迅速な高額療養費の支給を可能とするもの。	審査支払機関の診療報酬の審査により医療費の額に減額があった場合、被保険者等が、その一部負担金等に過払いが生じたため、当該金額については、保険医療機関で返金すべきものであるが、診療や調剤を行っていることを理由に、再審査申し出を行うことなく、返金を行わない保険医療機関も存在する。医療費の減額査定により、高額療養費が不支給又は減額となることもあるが、保険医療機関が返金を行わない場合は、被保険者の納得が得られないことも多い。そのため、医療費の減額査定があり、医療機関側から再審査申し出を行わない場合は、医療機関に返還すべき根拠を示し、一部負担金返金の返還を促進する行政措置を求めるもの。また、再審査に長期期間要していることから、保険者の判断により、当初の診療報酬で高額療養費を当面支給し、再審査後については、その後の高額療養費での調整や過払い額の返還金での対応も可能し、迅速な高額療養費の支給を可能とするもの。	個人	厚生労働省	審査支払機関の診療報酬の審査により医療費の額に減額があった場合、被保険者等が保険医療機関等に対して支払う一部負担金等に過払いが生じます。 また、高額療養費の支給決定にあたり、基金に再審査請求するのが妥当と認められるレセプトについては、基金からの再審査の結論が出るまでは保留することとされています。	健康保険法第74条第1項各号 昭和48年11月7日保険発第99号・庁保発第21号	前段: 現行制度下で対応可能 後段: 対応不可	前段: 一部負担金等に過払いが生じたことについて被保険者が正確な情報を得る機会を確保できるよう、「減額等となった一部負担金等の額の医療費通知への付記について」(平成22年5月21日保発0521第4号・平成22年5月21日保発0521第1号)において、減額等となった一部負担金等の額を医療費通知に付記するよう保険者にお願ひしており、これにより過払いとなった一部負担金の返還を促進しております。 後段: 高額療養費は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)の決定点数を基準として支給されます。ご指摘のように、再審査請求の結論が出る前に高額療養費の支給を可能とすることについては、レセプトの決定点数を基準とし高い高額療養費の支給を行うものであり、慎重に検討するべきものと考えます。	
17	令和5年7月18日	令和5年8月24日	狩猟免許試験受験の広域化	現在住民票のある都道府県でしか受験できないが、その制限を解除し、どこでも受験できるようにする。	東京都など人口の多い場所では、受験者が多く、受験の申請段階で抽選となっている現状がある。 国家資格を受験するのに、入り口で抽選するのはおかしいのでは。 本来的には他部署から応援してもらうなどして、受験の機会を確保すべき案件であるが、組織として試験に対応できないのであれば、試験を広域化すれば受験者数の増加にも柔軟に対応できるのではないだろうか。 国家資格ではあるものの、許認可は都道府県知事となっているので、住民票と違う県での受験と狩猟免許の許可については、さらなる検討が必要だと思われる。	個人	環境省	鳥獣保護管理法において、狩猟免許を受けようとする者は、その者の住所を管轄する都道府県知事に申請し、管轄都道府県知事の行う狩猟免許試験を受けることと規定されています。また、管轄都道府県知事は、狩猟免許試験の合格者に狩猟免許を交付することとされています。 狩猟免許制度は、自治事務であるため、狩猟免許試験の実施方法については、鳥獣保護管理法及び同法施行規則で規定していること以外の詳細は、都道府県の判断によります。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条、第四十三条、第四十八条 同法施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第四十八条、第五十一条から第五十五条まで	対応不可	狩猟免許試験の受験と狩猟免許の交付について、住所を管轄する都道府県以外での実施を認めた場合、狩猟者の住所変更等の情報を都道府県が管理する狩猟者台帳に適切に反映することが困難になる等、都道府県が行う事務手続きに支障が生じるため、緩和は困難です。 なお、狩猟免許試験は、都道府県毎に行われる自治事務であるところ、東京都では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行った人数制限を緩和するなど受験者数を増やす対応をしていることを聞いております。また国としても、都道府県に対し、複数開催や開催場所の分散、休日開催に努めるように呼びかけています。	
18	令和5年7月18日	令和5年8月24日	共同担保目録に記載された複数の不動産に各別の申請があった場合、受付番号の先後にかかわらず処理すること	住宅販売会社が所有する土地A、B、Cが共同担保関係にあり、A、Bが順次売却されて登記申請されたとする。このときA、Bの登記の順序について、規則58条は受付番号の順序に従って登記を規定するがこれは訓示規定であり、実務上もすべての登記を受付番号順に処理できるものではない。他方、A、Bの登記申請には共同担保目録が共通するため、共同担保目録が法20条のいう「同一の不動産」に該当するのであれば強行規定である同条によって土地Aの登記が完了後にBの登記をすることになるが、法2条1号は「不動産」を「土地又は建物をいう」とするからその適用もない。そこで、A、Bの登記の順序には義務規定がなく、他の登記→	一申請と同様に処理しなければならないはずである。ところが、実務上は、共同担保目録が共通する場合、先に申請された登記が完了するまでは他の共同担保不動産の登記申請は保留されることになっている。この慣行はBの登記申請を迅速に処理するという点で非効率である。たとえば、先にされた共同担保不動産の登記申請に不備があって補正になっていたり、権利証が提出されずに事前通知手続になっていたりして処理が停滞すれば、後にされた共同担保不動産の登記申請の処理もストップする。遅延していた前の不動産の登記が完了しても、後の不動産について完了しなければ共同担保目録について証明書を発行する事務でも遅延が生じる。この不都合は、すべて共同担保目録を「不動産」として扱っているからである。しかし、法2条1号が定める通り共同担保目録は不動産ではない上、共同担保目録の効力としてみて、或る共同担保不動産についての登記申請が完了する前に別の共同担保不動産についての登記申請がされた場合、すべての登記申請が完了するまで当該共同担保目録の証明書の発行が停止されるから、どの不動産についても先に処理するかは問わないはずである。したがって、現在のルールを変更してBの申請をAの申請とは独立して処理しても、現在の共同担保目録の証明書発行手続には影響を及ぼさない。そこで、共同担保目録が共通する不動産について各別に登記申請がされた場合は受付番号の先後にかかわらず、他の登記申請と同様に、訓示規定を無視して処理すべきであると考え、この変更により共同担保関係にある不動産の登記申請は迅速に処理されるであろう。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不動産の登記は、受付番号の順序に従って登記するものとされています。	不動産登記規則第58条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
19	令和5年7月18日	令和5年8月24日	消防指導下実施の訓練時の警察への道路使用許可申請の免除	消防指導下で地域住民に依り実施される消火訓練の度に、警察より毎回提出を求められる道路使用許可申請の免除の制度化を求めます。 具体的には『消防指導下で定期的に行われる小規模で完結する周辺交通に大きな影響を与えない消火訓練は、警察への道路使用申請を不要とする。』	<p><現状> 地域防災力強化の為に船橋市にある当町会では、毎年1回新しい班長を対象に消火栓とスタンドパイプを利用した消火訓練を地域の生活道路で実施しています。実際の訓練時間は2時間程度ですが、毎回訓練の為に消防への各種資料を添付した訓練要請文書を作成提出すると共に、地元警察への道路使用許可申請書の提出を求められます。このお役所の為の事務手続きの為に最低消防署へ3回、警察署へ2回出向かされております。 道路使用許可がオンライン化されたにも関わらず、自治会活動は対象外とされ当然の様に窓口に来る事を求められます。数年前に警察に道路使用料免除を認めさせるだけでも市、消防、警察との調整に膨大な時間を費やされました。</p> <p><効果> 消防警察の無駄な事務作業を削減させられると共に、なり手の少ない全国の自治会役員が本来の地域力、防災力強化に注力する事が出来ます。自治会を支えて来た地元有志の高齢化が急速に進んでおり、地域防災力を持ってない自治組織が存在意義を無くして崩壊してしまう事を少なからず抑制する事が出来ます。</p> <p>※ 手続き資料の提出が必要であれば提供可能です。</p>	個人	警察庁	道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通安全・円滑の確保との調整を図るための制度です。 道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものは、一般的に禁止されていますが、この内、それ自体は社会的な価値を有することから、一定の要件を備えていれば、警察署長の許可によって、その禁止が解除される行為を、道路使用許可が必要な行為として道路交通法第77条第1項に定めています。 なお、一般的に、消防訓練については、道路交通法第77条第4号の規定に基づき、都道府県公安委員会規則により、要許可行為として定められています。	道路交通法第77条、第78条 道路交通法施行規則第10条 都道府県公安委員会規則	対応不可	「消防指導下で定期的に行われる小規模で完結する周辺交通に大きな影響を与えない消火訓練」に係る道路使用許可申請を免除する旨の御提案をいただきましたが、消防訓練は、社会的な価値を有するものの、一般的に、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為であり、一般交通に著しい影響を及ぼすこともあることから、そもそも道路使用許可が必要になるか否かを含め、道路使用を許可するか否かについて、当該行為を行う場所を管轄する警察署長による、道路状況、交通量、道路使用の行為の態様等に応じた個別具体的な判断が必要となります。 したがって、御提案のような道路使用許可申請の免除の制度を設けることは困難です。 なお、例年実施している訓練で、その場所・期間・方法・形態が同一のものに係る道路使用許可については、警察行政手続サイトを利用した申請を可能とすることで申請者の方の負担軽減を図っているところですので、当該申請において同サイトを利用することの可否について警察署や都道府県警察本部まで御相談ください。	
20	令和5年7月18日	令和5年8月24日	独占禁止法相談ネットワークを相談しやすい体制に変えてほしい	公正取引委員会で運営している独占禁止法相談ネットワークについて、事業者団体以外の中立的な立場の団体・機関も相談窓口に加え、独占禁止法に関する相談をしやすいものにしてほしい。	<p>令和5年5月現在、公正取引委員会で運営している独占禁止法相談ネットワークで相談窓口として掲載されているのは、商工会・商工会議所のみである。商工会・商工会議所は、企業を構成員とする事業者団体であり、独占禁止法に関する相談をしにくいことがある。例えば、該合やカルテルに関する相談をしたい場合、その当事者企業が商工会・商工会議所の役員企業であることも珍しくないし、独占禁止法で禁止する該合等への関与が明らかになったとして役員・の辞任に至った例もある。また、下請法に関する相談をしたいときも同じく相談したい下請取引の親事業者にあたる企業が商工会・商工会議所の役員企業であることも珍しくない。</p> <p>商工会・商工会議所の相談窓口の職員には、法律上の守秘義務はない。小規模事業者支援法に基づく指針では秘密保持の必要性は謳われているものの強制力はなく、また、あくまで組織としての商工会・商工会議所に秘密保持を求めているのであって、組織内で情報共有(商工会等の相談窓口職員から当該商工会等の役員への情報共有)されることは防げない。</p> <p>現状の体制では、独占禁止法や下請法違反の相談をしようとしていることが当事者企業に知られることをおそれ、独占禁止法相談ネットワークを利用できない。また、独占禁止法で禁止する該合等への関与が明らかになったとして役員・の辞任に至った商工会・商工会議所もあるが、そのような場合も相談ネットワークからの除外措置がなされることもないので、余計に心配が募る。独占禁止法・下請法に関する相談をしやすくなるように、事業者団体ではない中立的な立場の団体・機関も相談窓口に加えていただきたい。</p>	個人事業主	公正取引委員会	<p>1 「独占禁止法相談ネットワーク」 公正取引委員会では、商工会議所及び商工会の協力を得て、「独占禁止法相談ネットワーク」を構築し、その活用を図っています。これは、中小事業者からの独占禁止法等に関する相談等への適切な対応が強く要請されていることを踏まえ、平成10年から実施しているものです。具体的には、商工会議所及び商工会が有する中小事業者等に対する相談窓口において独占禁止法及び下請法の相談も受け付け、公正取引委員会に取り次ぐことにより、中小事業者等が、独占禁止法等についてより容易・身近に相談できる体制を整備しています。現在、独占禁止法相談ネットワークの相談窓口は、全国に約2,200か所(※)設置されています。 (※)商工会議所516か所、商工会等1,714か所(全国商工会連合会1、都道府県商工会連合会47、商工会1,635、広域指導センター31)の計2,230か所(令和5年3月末時点)。</p> <p>2 公正取引委員会における相談及び申告受付 公正取引委員会では、本局及び8つの地方事務所等において、①事業者等が今後自ら行おうとする行為が独占禁止法上・下請法上問題となるかどうかについての相談、②独占禁止法・下請法に違反する事実があると思料する者からのその事実の報告等(以下「申告」といいます。)を受け付けています。 相談や申告については、来庁による受付だけでなく、電話、書面、電子メール等でも受け付けています。 相談については、相談者の負担軽減、相談者・相談内容の秘匿性等に配慮し、電話等で相談内容をお話いただき、原則として口頭で回答を行っており、相談内容等について原則として非公表としています(なお、相談者・相談内容を原則公表することを条件に公正取引委員会が書面で回答する相談方法も選択可能です)。</p>	(守秘義務)国家公務員法第100条第1項、独占禁止法第39条(申告)同法第45条第1項	現行制度下で対応可能	公正取引委員会が運営している「独占禁止法相談ネットワーク」では、商工会議所及び商工会に相談窓口を設置し、中小事業者等の皆様がより容易・身近に相談できる体制を整備していますが、事業者等の皆様が公正取引委員会の担当窓口へ直接アクセスいただくことももちろん可能です。 公正取引委員会では、本局及び8つの地方事務所等において、①事業者等が今後自ら行おうとする行為が独占禁止法上・下請法上問題となるかどうかについての相談、②独占禁止法・下請法に違反する事実があると思料する者からのその事実の報告等(以下「申告」といいます。)を受け付けています。 相談や申告については、来庁による受付だけでなく、電話、書面、電子メール等でも受け付けていますので、遠方の方でも容易に相談又は申告いただけます(各窓口の詳細は、公正取引委員会のウェブサイトにて御案内しております)。 相談については、相談者の負担軽減、相談者・相談内容の秘匿性等に配慮しており、電話等で相談内容をお話いただき、原則として口頭で回答を行っており、相談内容等について原則として非公表としていますので、安心して相談いただけます(なお、御希望であれば、相談者・相談内容を原則公表することを条件に公正取引委員会が書面で回答する相談方法を選択することも可能です)。 また、申告についても、申告した者が外部の者に特定されることがないよう、申告に係る情報を厳重に管理して調査を行っていますので、安心して申告いただけます。 「独占禁止法相談ネットワーク」は、中小事業者等の皆様が公正取引委員会以外にも相談できる窓口体制を整備する目的で運営しているものですが、御不安等ございましたら、お近くの公正取引委員会担当窓口まで御遠慮なく相談又は申告いただければと思います。	
21	令和5年7月18日	令和5年8月24日	登記すべき事項をQRコード提出	商業登記申請等の登記すべき事項を、電磁的記録媒体に記録して提出方法がありますが、昨今は電磁的記録装置の無いパソコンが増えています。そこで、登記すべき事項をQRコード(二次元バーコード)化して、提出する方法を追加していただきたいと思ます。	<p>商業登記申請等で、電子証明書がない人でも申請用総合ソフトを使用してQRコード(二次元バーコード)付き書面申請ができますが、申請者IDの取得、ソフトのインストールなどが必要となります。</p> <p>そもそも、登記すべき事項だけであれば、1000文字毎にQRコード化するなどの方法が有効ではないでしょうか。(QRコード・モデル2であれば、漢字1817字まで対応)</p> <p>USBメモリーやクラウドストレージの発達により、CD-R・DVD-Rが非搭載のパソコンが増加しております。登記官の負担軽減と入力ミスを減らし、円滑な事件処理が可能かと思ます。</p>	個人	法務省	商業登記の申請における登記すべき事項については、当該事項を記録した電磁的記録を記録した電磁的記録媒体を登記申請書とともに提出することができます。	商業登記法第17条第3項 商業登記規則第35条の3第1項	その他	御提案の内容については、システム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
22	令和5年7月18日	令和5年8月24日	登記手続における包括委任状の要件と事前審査の要否を明らかにすること	登記申請は登記された代表権限ある者が行うことが原則である。／地方、代表権限ある者が作成した委任状を添付することにより代理人が登記申請することも可能である。／ただし、この委任状には当該登記申請の内容を具体的に記載する必要があるとされる。／しかし其の例外として個別的な通達で包括委任状が認められており、銀行などが使用人である支店長を代理人とした委任状を使用できるかを照会し法務省が通達を出している。／法務省は、支配人類似の広範な権限を有する使用人に対してはそれと類似の代理権を与え得るとする。／この手続が不透明であるのは次の2点である。／其の巻、照会を受けた会社の支店長が実際に支配人類似の権限を	一有しているかどのように審査するのか？／会社の内規を提出させて一々法務省が包括委任状の可否を決定するのは、ただの無駄であろう。／そもそも会社法で会社使用人の権限が規定された現在、使用人であれば相応の権限があると推定でき、会社の業務の一環として当該登記申請をしているとみなすべきではないか？／委任状の真実性は登記制度全体の実印と認印との使い分けによって解決すべきである。／現行の包括委任状の取扱いにしても、受任者が使用人でありかつ支店長であることの証明が求められることはない。／すなわち、どのような委任状であっても代表者の会社実印の有無のみで判断されるのであり、委任事項が個別的か包括的かは問題にされていないのが実務である。／其の式、いくつかの銀行が通達によって包括委任状の使用を認められているが、ではそれ以外の会社は包括委任状をしてはならないのか？／会社ごとに通達の個別審査が必要であるとすれば、あらゆる会社が包括委任状の審査を申し込まねばならず、通達という制度が崩壊するであろう。／すでに発出された通達にはすでに個別的な効力はなく、「包括委任状の使用は可能である」という一般論として考えるべきである。／すなわち、包括委任状を個別通達で認めていることは実質を伴わないタテマエ論に過ぎない。／それは新法で切り捨てられた、旧法の当事者出頭主義とか即日補正とかの形骸化した原則論と同様である。／会社の使用人が会社の登記をするにそもそも委任状が必要かという議論は措くとしても、会社が使用人に代理権を授けその提示を受けた第三者が使用人の役職を審査するのは私的自治を拡張する代理制度の趣旨に反すると考える。	商業登記ゲロン	法務省	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。		
23	令和5年7月18日	令和5年8月24日	子ども・子育て支援交付金の実績報告を裏付けする証拠書類等の雛形や作成保存マニュアルを策定してほしい	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)の国庫補助金の申請全般に関して、最終的には会計検査院の検査までを含めて、事業遂行における証拠書類等の作成は必須ではあるが、どの程度までの準備し作成し保管するかが明確には定められてはならず、試行錯誤しながらことに当たっているのが現状であります。	問題点は国庫補助金運用の原則に従ってどのような書類書類等が必要なのか？それがよくわからないことです。 まずは、国庫補助金関連の法令や補助金交付要綱などから、実績報告書に記載された内容を担保する証拠書類とは何かを明確にし、書類書類を作成すること・収集すること・保管すること、その段階ごとの必要事項や法律等の条文番号、注意点をまとめたマニュアル、チェックリスト、書類書類様式の雛形等、を通知・事務連絡・FAQなどとしてweb公開してほしいものです。 マニュアル等を明確に定めることにより、国庫補助金申請のための事務負担が大幅に削減されます。	個人	こども家庭庁	子ども・子育て支援交付金交付要綱	対応不可	左記のとおり、各自治体が運用のなかで必要な証拠書類を事業者等に求めているものと承知しており、国から証拠書類として必要なものを具体的に示すことは困難、かつ適切でないと考えます。 そのうえで当事業に限らず、補助金の実績報告に必要な証拠書類としては、例えば領収書や契約書など歳入及び歳出に係る書類は基本的に全て保管することが一般的に求められるものと承知しており、そのためのマニュアルを作成する必要性が低いと認識しています。 以上より国が一律にマニュアル等を作成するものではないと考えるため、事業所が所在する市町村と御相談いただき、委託等を受けて事業を実施する上で必要となる証拠書類等について御確認ください。		
24	令和5年7月18日	令和5年8月24日	猟銃所持許可の住所変更の際に必要な書類の簡略化	住所変更の際に必要な書類を簡略化する	各都道府県によって手続きが異なるかもしれないが、猟銃所持許可の住所変更の際に、住民票の写しの原本(役場で交付されたもの)の提出を求められた。 現住所の確認という情報であれば、住民票の提示やコピー、運転免許証やマイナンバーカードの確認で済むのではないかと。 例えば軽自動車のナンバー変更は、コピーの提出となっている。 これらの手続きは各都道府県の警察ではあるが、行政手続き簡略化の通知を、国(警察庁)から発出して欲しい。 経済的又は社会的な効果については、住民票交付の手間と費用のコストが減る。	個人	警察庁	銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第32条	対応不可	運転免許と異なり、猟銃の所持許可には、様々な欠格事由が設けられています。 そのため、猟銃の所持許可申請時は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条に掲げる欠格事由を確認するための一書類として、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る)の提出を求めており、また、許可者にその内容の変更があった場合においても、必要な確認を行うため、同様の書類の提出を求めています。 以上を踏まえれば、同書類に替えて(本籍等の記載のない)マイナンバーカードや運転免許証の確認を可とすることは困難です。 また、本籍の記載のある住民票については、事後的に真正性を含めて確認することが想定されることから、添付に代えて提示やコピーの提出を可とすることは困難です。		
25	令和5年7月18日	令和5年8月24日	軽自動車の住所変更(個人使用)に必要な書類の簡略化	住所確認の方法を、運転免許証かマイナンバーカードの提示でも可能とする。	現在、住所変更の確認書類として、住民票の写しか印鑑(登録)証明書の提出が必要となっている。 https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000037.html これを運転免許証かマイナンバーカードの提示でも良いとする。 住所情報の確認は、窓口内でのスキャンやカード読み取り機により行う。 想定される経済的又は社会的な効果は、住民票等の交付手続きの行政コスト、申請者の手間と費用コストの削減が見込まれる。	個人	国土交通省	住所変更の確認書類として、住民票の写し、又は、印鑑(登録)証明書の提出を求めています。	道路運送車両法第67条	検討を予定	○マイナンバーカードについては、今後、実装に向けて必要な検討を行っていく予定です。 ○なお、運転免許証については、住所変更の確認に当たり公的個人認証サービス(JPKI)との連携がなされていないことから、現時点では活用は困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
26	令和5年8月22日	令和5年10月18日	現在は3万円未満とされている収入印紙規定を、キャッシュレス納付の追加に合わせて無制限に改正する	法務省の「○登録免許税はどのような方法で納付しなければならないのですか？」では冒頭で「登録免許税は、原則として現金で納付することになります。」と説明し、現金納付が原則であることを宣言する。／現金納付は登録免許税法で最初に規定された方法であり、法律の説明としては間違っていない。／しかし、実際には印紙納付が原則化しており、現金納付は例外的である。／この説明を読んだ一般人はどのように現金で支払えばいいのか頭を悩ませることになる。／なぜなら、この説明書きには具体的な納付方法の記載がなく、「登録免許税の納付方法の詳細については、最寄りの法務局又は地方法務局にお尋ねください。」と問い合わせを要求している	一からである。／法務局に問い合わせるなら、何のためにこの文書を作成したのか？／申請人には問い合わせの手間を掛けさせ、法務局側には回答する作業を増やして、説明として全く意味をなしていない。／一般人に対して登録免許税法の建前を説明しても意味がなく、申請手順の一環として実務を説明すべきである。／そして、これまた法の建前として「登録免許税の額が30,000円以下であるなどの場合には、その登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を当該登記の申請書に貼り付けて登記所に提出することも認められています。」と書かれているが、実際には3万円以上でも納付が可能である。／登記所に収入印紙が存在しない場合がそれに当たるからである。／この「登記所の近傍」とは、S45.12.8第4791号通達により「登記所から50m以内に日銀代理店がない場合」とされている。／それでは、50m以内に日銀代理店がある登記所は全国でいくつあるのか？／仮にそうした登記所が存在したとしても、その登記所だけ3万円以上の印紙納付を認めないわけにはいかず、施行令29条3号の「特別の事情があると登記機関が認めた場合」として認めるしかないであろう。／そうすると、少なくとも登記手続においては、3万円に限定した規定はそもそも不要である。／印紙制度の不合理を糊塗するために意味不明な制度が積み上げられていく。／窓口電子納付を始めるついでにココも改正して、上記意味不明な文書を改めるべきではないか？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登録免許税は、原則として現金納付の方法によりますが、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が三万円以下である場合その他の政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書に貼り付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができます。	登録免許税法第21条、登録免許税法第22条、登録免許税法施行令第29条	対応不可	登録免許税の納入方法の原則は現金納付であり、例外として一定条件のもと印紙納付が認められているものであり、対応は困難です。	
27	令和5年8月22日	令和5年9月13日	国家公務員経験者採用等の履歴書様式等の運用の統一について	各省庁において、常勤職員、期間業務職員、非常勤職員の採用にあたって、履歴書・身上申告書の様式について統一するとともに、作成・提出方法についても、近年デジタル化も進んでいることから「自筆」や「郵送」に限ることなく、ワードやエクセルでの履歴書の作成やメールでの送付など時代にあつたものとする。	○国家公務員の採用に当たり、各省庁では履歴書等の提出を求めているが、求める様式に統一がない。 1)令和2年7月に日本規格協会が、JIS規格の解説の様式例から履歴書の様式例を求めている省庁がある。 2)上記に伴い令和3年4月に厚生労働省が新たな履歴書の様式例を作成し、その中で「性別欄」は任意記載欄とされたほか、「通勤時間」「扶養家族数(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の扶養義務」の各欄についてもプライバシーの要素が非常に高い情報であることから各欄は削除されたにもかかわらず、引き続き記入を求めている省庁がある。 国として公正な採用選考への理解を深めるさまざまな取り組みを実施するにあたり、各省庁が実施する採用試験における履歴書様式についても当該様式例の趣旨を踏まえたものとするべきです。 ○「賞罰」欄については、上記厚生労働省の様式例では求められていないが、公務員という職務上、公平性を保つうえで、賞罰の確認は必要であることから、非常勤職員の採用を除き、賞罰の確認を必須とし、人事院において国家公務員採用にあつたの履歴書様式例を作成、配布することで、公平な採用に臨んでいただきたい。 ○一部の省庁では、履歴書を自筆に限っていたり、簡易書留による郵送が求められており、パソコン操作が求められるなか、提出方法が郵送に限られるのは時勢に遅れている。 ○提出した書類についても、返却なのか返却できないのか、返却できないのであれば廃棄されるのか、当該省庁で保存されるのか取扱いについてははっきりしてもらいたい。	個人	人事院	国家公務員の採用については、採用試験による採用であれば人事院規則8-12(職員の任免)第8条に基づき各省庁で実施される面接の結果を考慮し行われます。また、各省庁の選考による採用であれば、同規則第21条第2号に基づき人物試験等による能力実証を実施することとしています。 面接及び人物試験等の実施に当たり選考される者から提出することとなる履歴書等について、制度上その様式や提出方法について統一な基準はありませんが、各省庁の選考による採用に際し、選考される者に「性別欄」が設けられている履歴書の提出を求めている事例や、応募・提出方法が郵送に限られているような事例を確認した場合には、人事院から各省庁への指摘等を行っています。 なお、選考される者から提出された資料については、各省庁において定める行政文書管理規程等に基づき適切に管理されているものと承知しています。	人事院規則8-12(職員の任免)第8条及び第21条第2号等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
28	令和5年8月22日	令和5年9月13日	特別児童扶養手当に関する書類への押印廃止について	市町村職員です。特別児童扶養手当に関する書類への押印の廃止を提案します。 特別児童扶養手当に関して、請求者からの押印は廃止されましたが、市町村長印は押印は廃止されておられません。令和5年6月現在、国、都道府県及び市町村の間での書類のやりくりについては、ほとんどすべての手続において押印が不要となりましたが、特別児童扶養手当に関する手続は、引き続き押印が必要です。市町村が決裁手続きを踏まえて都道府県へ進達する書類に関して、わざわざ市町村長が証明のために押印しなければならない合理的理由はないと考えます。	提案理由は、事務処理の効率化のためです。 請求者から提出された書類を速やかに都道府県宛てに進達するのが市町村の役割ですが、押印が必要のために事務処理のプロセスが一つ増え、タイムロスが生じています。都道府県にも審査のスケジュールがあるため、市町村の進達日が1日遅れるだけで、1か月以上のタイムロスが生じることがあります。結果的に、請求者に対して速やかに結果を伝えることができない状況となり、不利益が生じています。 また、市町村の立場としても、押印のために必要な事務処理プロセス及び実際の押印に要する時間が省略ができることで、事務処理が大幅に軽減されます。例として私の勤める自治体では、押印をするためには別棟にある総務担当課に歩いて出向き、承認を得る必要があり、往復するだけで少なくとも10分を要します。また、一度に200~300枚に押印をする必要がある場合もあり、これにも相当な時間を要します。 押印を廃止することで、請求者にとっても、市町村職員にとっても大きなメリットがあります。障害のある方のご家族を支援するための制度であることから、迅速な対応が求められます。前向きな検討をお願いしたいと考えます。	個人	厚生労働省	特別児童扶養手当の認定請求書等については、認定主体である都道府県に市区町村が進達を行う際、各書類について審査したことを確認するために市区町村長名とともに押印を求めています。	特別児童扶養手当の支給に関する法律施行規則 特別児童扶養手当認定請求書(様式第一号(第一条関係))、特別児童扶養手当所得状況届(様式第六号(第四条関係))等、各号様式	対応	「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)を踏まえ、押印欄を廃止することとし、令和5年度中を目途に所要の改正を行う予定です。	
29	令和5年8月22日	令和5年9月13日	抵当権抹消を法務省の解説通りにオンライン申請した登記識別情報の暗号化の委任がなかった場合の救済措置	法務省のYouTubeチャンネルにある「動画でわかるオンライン登記申請(抵当権抹消登記編)」は一般人が抵当権抹消登記申請をオンラインで行うための解説動画である。この動画は抵当権者である金融機関向けではなく、設定者である一般人に向けた内容になっている。動画で抵当権抹消登記手続のすべてを解説することはできないから、基本的な内容に限定するのはやむを得ない。しかしこの動画では、オンライン申請をする前提として、抵当権者の委任状に「登記識別情報の暗号化の委任」が必要であることには全く触れられていない。民事局長通達によって抵当権者の委任状に「暗号化」の委任事項がなければオンライン申請はできない、一	一してはならないにもかかわらず、法務省はこれについて動画の内容でも概要欄でも説明をしていない。／暗号化通達が発出されたのは2008年でこの動画の公開は2018年であるから、当然に通達の内容を踏まえた動画であろう。／そうであるにもかかわらず、法務省の解説動画は「登記識別情報の暗号化」の委任がない場合はオンライン申請できません」とは説明していない。／なぜ、法務省はオンライン申請できない申請人を除外することなく、すべての申請人に対してオンライン申請を勧めるのか？／これでは法務省の間違った説明を真に受けてカードリーダーを購入し、ソフトをインストールしてオンライン申請したにもかかわらず、「暗号化」の委任がないためにオンライン申請を取り下げて書面申請し直さなければならない申請人も出てくるだろう。／使い道もないカードリーダーを買わされた申請人は国家賠償請求できるですか？／少なくとも、このような誤った教示がされた場合の救済措置を用意すべきではないか？／たとえば、巻、暗号化の委任を不要にする、或、登記識別情報の書面提供を認める、参、登記官が抵当権者に電話して暗号化の委任の意思を確認する、などの方法である。／そもそもオンライン申請で登記識別情報を送信しなければならぬ必然性はないし、登記識別情報を知る権限のない設定者が抵当権者の登記識別情報を間違わずに送信したにもかかわらず「知る権利」を与えられてないという想定が荒唐無稽である。／金融機関にしても客に登記識別情報通知書を渡した時点でどのように使おうが気にするはずもなく、あらかじめ法務省が金融機関に暗号化の包括的な意思確認をすれば済む話だろう。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	御指摘のとおり、「動画でわかるオンライン登記申請(抵当権抹消登記編)」では、抵当権者の委任状に「登記識別情報の暗号化の委任」が必要であることを説明していません。	なし	対応不可	動画で抵当権抹消登記手続の全てを解説することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
30	令和5年8月22日	令和5年9月13日	「登記事項証明書添付省略に関する実施計画」に必要な証明書を類型化し、横断的な数値目標を設定する	「登記事項証明書添付省略に関する実施計画」は自治体を含めた行政手続で必要とされる登記事項証明書をシステムの連携によって添付不要とする取り組みである。／同計画の調査では行政手続の83.3%が本店・商号・資格・氏名以外の事項も行政機関が確認事項としていると回答している。／この調査は登記事項証明書以外の公開情報によって代替できるかを調査したものであるが、裏を返せばどのような事項を調査しているかを大半の行政手続で類型化できておらず、登記情報の土の部分が必要かを把握できていないことになる。／たとえば、情報連携以前の問題として、登記情報を管理する法務省自身が、商業登記申請中の不動産登記申請に→	→添付する資格証明書[R3規制改革705提案→その他]、武、合併による移転登記での被合併会社の変更証明書[R4規制改革83提案→対応不可]、参、共同根拠当権設定での前登記証明書[R3行政改革184提案→その他]、肆、不動産登記の住所変更で法人番号変更前の変更証明書[R4規制改革83提案→対応不可]等は登記情報システム上で確認できるにもかかわらず添付省略としていない。／同計画における「取組」として「連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。」としているが、利便性を最大限享受できる法務省が登記情報を活用していない現状で、そもそも「各行政機関」に登記情報を活用する「ニーズ」があるとも思えない。／そこで、各行政手続において登記情報のどの部分が必要かを類型化し、たとえば合併履歴が必要であれば必要な情報のみを抽出して証明書形式に編集することで、行政機関の審査業務を効率化させるとともに、各行政機関にそれでも証明書が必要な理由を求めるべきである。／これは自治体の自治事務だけでなく、同実施計画をデジタル庁とともに作成している法務省自身も上記手続でいまだに登記事項証明書を要求している理由を明らかにさせる。／登記情報が審査業務に必要事項のみ抽出して提供されれば所管省庁や自治体も否定はできないであろう。／むしろ、法務省自身が登記情報を活用していないように行政機関のプライドをこじらせている可能性が高く、そこは官邸や内閣府がリーダーシップを発揮して当該行政機関の時代錯誤を認識させるべきだ。／省庁ごとに法人番号代替率を公表するとか。	商業登記ゲ ン ロン	法務省 デジタル庁	登記事項証明書の添付省略のための登記情報連携の仕組みを活用することで、不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書の全登記事項を証明書形式で閲覧することができるため、これにより、各行政機関においては、各行政手続において必要な登記情報を確認することができます。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、各行政手続において必要な情報の類型化を実施せずとも、登記情報連携の仕組みを活用することで、各行政機関においては、各行政手続で必要な登記情報を確認し、登記事項証明書の添付省略を実施することができます。そのため、デジタル庁及び法務省では、登記情報連携の利用拡大の取組を推進しています。	
31	令和5年8月22日	令和5年9月13日	狩猟免許試験における定員撤廃	狩猟試験の受験を必ず受けられるようにする	東京都などにおいては、狩猟試験の受験が抽選となっている。実技があるため、会場や人員の手配の都合上、定員が設けられるのは分かるが、行政の対応としては人員の応援を頼み、会場を確保すればよいだけであって、定員を絞るのは筋違いである。国が管理する資格として、都道府県によって受験申請が平等でない現状を是正するものである。	個人	環境省	行政改革の番号17の回答を参照してください。				
32	令和5年8月22日	令和5年10月18日	附属建物の新築年月日省略の準則規定を改め、主たる建物の同一の場合は附属建物の新築年月日を自動記録する	不動産登記規則93条1項は、附属建物〔以下、附〕の新築年月日が主たる建物〔以下、主〕と同一である場合はその記録を要しないと定めている。／解説書によると、旧準則157条では附の新築年月日は全く記録しないものとされていたらしい〔逐条解説不動産登記事務取扱手続準則 H28〕。／ところが旧準則当時の解説書によると、通達に反して、実務では主と附とで新築年月日が異なる場合については附の新築年月日を記録していたらしい〔条解・不動産登記事務取扱手続準則新版 S62〕。／この通達を無視した実務は、むしろ当然である。／当該建物の固定資産評価がされる前に所有権保存登記を申請する場合は附の課税価格を新築年月日→	→をもとに経年減価した上で算定しなければならず、主の新築年月日と異なる場合まで附の新築年月日を省略すれば、課税価格を過大に算定して訴訟になりかねないからである。／すなわち準則規定の要は、従来の通達違反を公式に認めることなく、こっそり実務に合わせたものである。／この改正趣旨について、現行解説書は、登記事務がコンピュータ化されて効率化されたために新築年月日が異なる場合を記録することになったとす。／しかし効率化されたのであれば、主と附の新築年月日が同一の場合も記録すればよい。／登記情報システムに、附の新築年月日を入力しないときは主の新築年月日を自動的に転写する機能を実装すれば根本的に解決するからである。／すなわち、登記におけるコンピュータはいまだにワークロの代わりとして利用されている。／たとえば、準則92条は「同一の附属建物が複数ある場合は「同上」のように略記するな」とするけれど入力チェックを実装すればハジけるし、コピーボタンをつければ略記するまでもない。／時代錯誤。／こうした紙の発想を残した登記手続は一般人が公示された登記記録を確認する際に不便を生じさせる。／新築年月日が書かれていないのは不明であるからではないかと。／主と同一であるから省略というのも一つの方法だが、それは国民を拘束しない通達を知って初めて理解できる情報である。／登記情報システムに1兆円以上つぎ込んできたのは「乙号事務のため」であったはずで、登記が公示を目的としている以上は誰もが一見して理解できる表現にすべきである。／入力作業が簡素化されたならば、「附の新築年月日はすべて記録する」とすべきではなかったか？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不動産登記規則第4条第2項において、「建物の登記記録の表題部は、別表二の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するものとする。」とされており、別表二（第四条第二項関係）の附属建物部分における「原因及びその日付欄」において、附属建物の新築年月日を記録することとなります。その上で、不動産登記事務取扱手続準則第93条第1項において、「附属建物がある建物の表題部を登録する場合において、附属建物の新築の日が主たる建物の新築の日と同一であるときは、附属建物の表示欄の原因及びその日付欄の記録を要しない。」とされており、実務上もこれに沿って処理が行われています。	不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18号）第4条第2項 不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第93条第1項	対応不可	現行制度下においては、附属建物と主たる建物の新築年月日が異なる場合は附属建物の新築年月日を記録し、附属建物と主たる建物の新築年月日が同じ場合は記録しない、というように一律の基準に基づいて処理されており、その基準も該当法令・通達において明らかとなっております。また、現実として附属建物の新築年月日が不明で主たる建物の新築年月日と同一と判断できない場合には、附属建物の新築年月日として「年月日不詳新築」などと記載することが現在の実務上の取扱いであることから、空欄になっていることだけをもって、新築年月日が不明であるという誤認は起こらないものと考えます。したがって、御提案については特段の対応は要しないものと考えます。	
33	令和5年8月22日	令和5年9月13日	国土交通省のバブルコメント掲載方法の統一化	総務省及び国土交通省の大臣官房及び航空機安全課に対して提案及び回答を求めます。 総務省においては、有料会員サイトを参照するようなバブルコメントを行わないよう、各省庁に指導すること 国土交通省においては、直ちに今回の件を悔い改め、バブルコメントに関する職員へのマニュアルの配布及び新旧対照表の原則掲載を行うこと	4月上旬に同様の提案をしたものです。現時点でこちらの縦割り110番で回答は得られておりません。にもかかわらず、こちらの意見を提出させていただいた際に例として挙げさせていただいた3月20日からバブコメの結果が公示されており、意見は無いとされております。更には省令改正までできていました。こちらで意見公募されている平成26年（西暦2014年）に「国際民間航空機関において採択された条約附属書の改訂」について調べようとしたところ、こちらは恐らく国際民間航空機関＝ICAO、条約附属書はICAO Annexのことを示していると思われまます。そのため、ICAOのサイトにアクセスし、バブコメで行っている改訂内容を確認しようとしたところ、こちらには有料会員制のサイトであり、あるいは無料で公表されているものがあるかと思ひ、検索を続けたところ、結論としては国土交通省において、ICAO Annexの資料一式は国際機関との兼ね合いからICAO会員でない情報公開を行うことはできないと、情報公開請求で回答していることを知りました。 つまり、国土交通省では有料会員にならないと情報が取得できないものを、具体的な案文も掲載しないままバブルコメントをし、結果誰からも意見がないからと省令を改正したということです。しかも、省令を確認したところ、おそらくヘリコプターなどから出る騒音を評価する計算方法を大きく改正したもので、我々国民の生活に密接に関係するものを突然変えたこととなります。そのため上記提案をします。	個人	国土交通省 総務省	行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項において、「命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示しなければならぬこととされています。「命令等の案」とは、命令等制定機関が命令等において定めようとする内容が示されたものを、「これに関連する資料」とは、命令等の案を作成した趣旨・目的や当該命令等の案を定めるに至った背景事情など、当該命令等の案の内容を国民が十分に理解する上で必要又は参考となる情報が記載された資料と解されます。また、同条第2項において、公示する命令等の案については、具体的かつ明確な内容のものであること、定めようとする命令等の題名及び当該命令等を定める根拠法令の条項が示されたものでなければならないこととされています。	行政手続法第39条	対応	【総務省】 行政手続法第39条の「関連する資料」として公示すべきものについて適切な取扱いがなされるよう、今後、研修等の機会を通じて、各省庁に対し周知徹底を図ってまいります。 【国土省】 「バブルコメントに関する職員へのマニュアルの配布及び新旧対照表の原則掲載」については、番号1の回答をご参照ください。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
34	令和5年8月22日	令和5年10月18日	不動産登記のオンライン申請でPDFファイルが未添付の場合の補正の可否について統一した取扱いをすること	不動産登記をオンライン申請する場合、登記原因証明情報のPDFが未添付の場合は補正が不可能とされている。／H20.12.2付民事2課事務連絡は未添付の場合について直接の言及はないけれども、「登記原因又は登記事項に関する部分」についてのみ補正を認めるとしており、その趣旨は当然に未添付の補正を認めないという意味であろう。／これに対して、大阪法務局のH29.6.30付通知は広く「単なる送信誤りの場合は追完を可能とします」としており、PDFが未添付の場合も補正できるらしい。／また、東京法務局のR2.3.11事務連絡は「PDFファイルの提供がない場合」でも連件申請の別の申請に含まれていれればよいとして	一ている。／法務局ごとに司法書士会へ通知しているということは、他の法務局・地方法務局でも独自の基準で補正範囲を定めているのだから。／しかし、不動産登記法上の却下事由は法令で規定されており、なおかつ、オンライン申請という手続が明確に定められている制度において登記原因証明情報の未添付という典型的な瑕疵で、なぜ法務局ごとに取扱いが異なるのか？／また、字句の訂正についても、上位機関である法務省が「登記原因又は登記事項に関する部分」と限定していたにもかかわらず、下位機関である東京法務局は「登記原因又は登記事項に関する部分を含む」と明言して補正対象を拡大する取扱いをしている。／法務省がH20年事務連絡を撤回したのであればともかく、なぜ法務局単位で法務省事務連絡と矛盾する取扱いが可能なのか？／そもそもその問題は特例方式という矛盾に満ちた制度にあるのだが、その弥縫策を用意するのであれば、H20事務連絡のように法務省が全国統一の基準を明確に示すべきである。／統一基準がないから、却下してモタタかない現場がどんな基準を甘くしてのんじやないですか？／失敗的な視点だと。／【なんとか話法策】巻。「却下するかは登記官が判断します」は間違いです。同じ問題についてH20に事務連絡を出しているから。／武。「順位確保等を目的とした申請がされることを防止できればよい」は間違いです。地方移管のときは「全国統一した運用を確保することができず、地域ごとに異なった判断がされることになりかねない」と言っていたので。／参。「御指摘にあるような事務連絡は承知しておりません。」は間違いです。電話すれば分かるでしょ。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不動産登記においては、申請情報に不備があるときは原則却下されますが、申請の不備が補正することができるものである場合には補正の機会が設けられています。	不動産登記法第25条、不動産登記事務取扱手続準則第31条4項	対応不可	原則は、申請情報と併せて送信すべき登記原因を証する情報を記録した電磁的記録の提供がないときは、申請を却下することとされていますが、個別具体的な事案については、登記官の判断によって補正の機会が設けられています。	
35	令和5年8月22日	令和5年9月13日	e-gov法令検索におけるなおその効力を有するものとされた法令の改正後の条文の掲載	各法令においてなおその効力を有するものとされた法令の規定の一部改正が可能であるが、これらのなおその効力を有するものとされた法令の改正後の抜け込み条文をe-gov法令検索において確認することができないことから、これらの条文を掲載すること。	e-gov法令検索は、現行条文について検索が可能となっているシステムであり、将来の法令ベースレジストリとなることが期待されているデータベースに基づく検索システムである。 この法令ベースレジストリは、デジタル臨時行政調査会作業部会法制事務のデジタル化検討チームでも改善が検討されており、告示の取扱いや過去改正法令の取扱いなど、よりベースレジストリ足り得るよう機能改善が目指されているところである。 他方、法制執務においては、法令の改正前後の経過措置として、なお従前の例によるや、なおその効力を有するものという経過措置が置かれることがあり、前者は改正前後で法令関係を固定されるが、後者は後に改正が可能となっている。 極稀に、このなおその効力を有するものとされた法令の改正が行われるが、この改正は、当該経過措置の直前の法令の条文を改正するものであり、現在、e-gov法令検索でこの改正後の抜け込み条文を表示することはできない。 しかし、この条文は現在において有効となる現行条文にほかならず、ベースレジストリを目指すのであれば、告示や過去法令の取扱いには劣後するものの、いずれは何らかの形で取扱いを目指すべき法令である。 なお、なお従前の例による条文や、改正が行われていないなおその効力を有する条文は、改正直前の全法令を表示する機能(同日施行の他法令もあり得るため、同日前野時点指定ではなく、改正法令の法令番号の直前の改正指定である必要がある。)があれば、対応は可能であると推察されるが、改正されたなおその効力を有するものの条文は、システムに収録しなければ、どのようにしても表示することはできないと思慮される。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索では法律・政令・府省令・規則の法令データを提供しており改正等法令が公布されるたびに更新しております。	なし	検討に着手	e-Gov法令検索は利用者にとって利便性の高い法令データを提供する取組を続けており、今回御提案いただいた内容については、「デジタル臨時行政調査会作業部会法制事務のデジタル化検討チーム」においても同様の指摘を受けており、引き続き検討してまいります。	
36	令和5年8月22日	令和5年9月13日	e-gov法令検索において官報正誤の情報の保有	e-gov法令検索において、官報正誤が行われた制定法令や、改正法令について、その情報を何らかの形で得られるようにすること。	日本国の法令は、官報に掲載された法令が正の条文となるが、印刷誤りや原稿誤りが生じた際には、官報正誤により修正されることがある。 他方、官報正誤が行われた条文かどうかは、現在システムで確認することができない。 e-gov法令検索で表示される附則については、失効されていないと見受けられるものも省略されていることがあり、また、現在失効されていたとしても、過去時点での適用関係を調べるために失効した経過措置を調べる必要がある場合もあり、その際には当時の官報の公布条文を読む必要がある。 しかし、官報正誤は、公布後のいずれかの官報で行われるものであり、当該条文が後の官報で正誤されていた際には、それに気づかなければ、公布時の条文を見ても誤った条文として理解することとなる。 そこで、制定法令や改正法令において、官報正誤が行われたか否かの情報を、改正法令附則の法令番号に掲載するなり、バックデータとして収録をして活用できるようにするなりして、正誤が行われたか否かの情報にアクセスできるようにしてほしい。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索では法律・政令・府省令・規則の法令データを提供しており改正等法令が公布されるたびに更新しております。	なし	検討に着手	e-Gov法令検索は利用者にとって利便性の高い法令データを提供する取組を続けており、今回御提案いただいた内容について、引き続き検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
37	令和5年9月22日	令和6年3月15日	改姓に伴う手数料について	現状、運転免許証や個人番号カードでは改姓に伴う記載事項の変更については、手数料が不要ですが、パスポートや医師免許・看護師免許等は改姓に伴う記載事項の変更収入印紙等が必要である。このような取扱の差異があるため、改姓に伴う記載事項の変更については、一律に手数料を求めない取扱とする。過去にそのような取扱により費用負担を国民に強いた場合は返金する取扱としていただきたい。	婚姻の自由がある中で、夫婦別姓を認めていない現行法制度上、どちらか一方は改姓をせざるを得ません。改姓を法的に強いているのであれば、それに伴う費用負担は国や社会が負うべきものであり、個人が負うべき負担ではないと考えます。また、記載事項の変更については、パスポートや無線技士の免許では必要で運転免許証は不要など、発行主体やその内容によって取扱が異なるというも解せません。少なくとも、夫婦別姓の導入に慎重な状況である現状、国民の負担を少しでも軽減する姿勢が重要ではないかと考えます。	個人	外務省 厚生労働省 総務省	【外務省】 旅券法第3条・第10条・第20条 旅券法施行令第2条 【厚生労働省】 医師及び看護師は登録事項に変更を生じたときは、訂正の申請書に登録免許税(1,000円)の領収証又はその額に相当する収入印紙を貼ったうえで、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて三十日以内に医師であれば住所地、看護師であれば就業地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に申請が必要です。 【総務省】 無線従事者は、氏名に変更を生じたときは免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者規則第50条に基づき、総務大臣又は総合通信局長に対して手数料(2,200円)を添えて免許証の再交付の申請が必要です。	【外務省】 旅券法第3条・第10条・第20条 旅券法施行令第2条 【厚生労働省】 医師法施行令第5条 医師法施行規則第3条 (看護師) ・保健師助産師看護師法施行令第3条第1項及び第4項 ・保健師助産師看護師法施行規則第5条及び第7条第1項 【総務省】 電波法第103条 ・電波法関係手数料令第18条第1項第4号 ・無線従事者規則第50条	【外務省】 対応不可 【厚生労働省】 対応不可 【総務省】 対応不可	【外務省】 国際民間航空機関(ICAO、国連の専門機関)が定める旅券の国際標準では、発給された旅券の記載事項を訂正しないよう求めています。外務省では、有効旅券の記載事項に変更が生じた場合に新たな旅券を発給することで、国際標準に準拠し、日本旅券の所持人が海外の出入国審査等において支障が生じぬようしています。その上で、旅券の記載事項は戸籍に基づくものであり、同事項の変更は、ICチップ等も変更する必要があることから新しい旅券を発行することとしており、旅券冊子代や旅券事務に携わる外務省や都道府県旅券事務所の人件費等の事務経費が発生するため、改姓による旅券発給においても、手数料の納付が必要になっています。 【厚生労働省】 医籍及び看護師籍の登録事項変更にかかる費用は手数料ではなく、登録免許税法で定められた登録免許税であり、現行制度において当該登録免許税を廃止とする対応は困難です。 【総務省】 電波法第103条では、政令の定めるところにより、「実費を勘案」して政令で定める額の手数を国に納めることになっています。つまり、免許証の再発行の理由に関わらず、発生する事務作業等に必要な手数料を御負担いただいているものですので、当該手数料を不要とする対応は困難です。	
38	令和5年9月22日	令和5年10月18日	行政が銀行口座及び学生証情報を把握するためクレジットカードをコピーすることを禁止する	年金事務所や市町村役場において、年金の給付請求や国民年金における学生納付特例申請において添付する書類がクレジットカード一体型のものであった場合、コピーを添付せず窓口職員による確認のみで手続き可能とする	年金機構では毎月「事務処理誤り」の一覧を公表している。 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/ayamari/jimusyoriayamari.html 業務処理マニュアルに示された手順から逸脱した行為であると些細なものでも事務処理誤りとしてカウントされる。カウントされた年金事務所所属の職員は連帯責任を負わされ人事処遇で不利益を受ける。そのためマニュアル第一主義となっているのが年金機構の実態だ。口座情報等がクレジットカードでしか把握できないことはマニュアルにて想定されていないので、職員は機械的に写しを添付し進捗している。ネット通販でクレジットカードを用いた取引ではカード番号とローマ字名義、有効期限及びセキュリティコードを正しく入力できれば決済可能であり、カードを両面コピーすることは悪用される可能性が増してしまう。行政職員とはいえ第三者相手にカード情報を渡すことは非常に危険だ。	個人	厚生労働省	学生納付特例制度の申請においては、対象となる学校教育法に定める学校等の学生又は生徒であること及びその期間を明らかにすることができる書類の添付を求めています。クレジットカード番号の添付は求めていません。また、同一の学校等の学生である期間における2回目以降の学生納付特例申請においては、当該書類の添付は不要としています。	国民年金法第90条の3、国民年金法施行規則第77条の4	その他	学生証にクレジットカード番号が記載されている場合には、申請者に対してマスクング等のご対応をいただくか又は在学証明書等による添付をお願いするよう周知を図るとともに、日本年金機構に対しては当該書類も含めた厳重な書類管理に努めるよう指導します。	
39	令和5年9月22日	令和5年10月18日	軽自動車の県を跨ぐ移転に伴う手続きの簡略化	申請者自身が持っている軽自動車税申告書(県外防止用 消滅用)の手続きの個別処理を止め、受け付けた窓口内で処理する。	県を跨ぐ移動(ナンバー変更)をする際、軽自動車検査協会にてナンバー自体の交付と回収を行う。 新住所への納税変更は自動的になされるようだが、旧住所に対しては軽自動車税申告書(県外防止用 消滅用)という書類を申請者が個々に記入し、旧住所の市町村に郵送で提出する必要がある。 住民票の移動に伴う住民税の処理を個々で行わないように、軽自動車税の停止に対しても窓口内で処理し、申請者で行う処理を減らす。 県を跨ぐ書類が減り、行政手続きがより効率化されると考えられる。	個人	総務省	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第463条の19第1項では、「種別割の納税義務者は、当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式により、種別割の賦課徴収に關必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならない。」とされています。	地方税法第463条の19	その他	制度の現状欄に記載のとおり、地方税法上、旧住所(転出元)の市町村に対して、軽自動車税申告書を送付するよう義務付けてはおりません。その上で、現在、多くの市町村においては、地方公共団体情報システム機構の「軽自動車検査情報提供サービス」等を利用することで、転出元市町村から転出先市町村への納税義務者の異動を把握することができるため、その場合、旧市町村からの軽自動車税申告書の提出は不要であると承知しておりますが、いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。	
40	令和5年9月22日	令和5年10月18日	専門職大学院における博士相当過程及び学位の創設	専門職大学院設置基準に博士課程相当の専門職課程を創設するとともに、学位規則に博士(専門職)(必要に応じて、教職博士(専門職)も)を追加する。(なお、法科大学院は、法学博士(専門職)という学位で博士と名は付いているが、実質は修士課程相当である。本提案は実質的にも博士課程相当の専門職課程を創設するもの。)	現在、専門職大学院の課程は専門職大学院設置基準に規定され、かつ、その学位は学位規則に規定されている。その標準修業年限は原則2年の課程のみが規定されており、修了要件とする修得単位数もそれに応じた単位数のみが設定されており、博士課程に相当する規定がない。(なお、通常の大学院は、大学院設置基準に、修士課程と博士課程とが分けて課程が規定) 我が国では、高度専門人材の育成、活躍は重要であるとされ、教育未来創造会議第一次提言においても、「高い付加価値を生み出す修士・博士の育成・活躍に向けて、大学院教育の強化に取り組む」とされている。博士人材の活躍については、企業における現行の博士課程の人材活用推進の政策も行われ、それも重要ではあるが、専門職大学院はより職業人材育成に重きを置いた大学院であり、専門職大学院における博士課程相当の創設により、より採用ニーズに合った博士人材の育成を推進することができる。海外においては、研究人材育成と専門人材育成は分けて育成がなされる傾向にあり、例えば、教育、経営、公衆衛生などはPhD課程とは分けられたEdD、DBA、Dr.PH課程が設けられ、国際機関などでこれらの学位取得者が働いている日本においても、例えば、東京大学公共政策大学院は博士課程を設けているなど、制度創設の現場ニーズは見受けられる(なお、制度がないためにその学位はPh.Dとして学位を授けられている)平成28年の文部科学省の専門職大学院WGの報告書でも、公衆衛生についてDPHの創設検討が必要とされており、高度専門人材の活用推進が打ち上げられた今こそ、博士課程相当の課程創設を実施すべきである	個人	文部科学省	該当法令では、以下の通り定められています。 (学校教育法) 第九十九条 大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、學術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。 ③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に關連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。 (専門職大学院設置基準) 第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。 2 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間(一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。)とする。	学校教育法第九十九条 専門職大学院設置基準第二条	対応不可	博士課程は、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、『又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと』を目的」(大学院設置基準第四条)としており、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的」とした専門職学位課程とは研究者養成という観点では役割や目的が異なるものの、博士課程における目的の一つとして、御指摘のような社会の多様な方面で活躍し得る者の養成が既に規定されています。 また、博士課程相当の専門職学位課程の検討については、現状、専門職学位課程の修了者の博士課程等への進学率は1.5%程度であり、博士課程相当の専門職学位課程の設置に関する大学や産業界、課程修了者等からの具体的な相談・要望等がなく、現時点では、博士課程相当の専門職学位課程を創設する段階にはないものと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
41	令和5年9月22日	令和5年11月15日	法務省が公開している登録免許税の還付請求書様式に電子納付の場合の納付番号欄を記載すること	R4規制改革422提案は、法務省が公開している登録免許税還付請求書様式には電子納付した場合の納付番号記入欄がないにもかかわらず、未記入の場合は請求書の返戻が行われているのは行政手続法の趣旨に反するとするものである。／これに対して法務省は、「登録免許税法施行令第31条に規定する「その他参考となるべき事項」に当たらないから還付請求書に記載しなくてもよい」と回答している。／政令で「その他参考となるべき事項」を規定しているならば省令なり通達なりでそれを具体化しているはずであり、他方、縦割り回答の一	→「該当法令等」欄にそうした省令や通達を挙げていないから、おそらく根拠となる省令や通達が存在しないのであろう。／しかし、このような統一性のない行政運営は、行政手続法の目的である「行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。）の向上」と矛盾する。／ところで、R3行政改革150提案は、建物滅失申請書様式に法定添付書面ではない「建物取壊証明書」が当然のように添付を要求されているのは行政手続法の行政指導規定に違反すると指摘したものである。／これに対して法務省は、「登記申請における申請人の負担、申請人の便宜に資するかどうか等の観点から、慎重に考える必要」があるとする。／では、なぜ「建物取壊証明書」の提出がないことをもって、当該登記の申請が却下されるものではありません」の申請書様式に記載がある一方で、様式に記入欄を設けない納付番号は「その他参考となるべき事項として記載していただく必要があります」のか？／納付番号のない還付請求書を再提出することは「申請人の負担、申請人の便宜」の観点から不合理であるだけでなく、「審査の適正・効率化及び申請事件の早期処理」という行政事務としてもムダである。／縦割り110番の回答にはこうした行き当たりばったりなものも多く、特に最近では政府にとって不都合な提案をスルーするか、「事実認識」として提案者の無理難題を批判して切り捨てる傾向にある。／R3行政改革174提案は縦割り110番の回答をデータベース化して検索できるようにせよという提案であるが、むしろ回答する省庁のために整備したほうがよいのでは？	商業登記センター	法務省	登記機関は、申請人が過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合には、当該過大に納付した登録免許税の税額等について、所轄の税務署長に通知しなければならないとされています。また、登記等を受けた者は、登録免許税の過納納等がある場合には、その旨を登記機関に申し出て、上記の通知をすべき旨の請求をすることができ、この場合、登録免許税法施行令第31条に規定する所定の事項を記載した請求書を提出して請求することとされています。	登録免許税法第31条 登録免許税法施行令第31条	対応不可	御提案の納付番号は、登録免許税法施行令第31条に直接的に規定されていないため、還付請求書様式に記載されていませんが、登録免許税額の還付を受けるに必要な事項については、その他参考となるべき事項として記載していただく必要があります。	
42	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産登記準則36条4項、商業登記準則50条2項の「補正すべき内容が明らかなきとき」を明確化する	R3行政改革153提案は、退任代表者が作成した委任状を添付して登記申請をする場合、申請情報の代表者欄に委任状を作成した者を記載した場合は却下事由となる取扱いを民事局長通達である準則規定と矛盾するから改めるべきとしたものである。／これに対して法務省は、準則規定との整合性に言及することなく、「申請情報の内容となる法人の代表者の氏名については、登記申請時における代表者の氏名を提供する必要がある、旧代表者の氏名を提供した場合は、不動産登記法第25条第5号に抵触し、補正の対象となります。」と回答した。／他方、R4行政改革101提案は、登記法における却下事由に関する規定があまりにも概括的であり	→申請人にとって明確ではないから通達で具体化すべきであるとしたものであるが、法務省は「登記申請に対する却下の判断は、事実ごとに登記官の判断により行われるため、御提案のような具体化した規定を設けることは困難です。」とする。／しかし、「登記官の判断」は通達の規定が及ばない範囲でのみ裁量を有するものであり、民事局長通達たる準則規定と矛盾することはあり得ない。／そうすると、準則の公的証明に基づく補充規定に違反して却下することもできないはずである。／そもそも、不動産登記法が代理権不消滅を規定している以上、代理人の行為は代表者の退任の影響を受けないため、代理人が権限授与当時の代表者を示せば申請行為としての要件を満たしている。／なぜ法人代表者の氏名は現任者でなければならないか、かつ、民事局長通達の補正不要規定が適用されないのか？／仮に却下事由に当たるか否かの基準が各種規制の空文化リスクを生じるにしても、法務省は商業登記の審査基準を補正率減少のために公開している [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/hojinsetsurisutsu/dai6/sankou1.pdf]。／法のタテマエが強調されていた行政手続法制定当時と違って、現在の規制のあり方は「潜脱されて空文化する程度の規定なら最初から規制するな」というスタンスであるように思われる。／そうであるならば、公的証明によって補充できる不備と補充できない不備とを明確化して、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資すること」を目指すべきである。	商業登記センター	法務省	申請情報の内容に不備があっても、添付情報(公務員が職務上作成した者に限る。)により補正すべき内容が明らかなきときは、補正の対象とはなりません。	不動産登記事務取扱手続準則第36条第4項	対応不可	個々の登記申請において、補正すべき内容は、登記官が事案に応じて判断するものであるため、対応は困難です。	
43	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産登記準則36条に補正期間に関する規定を新設し、その期間を2週間以上とする	補正についての準則36条には補正期間の定めがない。／国の行政手続では補正期間は一般に1週間であるらしく、これを2週間以上にするよう提案したところ、「2週間以上という期間を「相当な期間」の統一な解釈指針として示すことは、ごく軽微な補正で足りる申請における迅速な対応の妨げになるおそれ懸念されます。」という回答がされた。／早期に処理しなければならないのは行政手続法が不当な処分保留によって申請人に差別的な取扱いをして不利を与えないようにする趣旨であるから、申請人に対して不利益になるような早期処理は却って法の趣旨に反するであろう。／補正期間についての行政手続法の一般論は措くとしても、不動産登記法→	→に限って言えば、行政機関と申請人の双方の作業が類似する事前通知の制度がある。／事前通知では、法務局の通知から返送までの期間は2週間である。／比較対象のない行政手続法においては一般論・抽象論で済まされるのに対し、不動産登記に限れば補正期間の設定について矛盾が生じる。／なぜ行政機関で証明書を取得したり関係者の押印を集めたりする補正期間が1週間であるのに、送られた文書に署名押印して返送するだけの事前通知は最低2週間を確保されているのか？／申請の不備という点では、権利証も添付書面であるから期間が異なる理由がない。／まして、不動産登記法の原則的手続であるオンライン申請では返送もオンラインでされるため返信用の送付期間を想定する必要がないのに対し、書面申請の補正では必ず返送または出頭する時間が必要になる。／権利証提出の代替手段である事前通知は返送されなければ申請は却下されるけれど、それは補正期間内に補正されない場合も同様である[準則36条1項(3)]。／強いて言えば、法定の期間設定がされていない補正手続では担当者の一存でどのようにも引き延ばしができる。どのような形で一度補正すれば不備があっても再補正として事実上の延長ができるという点で異なる。／行政機関はこうした矛盾が露呈すると「運用で対応する」という魔法の言葉を使うけれど、「期間内に補正しなければ却下する」という同じ文句が行政手続法の精神に反している。／また、再補正をさせるくらいなら、最初から充分な補正期間を確保すべきである。／このような裏と表の使い分けを禁止するために、補正手続における最低期間を2週間以上と規定すべきである。	商業登記センター	法務省	不動産登記においては、申請情報に不備があるときは原則却下されますが、申請の不備が補正することができるものである場合には、登記官が相当の期間を定め、補正の機会が設けられます。	不動産登記法第25条	対応不可	補正期間については、個々の登記申請において、登記官が事案に応じて判断するものであり、「相当期間」を2週間以上とすることは、ごく軽微な補正で足りる申請における迅速な対応の妨げになるおそれがあるため、対応は困難です。	
44	令和5年9月22日	令和5年10月18日	外務省在外営繕業務の採用パンフレットの更新	逐一更新すべきです。	退職した人の内容が記載されていたり、情報が古く、受験生にとってわかりづらく、毎年更新すべきです。いつまでも同じ国に勤務していると誤解を受けやすい。採用情報もろくに更新しないのに、受験者が興味をもつのは困難だと思います。	個人	外務省	職員採用パンフレットは、人事関係部署と協議の上、関係予算の範囲内で数年毎に改訂しています。	なし	検討を予定	当該パンフレットは改訂を検討中であり、令和5年度予算の範囲内で対応可能な場合は、本年度内に改訂予定です。令和5年度に対応できない場合は、令和6年度早期に改訂すべく協議・調整予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
45	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産登記と商業登記とで生年月日の記録方法を統一し、同姓同名の場合は生年月日を必要最小限のみ公開する	登記手続において個人を特定する情報はせいぜい住所と氏名であるため、同姓同名で同一住所の者を複数記録する場合は生年月日が併記される〔不動産につきS56.11.9民四6427号等〕。／しかし、生年月日は暗証番号に利用されることもある個人情報であり、誰でも取得可能な登記事項証明書で公開してよいものではない。／登記実務では非嫡出子であることが公開される胎児相続の記録例が令和になるまで変わらなかったように、昭和のプライバシー意識がいまだに続いている。／したがって、生年月日を併記する現在の通達は全面的に廃止するのが時代の要請であると考え。／生年月日を公開する→	一代案としてはマイナンバーからランダムに生成した個人特定番号を併記するのが最善であると信じているが、法務省がそれに応じるとも思えないので次善の策を提案する。／不登法改正により所有者の生年月日が非公開情報として記録されることになったが、この記録方法を商業登記にも導入し、すべての役員について生年月日を非公開情報として記録しておく。／そして、不動産登記・商業登記で共通するルールとして、同名異人として管理する場合は、現在の生年月日をまるごと公開する方法を必要部分のみを公開する。／たとえば、〔昭和20年生〕と〔昭和45年生〕のように。／足らなければ、月まで公開するとか、申請書閲覧のように公開が必要な理由を疎明させるとか、例外処理を別途考えればよい。／重要な点は、不動産登記でも商業登記でも同名異人が記録される場合の多くは姑と嫁であろうから、生年だけを公開してもいいは用が足りることだ。／政策立案者として問題の発生状況を把握しているならば、少なくとも生年月日を全部公開している現状に問題意識を持つべきである。／そもそも現在の役員の氏名のみを記録する方法は債権者が商業登記のみを根拠として役員を特定することができず、会社情報の公示として意味をなしていない。／コンピュータ化されて情報の公開・非公開を選択できる現在では、商業登記の機能としても役員を特定する情報を行政が保有しておくべきである。／代表者の住所公開を制限する現在の法意識のもとでは、むしろ住所より生年月日を公開している取扱いを先に改めるべきではないか？／生年月日は変更できないから、住所よりセンシティブな情報である。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	同一の不動産につき、住所を同じくする同名異人の共有者が併存することとなるような場合、当該申請書に住所、氏名のほか、生年月日を記載して登記の申請があったときは、生年月日の登記をすることとなります。また、株式会社の取締役が同姓同名であるため、就任及び事後の変更登記申請に氏名のほか生年月日を記載して登記申請があった場合には、役員の氏名の下に生年月日を括弧書きで記載することとなっています。	昭和45年4月11日付け民事第1426号民事局長回答、昭和56年11月9日付け民四6427号法務省民事局長回答	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、不動産登記と商業登記において、生年月日の取扱いは統一されています。なお、生年月日を必要最小限のみ公開するという御提案については、登記の公示機能と個人情報保護とのバランスを図ること及びシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	
46	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産登記でDV被害者の住所が公開された場合の抹消手続を創設する	R1.6.27総行住第35号は、DV支援申出を受けた自治体と引き継ぎを受けた自治体との間で連絡ミスによりDV加害者に支援対象者の現在住所が提供された事案を受けての注意喚起の文書らしい。／自治体から住民に通知することが多い上に、人力で情報伝達をすればミス起こるだろう。／他方H30.11.15総行住第192号は、法務局から法定相続人情報として公開するために住民票の公用請求があった場合は支援対象者である旨の情報提供をすらし。／では、このときに自治体のミスで支援対象者である旨の情報提供がされなかった場合はどうなるのか？／あるいは、登記官が支援対象者からの申出を看過して登記した場合、→	一代位登記や単独申請による保存行為としての登記で支援対象者が事後的に非公開の申出した場合も同様である。／不動産登記手続には商業登記における職権更正非開示規定が存在しないため、一旦公開した住所を非公開にできないと思われる。／一旦公開された住所は支援対象者の安全確保のためにも転居させ、その後の住所を非公開にしないかの考え方もあり得るけれど、登記事項証明書・登記情報提供サービスでの公開件数はシステム上で調査可能であろうから、公開請求がされる前であれば転居が必要になるとは限らない。／また、R4.8.25法務省民商第411号通達によると、商業登記では支援対象者の現在公示されている住所での非公開手続が可能であるため、公開されている住所を非公開に切り替えることに矛盾は生じないらしい。／したがって、不動産登記においても商業登記と同様に、現在登記されている住所を非公開にする手続を用意するべきではないか？／会社の信用維持を目的とする商業登記では会社の意思により非公開とすることに矛盾はないにしても、不動産登記で住所の非公開制度を導入したのであれば、DV支援の目的を達成できるよう首尾一貫した制度を構築すべきである。／支援対象者であることが登記簿上公示されるかについては、不動産登記では前住所が住所として登記され〔H27.3.31民二第196号課長通知〕、商業登記では411号通達により非公開となるようだが、この取扱いも統一すべきではないか？／制度としての位置づけが不安定である。／外国在住所有者に国内連絡先が登記事項とされたように、支援対象者にも親族、自治体等を連絡先として記録することも考えられる。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記官は、登記記録に登録されている者（自然人であるものに限る。）の住所が明らかになれることにより、人の生命若しくは身体に危害を及ぼす可能性がある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして法務省令で定める場合において、その者からの申出があったときは、法務省令で定めるところにより、登記事項証明書等に当該住所に代わるものとして法務省令で定める事項を記載しなければならないとされています。	不動産登記法第119条第6項	対応	令和3年不動産登記法改正により、制度の現状欄に記載のとおり、DV被害者等保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例が設けられ、令和6年4月1日に施行されます。	
47	令和5年9月22日	令和5年11月15日	根抵当権の債務者の住所変更登記において変更すべき事項に債務者の氏名を含むが明らかにすること	根抵当権の債務者の住所を変更する場合、変更事項を住所のみとするか、変更されていない氏名も含めるかについて登記所ごとのローカルルールがあり、取扱いが統一されていない。／登記実務において官民の業界人がその権威にひれ伏している「登記研究」は見解がぶれているけれども、住所と氏名をセットにする立場らしい。／氏名を含めて345号から住所のみでよいと389号で転じ、456号では再び氏名を含む見解に戻って、530号でそれを追認している。／おそらく多数派の見解であろう。／他方、民事局長通達である不動産登記記録例集には、根抵当権の債務者の住所変更について具体的な記載がなく、根抵当権欄の冒頭に「第十に→	一示されていない記録例については根抵当権の記録例を参照」との注意書きがある。／すなわち、根抵当権の債務者の住所変更の記録例として示されている「債務者の住所 何市何町何番地」によることになる。／法務省民事局長が独立した通達として登記記録例集を发出している以上、それ以前の通達は当然に最新の登記記録例集によって上書きされているはずで、仮に根抵当権の債務者の住所変更の記録方法について通達があったとしても、最新の記録例集に搭載されていないそれ以前の記録例は否定されたことになる。／では、登記研究の見解と登記記録例集の注意書きとどちらが正しいのか？／登記研究の権威は通達をも凌ぐのか、あるいは上級行政庁としての通達が優先するののか？／この点が明らかでないために登記実務は混乱している。／法務省は縦割り110番の回答では、根抵当権者の取扱店の記載については登記研究の権威よりも通達が優先するとし、登録免許税の再使用証明については登記研究による通達のアレンジを認めている。／いい加減、登記行政における民間雑誌の位置づけをハッキリさせたほうがいいと思うんですが。／そして、そもそもの原因は、一通達である記録例集に根抵当権独自の記録例を網羅できるはずがないのに、足らないものについては「根抵当権の記録例を参照」という安直な説明をしたことにある。／「登記官の判断」に丸投げする結果がローカルルールの氾濫である。／この矛盾を解決するには、以前に提案した「記録例のHTML化」しかない。／紙の冊子に記録例を網羅するという発想がデジタル・ガバメントにそぐわない。／これでは1兆円以上投じた登記情報システムが泣きまず。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	根抵当権の債務者の住所の変更の登記を申請するに当たっては、変更後の事項として、債務者の氏名及び住所を申請書に記載する必要があります。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
48	令和5年9月22日	令和5年10月18日	鳥獣被害防止計画の公表	鳥獣被害防止計画を作成しているものの、自治体のホームページで公表していない例が見受けられる。作成したら公表するようなルールを作って欲しい。	行政が作成した条令や計画は広く周知され公表されるべきでは。個別に問い合わせをせずに済むので行政コストの削減が見込まれる。	個人	農林水産省	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項において「市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とされており、法律上、公表することは定められているものの、公表の手段については定められていません。	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第9項	対応	被害防止計画のホームページでの公表は、利便性の観点から意義があることから、農林水産省では、「市町村のホームページを活用した被害防止計画の公表について（令和5年8月4日付鳥獣対策・農村環境課長通知）」を发出し、地方農政局等を通して被害防止計画の各市町村のホームページへの掲載を検討いただくようお願いしたところです。また、本通知発出後、各市町村に向けて被害防止計画の公表状況調査を実施しており、調査結果の公表を検討していきます。今後も、市町村における被害防止計画のホームページでの公表を推進して参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
49	令和5年9月22日	令和5年11月15日	夫名義で購入した不動産を夫婦財産として登記するために信託もどきの「共同形成財産登記」を創設する	資金拠出者が夫として不動産を購入すれば夫の単有名義で登記される。／夫婦共有名義にすれば夫から妻への贈与とみなされ贈与税が課されるからである。／夫が結婚前に蓄えた資金で不動産を購入したのであれば夫の単有名義で登記することも理にかなっているけれど、たいていは住宅ローンを借り入れ、長期にわたって返済するから、夫単有は夫婦共有財産という前提に合致しない。／離婚や相続といった清算の機会が発生するまで妻の持分が顕在化しないのは、生計を一にする「家族」の共同生活を不安定にするリスクになる。／この不平等を是正するため夫から妻への贈与を非課税にする政策は夫の意思に依存するし、非課税要件が共有財産の実体にそぐわない	一場合もある。／たとえば、LGBTを含めた非婚カップルの財産形成で適用できるのか、相続税軽減と同等の非課税枠を用意できるのかという問題である。／また、共有の登記がされるまでは単有名義人が単独で処分可能であるため、実体としての共有状態が処分行為に反映されない問題もある。／したがって、夫婦が財産形成として不動産を購入した場合は取得当初から贈与税の対象にならない共有関係を認める方向で議論を進めるべきである。／そこで、信託登記の受託者が複数の場合は合有関係になる制度をまねて、一旦は夫名義で所有権移転登記をした後、夫婦を受託者兼受益者とする信託[もどき。以下同じ。]の「共同形成財産登記」を創設してはどうか？この登記は夫の単有になっている不動産であっても夫婦の合意がなければ処分できないことを目的とし、離婚や相続が生じるか夫婦の合意によって売却するかすれば終了するシンプルな構成である。／この方法のメリットは、信託の内容をあらかじめ法定しておくことで信託目録の登記を不要にする点にある。／原因欄に「共同形成財産」と公示すれば、第三者は、受託者2人の合意を得なければ処分行為が出来ないと判断できる。／財産の共同形成は生計を一にする期間が基準であるため、登記年月日は重要ではない。／非婚カップルの相続が発生しても、その前段階として不動産の清算が必要であると公示できる。／登記義務者として本人確認と意思確認とを経ることで遺言による意思表示は不要。／夫婦共有財産の持分は2分の1が基本であり、受益者の持分も公示不要。／制度を単純化して手続コストを抑えれば、お値段1000円の変更登記で処理できるかな？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記することのできる権利は、不動産登記法第3条に掲げるものに限られます。	不動産登記法第3条	対応不可	御提案の「共同形成財産登記」の対象とされている権利の内容が明らかではなく、対応は困難です。	
50	令和5年9月22日	令和5年10月18日	障害者活躍推進計画の増補（非正規職員への対応強化）	標記計画は国および自治体の行政機関における障害者雇用の法定雇用率水増しの反省の下に厚労省等が各行政機関に作成を義務づけたものであるが、内容が正規職員に偏った内容となっている。当座の法定雇用率を達成するためだけに年度限りの非正規雇用が各行政職場で顕発しているのが現状であり、そうした障害者本人は、長期的なキャリアデザインを描けない、障害特性のため短時間勤務や責任を伴わない仕事しかできず非正規職員を選ばざるを得なかった障害者もいる。そうした職員に対する計画を盛り込んでほしい。	作成指針及びマニュアル https://www.mhlw.go.jp/content/000639334.pdf 全国各地に出先窓口を設けている国の行政機関は、各窓口により障害者を非常勤で雇用することで全庁的な法定雇用率を達成している(例:法務局、税務署、自衛隊駐屯地・基地、国交省の国道等の管理事務所および出張所、ハローワーク、労働基準監督署、年金事務所)。そのため出先窓口で採用された障害者は内部職員による障害特性に応じた専門的支援を受けられない(支援スタッフが本省もしくは地方支庁等のブロック拠点のみに配置されているため)。また国の公務職場には長らく障害者就業・生活支援センターが介入できなかったことや、居住地と勤務地の二次医療圏が異なることなど複合的要因により外部からの専門的支援を受けられない大都市圏以外の道府県の障害者施策は保健所の管轄域単位で厳格に運用されているため)。そして労働契約法等の無期雇用転換ルールが適用となる連続5年以上の雇用契約を回避するため、5年で雇止めとなる省庁がほとんどだし(しかしそのような場合でも雇用保険の離職票には自己都合退職と記載されて交付される)。 作成指針には年一回以上の計画実施状況を公表しなくてはならない旨の記載があるが、一部の地方自治体ではそれを実施していないもしくは実雇用率のみを公表している状況。 (例)新潟市 https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/soshiki/saiyo/shokun/jinji2020.html ほかに相模原市等も非公表。	個人	厚生労働省 内閣官房 総務省	国及び地方公共団体においては、法定雇用率の達成に留まらず、障害者活躍推進計画の作成を義務づけており、障害者の活躍の場の拡大に向け、合理的配慮の提供も含め、障害者の活躍を推進するための体制や職務環境の整備、人事管理など、各機関において自律的な取組が進められているところです。当該計画は、障害者活躍推進計画作成指針に基づき策定することとされていますが、当該指針においては、 ・外部の関係機関(地域の就労支援機関等)との連携体制を構築することが重要であること ・意欲・能力に応じた非常勤から常勤への転換の促進も重要であること について示しています。 この他、令和5年度より、障害者就業・生活支援センターにおいては、当該センターの支援を受けて国及び地方公共団体に就職した者に対し、無償で就職後も引き続き支援を行うことを可能としたところです。 厚生労働省は、引き続き、障害者活躍推進計画の作成に関し必要な助言を行って参ります。	障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の2、第7条の3	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
51	令和5年9月22日	令和5年10月18日	経済制裁対象者が指定される時、国際連合国際連合の共通指定コード・番号を付記するよう運用を統一	外為法による経済制裁の対象者が指定される時、国際連合が経済制裁の対象者に指定している個人や団体については必ず国際連合の共通指定コード・番号を付記するように運用を統一してほしい	国際連合が指定した個人や団体は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインで求められている24時間以内の対応のため、迅速にスクリーニング・システムに情報を取り込んでいる。 そのため、国際連合が指定した直後にその情報を取り込み、その後政府が外為法で指定してからの対象者の情報か突き合わせて日本語情報を取り込むという運用にせざるをえないが、その突き合わせにあたって国際連合の共通指定コード・番号の記載があれば名寄せが簡便になり、突き合わせの事務負担が減少すると考えられる。 現在は財産凍結法による指定では「名簿記載者公告番号」を記載してくれているが、外為法による指定ではその記載がないため、政府として運用を統一してほしい。	個人	外務省 財務省 経済産業省 警察庁	国際連合安全保障理事会がテロリスト・拡散金融に係る制裁対象者の追加を指定した場合、外務省告示で外為法上の措置の対象を公告していますが、現在のところ指摘のとおり国際連合の参照番号(Permanent reference number on Sanctions List)の記載はありません。	外国為替及び外国貿易法	検討を予定	国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト・拡散金融に係る制裁対象者にかかる情報については、これまでも日本語情報を迅速に公告するよう鋭意改善を重ねてきております。金融機関等による迅速・確実なリスト更新が可能となるよう関係省庁で対応を検討していく所存です。	
53	令和5年9月22日	令和5年10月18日	鳥獣被害防止計画の公表	鳥獣被害防止計画を作成した自治体は、それぞれの自治体のホームページでの公表を義務付ける	各自治体において鳥獣被害防止計画を策定しているが、ホームページで公表していない例が見受けられる。 自治体の立てた計画は広く周知されるべきものであり、ホームページでの公開を原則とする。 それぞれの自治体への問い合わせの手間が減り、また近隣や他県の計画を比べやすくなることにより、より有効な鳥獣被害防止対策が進むと考えられる。	個人	農林水産省	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項において「市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とされており、法律上、公表することは定められているものの、公表の手段については定められていません。	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第9項	対応	被害防止計画のホームページでの公表は、利便性の観点から意義があることから、農林水産省では、「市町村のホームページを活用した被害防止計画の公表について(令和5年8月4日付鳥獣対策・農村環境課長通知)」を发出し、地方農政局等を通して被害防止計画の各市町村のホームページへの掲載を検討いただくようお願いしたところです。 また、本通知発出後、各市町村に向けて被害防止計画の公表状況調査を実施しており、調査結果の公表を検討していきます。 今後も、市町村における被害防止計画のホームページでの公表を推進して参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
54	令和5年9月22日	令和5年10月18日	車検証の住所変更	個人の車検証の住所変更、現在住民票が必要となっているが、マイナンバーカードを取得していれば、そのデータを活用し、住民票の提出を不要とする。	車検証の変更を取り扱う運輸支局が、平日の16時までしか受付をしていないにも関わらず、マイナンバーで事足りる内容をわざわざ手数料を必要とする住民票を取らなければいけない現在の状況は、コストの無駄しかない。	個人	国土交通省	自動車の登録手続については、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)を利用することでオンラインにて24時間365日申請が可能となっております。OSS申請において、令和4年以前は住民票コード取得のため、住民票を必要とする場合がございますが、令和5年1月よりマイナンバーカードに格納されている電子証明書に含まれる基本4情報を用いることで、住民票を取得することなく、申請者の住民票情報を取得できる機能の追加を行っております。	住民基本台帳法	対応	OSS申請においては、令和5年1月よりマイナンバーカードに格納されている電子証明書に含まれる基本4情報を用いることで、住民票を取得することなく、申請者の住民票情報を取得できる機能の追加を行っております。	
55	令和5年9月22日	令和5年11月15日	登記情報提供サービスの照会番号制度の代わりに、収入印紙を貼付して登記事項証明書の添付を省略する	登記情報提供サービスの照会番号制度は、会社法人等番号等で省略できない登記事項証明書を添付する代わりに、登記情報提供サービスに手数料を支払って発行された照会番号を登記申請書の添付情報として提供するものである。／登記事項証明書の添付省略が政府方針となっていないから申請人以外の会社法人番号(R4規制改革84から83に変更)や他管轄の前登記証明書(R3行政改革184)の登記事項証明書を提出しなければならず、法務局が管理する情報を法務局に提出するコストが維持されている。／照会番号制度は登記事項証明書の手数料より大幅に安い登記情報提供サービスで代替させるインセンティブによって、法務局で発行された証明書	一を法務局に提出させるといふ偽造変造リスクをなくした制度である。／具体的には、登記事項証明書が1通600円であるのに対し、登記情報提供サービスは332円となっている。／一見、国民目線な値下げであるけれども、第一に登記事項証明書の添付省略を認めればこんなサービスを利用する必要はないし、第二に登記情報提供サービスの332円のうち12円は民事法務協会の手数料収入であるから登記申請書に320円の収入印紙[または電子納付]で代替すればもっと安くなる。／行政手続で320円の手数料を支払えば証明書分の登記情報システム経費を負担したことになるから、民事法務協会に12円を払う必要がない。／この意味不明さは何なのか？／照会番号はインターネットを経由して参照される情報であり、法務局が管理する登記情報を民事法務協会を通じて提供される意味不明な構造である上に、内部ネットワークではなくインターネットを経由している時点でセキュリティリスクが発生している。／情報セキュリティより大事な制度なんですか？／また、登記情報提供サービスを国が直轄して運営することや制度開始当時に国会の付帯決議で事業者の複数化が指摘されたことについてはコストの問題を理由に対応不可であると回答したのだから、照会番号制度のようなコスト発生源を維持する理由は全く無く、簡素で効率的なシステム設計を目指し、国に直接手数料を支払うようにすべきではないか？／オンライン申請であれば自動処理によって業務がさらに効率化するだろうし、書面申請にしても会社法人等番号が提供された場合と変わらない。／税と手数料の一括納付は本支店一括申請でやってみましたよね。	商業登記ゲロン	法務省	電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、登記事項証明書を併せて提供しなければならないものとされているときは、法務大臣の定めるところに従い、登記事項証明書の提供に代えて、登記官が電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けるために必要な情報を送信しなければならないとされています。	不動産登記令第11条	対応不可	登記事項証明書は資格証明としての機能を有するものであり、それに代わるものとして、照会番号制度があります。収入印紙の貼付だけでは、申請人が会社法人等の代表者の資格を有すると証明することが不可能であるため、対応は困難です。	
56	令和5年9月22日	令和5年10月18日	鳥獣被害防止計画の公表	鳥獣被害防止計画を作成した場合、それぞれの自治体のホームページで公表する	鳥獣被害防止計画を作成したが、自治体のホームページで公表していない場合がある。 公的な計画はだれでも見られるよう、公開すべき。 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項には、「市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とあります。	個人	農林水産省	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項において「市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とされており、法律上、公表することは定められているものの、公表の手段については定められていません。	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第9項	対応	被害防止計画のホームページでの公表は、利便性の観点から意義があることから、農林水産省では、「市町村のホームページを活用した被害防止計画の公表について(令和5年8月4日付鳥獣対策・農村環境課長通知)」を发出し、地方農政局等を通じて被害防止計画の各市町村のホームページへの掲載を検討いただくようお願いしたところです。 また、本通知発出後、各市町村に向けて被害防止計画の公表状況調査を実施しており、調査結果の公表を検討していきます。 今後も、市町村における被害防止計画のホームページでの公表を推進して参ります。	
57	令和5年10月20日	令和5年11月15日	国庫補助金等の事務処理等マニュアルを国の行政機関全てに適用する共通(標準)マニュアルにしてほしい。	経済産業省における国庫補助金等の事務処理等マニュアル、是非とも国の行政機関全てにおいて共通に適用できる標準マニュアル化してほしいです。 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html	国庫補助金等の事務処理において、どの程度の証拠書類等を作成し、申請書類に添付や保管・保存するかは国の行政機関共通のものが無く、標準的な書類作成の標準マニュアルがあれば、適正・適法に国庫補助金等の申請ができるようになり、何をどうするかに時間を割いていたことが幾分でも楽になります。	個人	財務省 内閣府 総務省 国土交通省 厚生労働省 こども家庭庁	【財務省】 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の第5条において、「補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に對してその定める時期までに提出しなければならない。」とされています。 【内閣府・総務省・国土交通省・厚生労働省・こども家庭庁】 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の第5条において、「補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に對してその定める時期までに提出しなければならない。」とされています。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	現行制度下で対応可能	【内閣府】 申請書類に添付する書類等はそれぞれの補助金等の交付要綱で定められており、また、必要に応じてQ&A等により補完しているため、マニュアル作成までは考えておりません。 【財務省】 申請書類に添付する書類等は、それぞれの補助金等の交付要綱で定められており、交付要綱に記載がないものについては、それぞれの補助金等ごと、必要に応じて事務処理要領等で補完しているところです。 ・このため、共通的なマニュアル作成までは考えておりません。 【国土交通省】 申請書類に添付する書類等は、個々の補助事業の交付要綱に記載され、交付要綱に記載がないものについてはそれぞれの補助金等ごと必要に応じて要領等で補完しております。また、補助事業の内容は多岐にわたるため、証拠書類等についても各補助金によって求めるものが異なることから個別の交付要綱や要領等で補完しているところであり、共通のマニュアル作成までは考えておりません。 【厚生労働省】 申請書類に添付する書類等は、それぞれの補助金等の交付要綱で定められており、交付要綱に記載がないものについてはそれぞれの補助金等ごと必要に応じて事務処理要領等で補完しており、共通的なマニュアル作成までは考えておりません。 【こども家庭庁】 申請書類に添付する書類等は、それぞれの補助金等の交付要綱で定められており、交付要綱に記載がないものについては、それぞれの補助金等において必要に応じて取扱細則等で定めていること 以上のことから共通的なマニュアル作成までは考えておりません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
58	令和5年10月20日	令和5年11月15日	独立行政法人・国立大学法人等における財務諸表等の官報掲載の廃止	独立行政法人通則法に基づき、独立行政法人及び国立大学法人には主務大臣承認後の財務諸表の官報への公告が義務づけられているが、「広く一般の人に知らせる」という「公告」の趣旨を踏まえれば、法人のWebページへの掲載でも十分であることから、効果的・効率的な予算執行という観点からも官報公告規定を廃止し、これより生じる経費や人的コストを法人が本来目的とする業務費に当て国民に還元されるように改善すべきと考える。	独立行政法人通則法(以下、「通則法」)第38条に基づき(国立大学法人については国立大学法人法第35条に基づき)準用により、主務大臣承認後の財務諸表の官報への公告が義務づけられている。しかし、インターネット普及率が8割を超える昨今にあって、「広く一般の人に知らせる」という「公告」の趣旨を踏まえれば、例えば通則法第28条を始めた「遅滞なく公表しなければならない」といった規定に基づく法人のWebページへの掲載でも十分であり、官報公告を義務づける意義が見いだせない。官報掲載費用が一人当たり100万円と仮定すると、令和5年4月現在で独立行政法人87法人、国立大学法人86大学と単年度当たり少なくとも1億7,300万円が官報公告に費やされていることになる。法人の運営には国の予算が投入されていることから、官報取次所の既得権益があるにせよ、効果的・効率的な予算執行の観点からも、上記の規定を廃止し、これより生じる経費や人的コストを法人が本来目的とする業務費に当て国民に還元されるように改善すべきと考える。上記に限らず、官報公告が義務づけられているもので、「遅滞なく公表」に変更可能なものがある場合は、前述の金額よりも更に大きい削減効果・経済効果が期待できる。見直しが困難な場合は、官報公告と「遅滞なく公表」の意義の違いについてご教示願いたい。	個人	総務省 文部科学省	【独立行政法人の財務諸表について】 独立行政法人が作成する財務諸表(附属明細書等を除く。)については、官報に掲載することとしています。 【国立大学法人の財務諸表について】 国立大学法人が作成する財務諸表(附属明細書等を除く。)については、独立行政法人通則法の規定の準用により、官報に掲載することとしています。	【独立行政法人の財務諸表について】 独立行政法人通則法第38条第3項 【国立大学法人の財務諸表について】 国立大学法人法第35条	【独立行政法人の財務諸表について】 対応不可 【国立大学法人の財務諸表について】 対応不可	【独立行政法人の財務諸表について】 官報は、一般に、「国の法令や公示事項を掲載し国民に周知させるための国の公報として重要な役割を果たしてきている」(「官報電子化の基本的考え方」(令和5年10月25日官報電子化検討会議))もであり、「官報に備わっている周知可能性や信頼性等に鑑み、法規たる性質を有しない事項について公にする手段としての役割も有している」(同)とされています。また、官報の掲載事項として、「公告」については、「各省庁の公告」「裁判所の公告」「特殊法人等の公告」「地方公共団体の公告」「会社その他の公告」(「官報の編集について」(昭和48年事務次官等会議申合せ、令和3年8月-27日変更))が列挙されており、一般に、公的機関等における公告は、官報掲載という方法が想定されていると承知しています。 独立行政法人が作成する財務諸表(附属明細書等を除く。以下同じ。)については、公的機関において公的資金がどのように使われているかを示すものであり、幅広く国民に透明性を担保して周知することが特に必要であることから、他の法令制度による官報掲載事項と同様に、こうした官報の国の公報としての役割、周知可能性・信頼性等を理由として、官報掲載事項としていたが、独立行政法人の財務諸表については、引き続き官報掲載とすることが適当です。なお、独立行政法人の財務諸表に限らず、周知方法としての官報掲載に関する法令の定めについて政府全体で見直しが行われる場合には、適切に対応してまいります。 【国立大学法人の財務諸表について】 国立大学法人が作成する財務諸表(附属明細書等を除く。)については、独立行政法人通則法の規定を準用しているため、独立行政法人の対応に準じて適切に対応してまいります。	
59	令和5年10月20日	令和5年11月15日	育児時間の取得可能な時期について	現在、育児時間は小学校就学の始期に達するまでの子を養育しようとする職員が育児短時間勤務を行うことができるとされているが、小学校卒業までに延長することが理想である。	「小1の壁」はご存知ですか？ 私は今、霞ヶ関で一般職として働く母です。 現在育児時間を取得して、仕事、保育園の送迎、家事、育児を毎日こなしています。 しかし、先のことを考えると不安ばかりです。その1番の理由は子が小学校卒業すると育児時間が取れないことです。 共働き、各世帯、通勤時間に1時間以上かかる私は18時15分に退行しても家に着くのは20時頃。そこから夜ご飯の支度を始めるとなると、21時前になります。 低学年の子のみでの夜間の留守番は、危険なことが多いです。また昨今の物価上昇などもあり、保護者の帰宅時間まで塾を習わせるなどの対策は金銭的な負担が大きく、不安要素のひとつでもあります。 私は、総合的に考えて、小学校を入学を機に、仕事を辞めることを考えております。 どうか、子供が小学校を入学したあと女性が仕事を続けられる制度の見直しをお願いします。	個人	人事院	常勤の一般職国家公務員の育児時間は、小学校就学前の子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる制度です。 この制度は、子が乳幼児である時期は、仕事と育児の両立が難しい時期であることを考慮し、一定の年齢に達していない子を養育する職員が請求した場合において、一日の勤務時間の一部を勤務しないことを認め、仕事と育児の両立、調和を容易にする趣旨で設けられています。 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を制度の対象としているのは、民間に適用される育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律において、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児休業に関する制度、所定外労働の制限、所定労働時間の短縮又は始業時刻変更等の措置の講ずるよう努めなければならないとされていること等を念頭において設定したものです。	国家公務員の育児休業等に関する法律(平成33年法律第109号)	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
60	令和5年10月20日	令和5年12月13日	オンラインで登記申請を取り下げる場合、取 downstreamに次の申請書を送信したときは添付書面を付け替える	R3行政改革190提案は、オンライン申請で取り下げ後に同日付の再申請をする場合は添付書面を添付せず登記所で付け替えるというものである。／例えば登記原因証明情報のPDFを添付し、補正ができない却下事由が生じて申請情報を送信し直す必要がある場合で、別送した添付書面には不備がないため再申請にそのまま流用できるときは、その往復分の処理が遅れる上、登記所側にも申請人側にも無駄な手間が発生してしまう。／そこで、取り下げた申請の添付書類を再申請に付け替えることでコストの削減と迅速な処理を実現する	一べきである提案した。／大阪法務局では既にやっているらしい。／これに対して法務省は、「登記申請が取り下げられた場合において、添付情報のみ登記所に保管する取扱いとすることは、当該添付情報の管理の問題などの課題があることから、この点も踏まえ、慎重に検討すべきものと考えます。」とする。／しかし、提案は取下げと同日に再申請した場合に限定しているため、添付書類を何日も保管することなく、管理上の問題が生じるはずはない。／電話で再申請の連絡を受けた法務局担当者も、添付書類を申請人が窓口で提出するように、添付書類を窓口を持っていけば同じである。／仮に再申請が遅れて何日も保管することになったとしても、申請人が登記所での再申請希望に変更すれば他の申請の添付書類と同様に保管することになる。／これで問題が生じなければ他の申請の添付書類と管理上の問題が生じている。／このように法務省の回答は詭弁であるけれど、そうした反論さえ封じる方法として、取 downstreamに再申請を送信し、前申請とともに保管されている添付書類を、取 downstreamと同時に再申請に付け替えることを提案する。／再申請には前申請の受付番号と担当者名を記載し、取 downstreamには再申請の受付番号を記載して申請書間のリンクは完璧。／この方法であれば前申請を保管する担当者のところへ取 downstreamが届き、取 downstreamと再申請への付け替えとが一体的に行われるため、添付書類の管理上の問題は生じない。／前回の提案で指摘した、行政コストの削減やらオンラインの利便性向上やらの大義名分も薄くなっていない。／オンライン普及のための特例方式が落とし穴だらけなんだから、せめて対策を立てませんか？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記官は、書面申請がされた場合において、申請の取下げがされたときは、申請書及び添付書面を送付するものとされています(電子申請における添付情報の提供方法に関する特例により申請した場合には、添付書面を送付するものとされています。)。 電子申請における添付情報の提供方法に関する特例により申請した場合には、その申請の受付の日から2日以内に添付書類を提出する必要があります。	不動産登記令附則第5条、不動産登記規則第39条第3項、同附則第21条第2項及び第24条第1項、商業登記等事務取扱手続規則第54条第5項	その他	取下げがされた登記申請に係る添付書類を登記所において別の申請情報に付け替えるとなると、添付情報の適切な取扱いの観点から、運用を確立する必要があることから、この点も踏まえ、慎重に検討すべきものと考えます。	
61	令和5年10月20日	令和5年11月15日	国家公務員宿舎に光回線を導入する。	国家公務員宿舎に光回線を導入する。	国家公務員のブラックな職場環境がニュースでよく報道されていますが、ほとんどの国家公務員宿舎に光回線が導入されていないとネットで知って驚いています。 政府は、積極的にテレワークを積極的に推進しているはずなのに、自分たちが管理している宿舎のネット環境をアナログのまま放置していて、しかも入居している国家公務員の方が光回線工事を申請しても宿舎を管理している財務省などの役所が認めてくれないと書かれていました。光回線工事を光回線宿舎に引くことは、宿舎の価値を高めることを自主的にやってくれるラッキーなものになぜ認めないのでしょうか。 こんな職場環境では、優秀な若い人が民間に流れるのは、当然だと思います。今では、当たり前の光回線ぐらい財務省は速やかに導入してやってください。あまりにも酷いと思います。	個人	財務省	国家公務員宿舎法第16条第2項において、「被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につきその維持管理機関の承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。」と規定されています。	国家公務員宿舎法第16条第2項	現行制度下で対応可能	国家公務員宿舎における模様替等の工事については、国家公務員宿舎法第16条第2項において、維持管理機関の承認を受けないで改造、模様替等その他の工事をを行うことを禁止しています。これは、国家公務員宿舎の適切な維持管理の観点から、入居者がみだりに宿舎の原状を変更することを防止するために承認事項となっているものです。 一方で、光ケーブルを利用したインターネットサービスの提供を受けることは、一部の入居者に限定される特殊な模様替等ではないほか、原状回復も容易であり、合同宿舎の維持管理に支障を及ぼすものではないため、自治会等からの申請があれば承認を行っているところ。また、令和元年の財政制度審議会答申を踏まえ、合同宿舎の老朽化への対応として内装等の改修と合わせインターネットの利用に対応できる設備改修を必要に応じて実施しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
62	令和5年10月20日	令和5年12月13日	相続関係説明図、法定相続情報一覧図の作成見本をインデントを利用したテキストで統一する	相続関係説明図や法定相続情報一覧図の様式は、本人を中心とした関係者を線で図示する方法を原則としている。／歴史の浅い法定相続情報一覧図は相続関係説明図の亜流であろうし、相続関係説明図は家系図の亜流であろう。／既存の制度を急頭に制度設計したに過ぎない。／ところで、どちらの制度も、関係者を線でつなぐに記載事項のみを列挙する作成も認められている。／これは、線で結んだ図を作成できない申請人を想定したバリエーションな例外という位置づけが正しい。／しかし、列挙方式のほうがパソコンで作成が容易であるため、こちらを原則とするよう改めるべきである。／専門業者が登記手続を独占していた時代であればともかく、現在のよう	一に一般人もパソコンで申請書を作成する時代にあつては特別なアプリケーションやその操作技術に依存しない方式が制度設計として必要ではないか？ ／法定相続情報一覧図の様式をエクセルファイルで公開している法務省にし、すべてのパターンを網羅できず、典型的でない相続関係では申出人にファイルを変更させている。／エクセルを使い慣れない者にとってセルを切り貼りして図を書き換えるのは容易ではない。／相続関係説明図に至っては、法務省はダウンロード用ファイルさえ提供していない。／法定相続情報制度の創設目的である相続登記申請を促進するにはこうした申請障害を除去する必要があり、誰もが扱えるテキストファイルによる列挙方式が望ましい。／現在のよう図示が必要であれば、テキストファイルを提出させ、法務局が審査する段階でプログラムで図に変換すればよい。／テキストファイルによる提出は商業登記で活用されている。／列挙方式のファイルを印刷した用紙に申出人が署名押印すれば入力内容が真実に相違ないとの申出を確認でき、登記官がその証明を元に作成すれば現行方式と同じである。／この変換プログラムをウェブサービス化して事前に利用できるようにすれば、申請人自身が不備に気づいて補正も減るだろう。／また、オンラインサービスできれば法定相続情報一覧図のオンライン申請も可能になるため、デジタル・ガバメントの方針とも合致する。／要するに、関係者を線でつなぐというパソコン以前の慣行がデジタル化の障害になっていて、パソコン以後に登場した法定相続情報一覧図でさえ、国民がパソコンで簡単に作れない仕様になっているからこれを改めるべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	相続関係説明図については、以下URLのリンク先ページ中、「19」所有権移転登記申請書（相続・法定相続）において、不動産登記の申請書様式を紹介する中で「太郎データ、ワードデータ及びPDFデータで記載例を掲載しています。 https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html また、法定相続情報一覧図については、以下URLのリンク先ページにおいて、エクセルデータで記載様式を掲載しています。 https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000015.html	なし	対応不可	御提案のようなテキストファイルによる列挙方式を一般的な相続関係説明図のひな形とした場合、被相続人を起点とした相続人との関係性の把握を一見して行うことが困難であると考えられることから、登記所における審査事務に時間を要することとなるため、現状においては対応困難です。 また、法定相続情報一覧図においては、実子と養子の別など各種相続手続において必ずしも必要のない身分関係もあることから、被相続人を起点とした相続人との関係を線で結んだ図の方式のほか、列挙方式での一覧図のひな形も掲載しているところから、一覧図の保管及び写しの交付の申出は、全ての戸籍簿が電子化されオンライン提供可能とはなっていないことから、紙媒体で申出に添付する必要があるため、申出は窓口又は郵送による必要があります。	
63	令和5年10月20日	令和5年11月15日	e-Gov法令検索における改正履歴機能の実装	e-Gov法令検索において、現行法令の消込みだけでなく、現在未施行の改正について施行日別に閲覧することが可能であるが、施行以降は消き込んだ条文データしか参照できない。これを、施行後も施行前と同様に過去の各施行日ごとに版を分けてプルダウンで選択可能としていただきたい。	現在、日本法令索引では過去の法令の改正日は知ることができるが、具体的にどのような改正が行われたのかについては官報を参照することが必要な上、改め文方式による改正を行っている法令がどのよう改められたのかを当該改め文から知ることは極めて困難である。 他方、規制に服する企業等においては法令がいつ改正されたのかを知ることは規制がいつから有効となり、自己の行為が規制の対象となるのか否かを知らずして非常に重要であることを踏まえる、法令の改正履歴を辿ることを容易にすることにより、規制に伴うコストを一般に低減することが可能と考えられる。また、特に法律については、いつの改正により条文に変更が加わったかを容易に知ることができるようになれば、国会議事録の閲覧や情報公開請求等を通じた当該法の改正経緯の研究深化に資することも期待できる。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索では法律・政令・府省令・規則の法令データを提供しており、改正等法令が公布されるたびに消き込んだ条文を更新しております。	なし	検討に着手	e-Gov法令検索は利用者にとって利便性の高い法令データを提供する取組を続けており、今回御提案いただいた内容については今後の改修における対応を検討しているところです。	
64	令和5年10月20日	令和5年12月13日	生活保護法25条2項の変更決定等の通知書につき、理由記載欄を増やす。	生活保護法に基づく処分等の通知については、従来より、様式がほぼ全国標準で定められている一方、十分な理由付記を記載するスペースがなく、行政手続法14条1項の点からは、問題が指摘されておりました。そのため、現在、厚生労働省で検討されている標準仕様書において、理由付記を十分に行えるスペースを確保するような帳票に改めて頂くよう、ご検討をお願い致します。	・生活保護法25条2項に基づく変更決定処分は、法定受託事務であり、地方自治体が独自に、理由付記のための様式を決定することには躊躇が多いようです。 ・令和5年3月 標準仕様書【1.1】別紙5-A帳票レイアウト38頁の様式がウェブサイトにアップロードされておりますが、模範となる基準と算定し、ある程度の理由・事実を記載できるスペースがないようですので、記載できる程度のスペースを確保して頂ければと思います。 ・不利益処分にもかかわらず、理由付記がないことから、実際に審査請求で取り消される事案も散見され、また、理由付記が十分意識されていないためか、調査不十分として処分が取り消されている事案も見受けられます。 福祉事務所の現場からしますと、処分再調査、再処分はかえって時間・人員を取られることになり、費用効率の面からマイナスと思われる。 ・一方、帳票の変更は、大規模なシステム変更ではなく、また、他の関係各省庁と何らかの調整を要するものでもないため、大掛かりなコストを要求するものではないかと考えます。 ・以上により、ご検討をお願いする次第です。	個人	厚生労働省	生活保護法（昭和25年5月4日 法律第144号）における保護の変更の申請があった際は、同法第24条3項、4項及び9項に基づき、保護の種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知する必要があります。上述の書面には、決定の理由を付さなければなりません。 また、同法第25条2項に基づき、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知する必要があります。 なお、当該通知書類については、生活保護法施行細則（平成12年3月31日 社保第871号 厚生省社会・援護局長通知）第6条に基づき、様式第17号で示している決定通知書に準じて、実施機関である市町村にて様式を定めております。	生活保護法第24条第3項、4項及び9項、生活保護法第25条2項、生活保護法施行細則第6条	検討を予定	現行の標準仕様書1.1版に定められている保護決定通知書について、理由記載欄の容量が制限されており、保護の決定について理由の記載も制限されている状況です。そのため、今年度改定予定の標準仕様書2.0版にて、理由記載欄の幅を広げ、これまで以上に決定理由を詳細に記載出来るよう、対応を検討しております。	
65	令和5年10月20日	令和5年12月13日	不動産・商業登記で住所変更の委任状の記載を「住民票の通り」でも可とすること	不動産・商業登記で住所変更の委任状には、原因年月日と移転先住所とを記載するらしい。／この取扱いの根拠は不明であるが、不動産登記よりも商業登記のほうが厳格である気がする。／法務省は「委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容の記載を必要とします。」「R3行政改革225回答」とするけれど、委任者の住民票が添付されれば委任内容は明らかではないか？／R4行政改革149回答で「添付情報は、申請情報に記載された内容が真正なものであることを証明するために添付を求めている」としているから、私的自治の委任状は、行政法が規律する申請情報ほどには厳格な様式を求められないと考える。／登記原因証明情報	一は同一人が同一日付で複数作成できるにもかかわらず、委任状の記載は登記原因証明情報の作成日付だけで特定可能とされている。／これに対して住民票の場合は前住所と氏名とが登記記録と一致していれば本人を特定できる。登記手続上も前住所と氏名との一致をもって変更証明とされているから、委任状に「住民票の通り」と記載すれば登記原因証明情報の参照記載の正確性に劣るものではない。／まして商業登記では住所変更登記は添付情報が必要な自己申告であり、住民票が添付されれば委任者の意思としてその通りに登記するよう依頼したと判断できる。／マンション名は住民票の通りとするか、代理人の裁量とするか別にして、／不動産登記においても、住民票を証明書として認めればそこに記載された新住所以外の住所はあり得ないから、法務局の審査は申請書と委任状について正しい住所を記載している場合が唯一の正解である間違い探しをしているに過ぎない。／したがって、委任者が受任者に対する委任事項として公的証明である住民票を添付した場合は住民票通りに登記するよう依頼したと判断できる。／そうでなければ、委任事項が「住民票の通り」となっているにもかかわらず、委任事項としての住所が住民票通りでない可能性をどれだけ想定できるのか？／この可能性まで検討するならば、同一日付の登記原因証明情報の取り違えまで検討しなければ整合性がなく、登記原因証明情報の参照日付という記載自体が否定されなければならない。 ／委任状の記載事項として「登記原因証明情報の通り」を認めるなら、登記原因証明情報を必要としない登記についても、委任事項について同程度の特定を認めるべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記の申請を司法書士等の代理人がするときは、その代理人が本人を代理して申請する権限のあることを証する情報（委任情報）を申請情報と併せて提供しなければならないこととされています。また、委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容の記載を必要とします。	不動産登記令第7条第1項第2号、商業登記法第18条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容の記載を必要とします。 御提案の件については、委任情報の内容から、申請の目的である不動産所在事項を確認することができない等、代理権の範囲が明らかにならないことから、対応は困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
66	令和5年10月20日	令和5年12月13日	各法務局がそれぞれ公開している共通の文書を法務省が一元的に管理し、迅速なアップデートをする	R5.6.8付行政評価局公表資料によると、ある申請人は地方法務局で相続登記を申請した際に原本還付の説明がされず遺産分割協議書の原本還付がされなかったという行政相談があったらしい。／その結果、行政評価局が仙台法務局に原本還付の説明について改善するようあっせんし、仙台法務局は「不動産登記申請書提出前のチェックリスト」を作成し、公表したとか。／登記手続を間違いない進めようとするればそれに必要な情報は無数にあるからその規制を簡素化するのが先決だろうと思うのだが、それにもかかわらず、その膨大な規定のごく一部を紙のチェックリストにして国民や他の役所から怒られない範囲で情報提供すればいいやって発想が既に	一問題解決的ではない。／そして、さらに不合理であるのがリストの公開方法である。／なんで全国50もある法務局単位でそれぞれ公開するんですか？／国の機関として全国で統一的な事務をしているのであれば原本還付などという超基本的な手続も同一でなければならず、バラバラにやる必要はない。／デジタル庁さんが問題にする「現在は各府省が個別に整備・運用しているため、UI/UXに一貫性がなく、類似する情報が複数のウェブサイトに散在しているケースもあります。」というやつですな。／これを体現しているのが法務局である。／たとえば、「不動産登記申請書提出前のチェックリスト」を公開している仙台、福岡、熊本の場合は原本還付の説明があるけれど、佐賀と長崎が公開するものには入っていない。／佐賀や長崎で申請しても原本還付の問題は起こり得るから、全国で統一した行政サービスを構築するなら国民に対する説明も統一すべきではないか？／また、同一のファイルをそれぞれの法務局がアップロードすればその分だけサーバーコストがかかる上に、将来的にアーカイブとして管理するにも同一のファイルが乱立して管理コストがかさむだろう。／仙台等の新バージョンでは管轄を探索しやすいように各法務局の名前が書かれているけれど、その法務局の管轄である人にとっては自明であるし、地元民が他管轄の不動産について申請する場合には間違いないものである。／すなわち、法務局HPに掲載される大半の記事と同様に、法務省が統一したファイルを作成して各法務局はそのリンクを貼る方法に改めるべきである。／この程度のことでデジタル庁さんを煩わせる必要ありません？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	該当する制度はありません。	なし	対応不可	各法務局が個別にホームページ上で公表している文書を法務省が一元的に管理することは業務負担の観点から困難ですが、各法務局ホームページにおいて、常に最新かつ正確な情報が公開されるよう取り組んで参ります。 なお、提案事項に記載のチェックリストについては、法務省において、統一的な様式のものを作成、公表し、各法務局にも周知しています。	
67	令和5年10月20日	令和5年12月13日	不動産登記法と商業登記法との間で省令・通達に異同がある規定について適用を明確にすること	不動産登記法36条3項は、申請書又は添付書面が資格者代理人によって作成されたものである場合はその補正は資格者本人のみが可能である旨規定し、補助者による補正を禁止する。／この規定の趣旨について、解説書では「既に提出された書面を訂正することができるのは、その書面の作成権限のある者に限られる」[逐条解説不動産登記事務取扱手続準則]としており、文書作成者のみが補正できるというのが不登法のタテマらしい。／これに対して商業登記法は50条、51条で補正についての規定をおいているものの、資格者による補正についての規定はない。／商業登記法制定時の解説によると、商業登記法は不動産登記法に平仄を合わせて	一規定した〔民事月報Vol19No6〕としており、不動産法則での或る規定が商業登記法に存在しない場合は、不動産登記とは異なる商業登記のスタンスとして意図的に除外されていると解釈できる。／そもそも資格者本人と補助者との関係を包括的に規定したいのであれば行政手続共通のルールとして弁護士法や司法書士法に規定すればよく、わざわざ個別法で規定する必要はない。／不動産登記法に資格者の規定があるほうが不自然である。／また、同様の相違は省令の原本還付手続にもあり、商業登記では代理人が原本還付請求するには特別の授權が必要である〔商登規49条4項〕とされているのに、不登規55条にはその規定がない。／原本還付や補正手続は不動産、商業を問わない共通事項であり、実際に共通する規定が多いことから、それぞれに独自の規定があれば、他方は反対解釈によってその規制が及ばないと考えるのが自然であろう。／すなわち、補助者による申請書の訂正は不動産では禁止されるが商業では禁止されず、原本還付については商業では特別の授權が必要で不動産では必要ない、と。／規定上はこうなるはずなんだけれど、スッキリしないところもある。／不登規36条3項は補正をする場合は登記官の面前ですると規定するが、これは商業登記でも実施されなければならないはず。／内規で別に規定してますというなら、基本共通である準則は反動的に国民を拘束する事実上の命令であるため、国民に見えない追加ルールは適切ではない。／補助者による補正禁止通達もどこかにあって、突然禁止されるかもしれないから。／規制するならば、当然あるべき場所に明示すべきでしょう。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	該当する制度はありません。	なし	対応不可	不動産登記と商業登記は異なる制度であることから、御提案に対応することは困難です。	
68	令和5年10月20日	令和6年3月15日	放課後児童健全育成事業の国庫補助金申請等の取扱い等を補助金適正化法からきちんとシステム化してほしい	このことから、きちんと国庫補助金が運営・運用ができるようにしてほしいものです。	放課後児童健全育成事業と交付金交付要綱(国庫補助金等)の関係性について、補助金適正化法も踏まえた法的整理して頂きたいです。 ★補助金等交付要綱(通則) 子ども・子育て支援交付金交付要綱 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r050209/koufu-kaisei_zenbun.pdf (通則) 第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。 子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r040401/seibikaisei_zenbun.pdf (通則) 第1条 子ども・子育て支援施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)以下「適正化法施行令」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。	個人	こども家庭庁	子ども・子育て支援交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)において補助金等とする給付金に指定されており、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、放課後児童健全育成事業を含む事業が交付対象事業として整理がなされています。 また、放課後児童クラブ運営指針(平成27年雇児発0331第34号)において、放課後児童クラブの運営に当たり、定期的な検査や決算報告を行うなど適正な会計管理を行う必要性について明記しております。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、放課後児童健全育成事業を含む事業が交付対象事業として整理がなされています。 また、放課後児童クラブ運営指針(平成27年雇児発0331第34号)	現行制度下で対応可能	放課後児童健全育成事業については、国が示す子ども・子育て支援交付金交付要綱等に基づき、実施主体である市町村において、地域の実情に応じた多様な運営形態により適切に実施しているものと承知しており、改めて当庁から本事業の取扱いについて示す必要性はないものと考えております。 放課後児童クラブの運営に当たっては、事業所が所在する市町村とよく御相談のうえ、事業を実施いただきますようお願いいたします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
69	令和5年11月17日	令和6年3月15日	国・都道府県から基礎自治体への調査のオンライン化の進捗状況を公開していただきたい	縦割り110番等で調査の重複解消が求められ、調査のオンライン化が推進されていると聞きましたが、その進捗状況を公開していただきたいです。	依然として国・都道府県が行う調査の内容重複は続いており、また、他の調査との整合性を求められています。他の調査との整合性を確認するのは基礎自治体にとっても確認する国・都道府県にとっても手間です。調査をオンライン化・データベース化することによってその手間は容易に解消できるものと考えております。 また、メールでの調査依頼は、国が行う調査の場合、多くはそれぞれの都道府県が通知文を作成の上、各市区町村にメールを転送する形式で送信されてきます。更に、場合によっては国が都道府県毎にデータを振り分けて個別にメール送信の上、更に都道府県が市区町村毎にデータを振り分けて個別にメール送信を行っていることと思います。このように、メールで調査依頼することによりかなりの手間が生じていると思います。特に都道府県については、国からの調査依頼を市区町村に投げる作業に多くの時間を取られているのではないかと懸念しております。 メールでの調査依頼が来る度、また他調査との整合性を求められる度に、これにより全国で生じている手間と人手を思い辞易する日々です。 あとどれくらいで調査のオンライン化が完了するのかわかれば、少しは希望を持って調査に向き合うことができます。是非進捗状況について教えてください。また、調査のオンライン化にあたり課題となっている点があれば教えてください。よろしく願います。	個人	内閣官房	政府として、調査事項の重複排除、回答・集計方法の改善、調査等自体の廃止など、各府省等が行う調査等の自律的な改善・活用を図るための仕組みを構築し、運用しています。同仕組みにおいては、調査等の回答方法について、効率的な情報収集・集計・共有、調査等対象者の負担軽減等を図る観点から、調査等の性質に応じ、web上で回答を記入する形の情報システム等の活用によるオンライン化を推進しているところです。	各府省等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組みの構築・運用について(令和3年9月17日 内閣官房行政改革推進本部事務局等)	対応	制度の現状欄に記載した仕組みでは、回答方法のオンライン化を含め、各府省等における調査等の負担軽減策の実施状況を内閣官房行政改革推進本部事務局で把握することとしています。 令和5年9月30日現在で把握している当該実施状況において、市区町村を調査等の対象先として含む500件の調査等について、調査等の性質や効率性等から回答方法のオンライン化がなされない各府省等から回答のあった351件の調査等を除き、回答方法のオンライン化を実施している(一部実施を含む。)と回答のあった調査等(92件)の割合は約6割となっています。 調査等の対象者の負担軽減に資するよう、オンライン化の優良事例(アンケートシステム・webフォーム、全国の地方自治体を対象とした調査照会業務を円滑に進めることとした「調査・照会(一斉調査)システム」、「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)」等の活用)を各府省等へ共有することなどにより情報システム等の活用を促し、オンライン化がなされない各府省等から回答のあった調査等を含め、引き続き、調査等のオンライン化を推進してまいります。 なお、統計調査については、総務省政策統括官(統計制度担当)及び各府省統計幹事を中心に改善が図られていると承知しています。	
70	令和5年11月17日	令和6年3月15日	抵当権の取扱店の登記の前提として支店登記の要否を明らかにし、保証会社にも取扱店の登記を認めること	R3行政改革207提案は、抵当権の取扱店登記の可否が民間雑誌の回答によって決まるのは行政手続として行政手続の透明性に欠け、行政としての責任を曖昧にするから、法務省がその基準を公開すべきであるとしたものである。／これに対して法務省は、「抵当権等の設定登記では、通達により、金融機関の種類によっては取扱支店の支店名を申請書及び登記簿に表示することができるとされています。」と回答し、雑誌回答ではなく、法務省の通達が基準であるとした。／そうすると、会社一般について取扱店の表示を認めたM35.7.8民刑第634号民刑局長回答も通達としての効力を維持しているはずである。／このM35回答は法務省民事局が公式→	一に編集した「登記関係先例集追加編1」[S32]や法務省民事局第三課職員が編集した「不動産登記関係先例集総覧」[H8]にも収録されているから、法務省の見解も、この通達の効力は維持されていることだろう。／同回答は「会社なる法人が支店として取引を為す場合には会社を表示するがために某会社某支店と称するは商業上一般の慣行にして法律上此慣行を無視するの理由なきのみならず寧ろ之を認容すること實際上必要な可し。故に会社が支店に於て為したる取引に因りて取得したる抵当権を登記するに当り抵当権を某会社某支店として表示するは何等の妨なしと回答したるに之有候此段及回答候也。」とし、支店登記がある会社が抵当権者になる場合は取扱店の登記を認めている。／しかし、登記実務では民間雑誌が「特に認めた」会社以外については取扱店の表示を認めていない。／これによって通達違反ですよ？／他方、S36.5.17民甲1134回答は一般に「銀行は取扱店の登記を認めることができる」と理解されているが、その点はM35回答がすでに認めているため意味がない。／民事月報の解説では取扱店の表示方法を明確にしたと取り纏っているけれど、そのために銀行が照会するはずがなく、その意図は「支店登記をしていないけれど取扱店の登記をしてくれるか」にあると思われる。／「支店長の更迭が煩雑のためか支配人登記をしておく例は極く稀れで」って、支配人登記をしなくても支店登記はできるでしょ。／銀行の照会では明示されていた論点が法務省の回答ではウヤムヤにされて認められることになった。／これは「支店登記がなくても取扱店の登記できる」という意味でよいですか？	商業登記ゲ ロン	法務省	抵当権等の設定登記では、通達により、金融機関の種類によっては取扱支店の支店名を申請書及び登記簿に表示することができるとされています。	明治35年7月8日民刑第634号民刑局長回答 昭和36年5月17日民甲1134号通達	対応不可	金融機関の取扱店名の登記簿への記載は、全国各地に多数存在する支店において貸付業務を取り扱っている金融機関の事務処理の実情に鑑み、金融機関に限って認められたものです。 そのため、取扱店名の登記簿への記載を金融機関以外の会社に拡大することは相当ではなく、御提案への対応は困難です。	
71	令和5年11月17日	令和5年12月13日	車で通勤をする公務員に対する通勤手当の支給方法の変更について	車で通勤する公務員に対し支給される通勤手当の額の計算方法を、通勤距離×基準ガソリン価格に改める。	現在、車で通勤をする公務員に対する通勤手当については、通勤する距離の区分により支給されているところです。この額は、当面の間見直されていませんが、近年のガソリン代の高騰に対応できず、明らかに職員に対する費用の補填が行われていないものと思われま す。 については、民間の先進事例を参考に、毎月の基準ガソリン価格を定め、それに各職員の通勤距離を乗じて通勤手当を支給する方法を導入することにより、ガソリン価格の変動にかかわらず、適切な額を算定できる仕組みを導入しては いかでしょうか。 なお、国が先駆けとなることにより、対応の遅れた中小企業についても、同様の見直しが行われ、適正な企業負担の実現や従業員の負担軽減が行われるものと思われま す。	個人	人事院	国家公務員の通勤手当制度において、自動車等使用者に対する通勤手当については、1箇所を支給単位数とし、自動車等の使用距離の区分(片道5キロメートル未満～60キロメートル以上の13段階)に応じて、月額2,000円から31,600円までの範囲内で支給されます。	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第12条第2項第2号	その他	自動車等を使用する国家公務員の通勤手当については、民間企業における通勤手当の支給状況を踏まえて、距離段階別定額制により支給することとしておりますので、民間企業の実態を反映している結果となっております。 自動車等の使用距離の区分に応じた通勤手当の額については、これまで民間企業の同種手当の支給状況との均衡を図ることを基本として改定を行ってきております。 ガソリン価格の動向は、民間企業における通勤手当の額に反映されているものと考えており、こうした考えの下で、ガソリン価格の動向も注視しております。	
72	令和5年11月17日	令和6年2月16日	法定相続情報一覧図の申出書による送信	法定相続情報一覧図の申出書には「利用目的」と必要な写しの通数の記入欄がある。／これは無料の一覧図をメモ用紙代わりに請求されることを防止するための措置。／しかし、金融機関が破綻しても1000万円までは保護される日本では多数の金融機関に分散させたほうが安全で合理的であるため、20枚30枚と請求されても不思議ではない。／もともと枚数による却下権限が曖昧である上、提出先の調査権限もなければ抑止策として疑問である。／問題の本質は何枚発行するかではなく、デジタル・ガバメントで世界最先端を標榜している日本政府が(H27.6.30閣議決定)いままら紙の証明制度を始めたことだ(H29.5.29開始)。→	一／登記事項のように提出先が多様多様であれば書面による証明が必要に しても、行政機関、金融機関、証券会社などIT化している組織が提出先の大半である一覧図制度はオンラインでの送信を原則化すべきではなかったか？ 申出書に提出先の法人番号と口座番号を記載できれば、金融機関等から事前に提出させたメールアドレスにデータを直接送信できる。／税務署などの行政機関には専用回線で安全に送れるし、民間企業には暗号化してインターネット経由で送ればよい。／ここでインターネットの安全性を議論するの は無駄である。／オンラインで相続登記を申請する場合には、登記原因証明情報として、一覧図と同等の個人情報に記載されている相続関係説明図を送信することとされているから(H20.11.12民ニ2957回答)、セキュリティに不足はないはず。／証明書をオンライン送信に置き換えれば、証明書の印刷費用のようなせせこましい対策が不要になるばかりか、次のような利点がある。／巻、R3行政改革186提案で指摘したように、地紋紙や職印では偽造対策になっても変造には無力であって、これは証明書を流通させている限り避けられない。／相続人を勝手に追加するとか。／証明情報を提出先に直接送信すれば、こうしたリスクを排除できる。／式、提出された一覧図に間違いがあり登記官が間違っ たまま証明した場合、政府としては申出人に連絡する以外に訂正する方法がない。／しかし間違っ た証明書が利用され正しい相続人に損害が発生すれば、国家賠償責任が生じて国民の負担になる。／間違いを発生した時点で対策を取れるよう、提出先に対して直接連絡を取れる体制を整えるべきである。	商業登記ゲ ロン	法務省	法定相続情報証明制度は、被相続人の相続人又は当該相続人の地位を相続した者が、法定相続情報を記載した書面の保管及び法定相続情報一覧図の写し(以下「一覧図の写し」という。)の交付の申出をすることができる制度です。 登記官は、一覧図の写しを交付するに当たっては、申出に係る登記所に保管された一覧図の写しである旨の認証文を付し、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押しした上、専用紙である地紋紙に印刷してこれを交付いたします。	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条	その他	制度の現状欄に記載のとおり、一覧図の写しの交付に当たっては、地紋紙を使用することによって偽造の防止を図っています。 御提案にあるように、これをインターネット経由で送信するなど電子的に交付することした場合、電子署名を付与することによる偽造防止措置を講ずることが考えられますが、そのためには、一覧図の写しの提出先となる各種機関においても、付与された電子署名の検証等が確実にできる体制・環境をあらかじめ整える必要があります。 したがって、電子証明書の検証等のための各種機関の体制・環境の整備状況とともに、一覧図の写しを戸籍簿等に代えて利用する各種機関の需要等を踏まえ、慎重に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
73	令和5年11月17日	令和5年12月13日	特許出願技術動向調査報告書のインターネット公開について	特許庁で毎年行われている特許出願技術動向調査の報告書(詳細版)をインターネット上で公開し、全国どこからでも誰でも容易にアクセスできるようにすることを提案する。	特許庁で毎年行われている特許出願技術動向調査の報告書は、その内容を数ページにまとめた「概要版」は特許庁のホームページ上で公開されているが、数百ページにわたる詳細な「全体版」は、特許庁図書館や国立国会図書館等に向かなければ閲覧できない。閲覧対象は冊子(紙)又は電子ファイル(電子データ)であるが、電子データのコピーは入手できず、紙を有料でコピーするしかない。 報告書作成に関わった一部の業者等は冊子や電子ファイルを無料でもらえるようであるが、その他一般の国民はそのような恩恵は受けられない。 電子データがあるものを、わざわざ出向かなければ閲覧できず、その電子データも入手できないなど、前時代の時代遅れの取り扱いを早急に改め、電子データでどこでも閲覧できるようにするべきと考える。 貴重な報告書を一部の業者等で独占するのではなく、国民の財産として広く公平に共有するべきと考える。	個人	経済産業省	なし	特許等の出願動向等の調査・分析を行い報告書を取り纏めることで、特許庁における審査・審判処理に役立つ資料を作成することを目的としております。 なお、報告書は以下の資料としても活用されるよう取りまとめております。 ・企業や大学、公的研究機関における研究開発戦略の策定、効果的な知的財産戦略の策定等に役立つ資料。 ・行政機関の産業政策・科学技術政策策定の際の基礎資料。	対応不可	本事業は、特許等の出願動向等の調査・分析を行い、報告書を取り纏めることで、特許庁における審査・審判処理に役立つ資料を作成することを目的としており、基本的には、特許庁内部での調査結果の活用を想定しています。内部利用を想定した当報告書の中には、有料の市場調査レポート等から、特許庁HPへ掲載しない条件で転載許諾を得て掲載しているものがあります。当該許諾の関係で、ご提案いただいた特許庁HPで報告書本編を公開する対応は不可能です。 このような制限はあるものの、調査結果は、外部でも広く活用できると考えられるため、有識者の助言を得て、まとめ方を工夫し、可能な範囲で特許庁外へ報告書を公表しています。 特許庁HPに掲載する内容について、今年度は、有識者の助言を得て掲載内容を充実化するとともに、解説動画を公開する等の改善を図っています。 また、特許庁HPに掲載できない報告書本編については、従前より、より広く国民が報告書本編を閲覧できるようにするため、国立国会図書館、特許庁図書館に加えて、各都道府県の知財総合支援窓口でも閲覧できるようにし、利便性の向上を図ってきております。 今回の問い合わせを踏まえ、より一層、報告書本編への掲載内容を精査するとともに、特許庁HPに掲載する内容の充実化に取り組んで参ります。ご理解いただけますよう、よろしく願いたします。	
74	令和5年11月17日	令和6年1月19日	公務員等の個人番号の二重届出について	公務員が、事業主たる所属行政機関等と加入する共済組合それぞれに個人番号を提出する二重届出は非合理的であることから、健康保険法と同様に事業主たる行政機関への提出のみによる関係法令の改正	公務員は事業主たる所属機関に対して個人番号登録届を提出すると同時に共済組合にも別途個人番号登録届を提出させられている。 健康保険組合では事業主が従業員及び被扶養者の個人番号を取得し保険組合に提出することになっている(健康保険法施行規則24条-38条) 公務員が加入する共済組合は組合員が共済組合に個人番号を届出でることになっており、手続が重複していると考ええる。 国家公務員ならば、標準人事給与システムで個人番号を管理しているのだから、共済組合に個人番号を提供しシステム間連携などで、情報の連携を図り効率化を図るべきだと考える。	個人	財務省 総務省	国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員となった者は、個人番号を記載した資格取得届を組合等に提出することとされています。 また、新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その組合員は、当該被扶養者の個人番号を記載した被扶養者申告書を組合へ提出することとされています。	国家公務員共済組合法第53条 国家公務員共済組合法施行規則第87条の2、第87条の2の2、第88条 地方公務員等共済組合法第55条 地方公務員等共済組合法施行規則第93条、第94条	対応不可	健康保険制度においては、事業主が各届出を医療保険者へ提出することとされていますが、国(地方)共済組合制度においては、組合員本人が各届出を共済組合等へ提出することとされており、健康保険制度と同様の事務手順とするには、制度を再設計する必要があることから、対応は困難です。 なお、提案理由中にある「事業主たる所属機関に対して個人番号登録届を提出する」ことについては、国税における事務手続きに利用する目的で提出するものと推察いたしますが、共済組合に提出する個人番号とは利用目的が異なるものとなります。	
75	令和5年11月17日	令和5年12月13日	商業登記の支店区に支店名を登録し、支配人区の営業所欄は支店名を登記することでコストを削減する	支配人は、特定の営業所において会社の代表権を有する使用人である。／支配人の登記はどこにある営業所で権限を有するかが登記事項とされ、本店又は支店所在地が登記される。／その結果、支配人の営業所として登記された本店又は支店が移転すると、支配人登記の営業所欄についても変更登記が必要になる。／この2つの変更登記は登録免許税法の区分が異なるため、本店又は支店の移転と支配人の変更とで各3万円が必要になる。／したがって、次のような問題が生じる。／まず、会社にとって本店又は支店を移転すれば支配人についても追加的な登録免許税が発生する。／応分の負担はやむを得ないとしても、手続の効率化によってコストを→	一削減し、可能な限り税負担を軽くすべきである。／他方、審査を担当する登記所の業務としても、本店又は支店所在地と支配人営業所とが一致しなければならないという制度は、当然に支配人の営業所として登記されている所在は本店又は支店所在地であるという前提が必要になる。／そうすると、本店又は支店が移転した場合の支配人の営業所、又は支配人が選任された場合の本店又は支店所在地とが一致しているかを調査する事務処理が必要である。／たとえば、支店100個と支配人が100人いる会社で本店・支店移転や支配人選任登記をする場合の調査事務を考えればムダが分かるだろう。／この要件を取引相手の立場で見れば、支配人を代表者として取引する場合は支配人の営業所が本店又は支店として登記されているかを確認しなければならず、ただ登記された順番で並んでいる100個の支店から支配人の営業所として登記されている所在地を探さなければならぬ。／あまりに不合理である。／会社法制定時の制度設計が間違っていると考える。／このようなコストと不整合リスクとを勘案すれば、支配人の営業所は本店又は支店所在地ではなく、各支店に見出しとして公示する支店名が望ましい。／すなわち、支店に支店名を登記し、支配人の営業所欄には支店名を表示すれば、登記手続が効率化されるだけでなく、公示上も営業所がどこであるかが明確になる。／登記手続においても、本店又は支店の移転登記に支配人変更登記が不要になって、登録免許税も安くできる。／課税上の必要があるなら、本店又は支店移転登記の登録免許税に、当該本店又は支店を営業所とする支配人1人につきいくらで上乗せすればよい。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	支店に関する登記事項及び会社の支配人に関する登記事項については、会社法第911条及び同法第918条の規定により登記しなければならないとされ、当該登記事項については、商業登記規則別表第5等に規定された区に登記された順序に従って記録されます。	会社法第911条第3項、第918条 商業登記法第44条 商業登記規則第1条、別表第5等	対応不可	御提案の内容について対応した場合、支配人を置いた営業所の所在場所及び支店の所在場所を知ることができなくなり、公示上の観点において不適当であると考えられることから、対応は困難です。	
76	令和5年11月17日	令和6年3月15日	登記完了証をコピー用紙に変更することで、コスト削減とオンライン促進とを両立させる	「登記完了証は、申請に基づく登記が完了したことを申請人に通知するものであり、申請に基づく登記がそのとおり完了したかどうかを申請人が認識するための通知として機能している。【R3規制改革599回答】らしい。／この登記完了証をコピー用紙での印刷に切り替えればどれだけのリットがあるか。／悉、登記完了証は「登記が完了したことを申請人に通知する」ただの通知であって、証明書ではない。／すなわち、登記完了証を偽造製造するインセンティブが全くない制度である。／登記した事実は証明書を見れば明らかであるし、完了証を変えても登記の事実は変わらない。／なぜ偽造防止加工を施した高価な用紙を使用する必要があるのか?／	一申請人としても証明書を取得すれば、完了証をもらっても意味がない。／法務省は申請人が登記完了証は不要であるとする申出を認めず、オンライン通知以外ではすべての登記申請に対して登記完了証を印刷して保管する制度を維持している。／申請人が受領しなければ廃棄する手間とムダが生じるだけであるのに。／式、このように客観的な価値のない通知でありながら、法務省は見栄えのよい用紙に印刷して交付する結果、シロートである申請人には「お上が下さるありがたい書類」という印象を与え、それが社会通念になってしまう。／この弊害は、代理人司法書士が登記完了証についてオンラインによる送付を希望するか否かのインセンティブとなる。／なぜなら、オンラインで送信された場合、代理人がミッキーやらキティちゃんらの用紙に印刷して付加価値を上乗せしない限り、コピー用紙に印刷された登記完了証では顧客に不満が生じるかもしれないから。／以前に依頼した司法書士はキレイな紙に印刷して渡してくれたのに、と。／そのリスクを避けるため、代理人は返送書類が登記完了証だけであっても返信用封筒を付けて書面交付を希望せざるを得ず、その郵送費用は依頼料として申請人に跳ね返ってくる。／これは、登記所としての発送事務の増加でもある。／オンライン利用率の向上に必死な政府は、オンライン申請率しか見ていないらしい。／行政手続のデジタル化にあたっては、登記完了証の交付のような細部にまでこだわらなければ、単なるオンライン申請率競争に堕してしまう。／したがって、登記完了証は安価なコピー用紙に印刷して、書面交付でもオンライン交付でも申請人に違いが出ないようにすべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知しなければならないとされています。	不動産登記規則第181条	対応不可	登記完了証に地紋紙を用いることで、登記完了証の偽造等を防止することができます。 また、これによって、資格者代理人が依頼者に対し、間違いなく登記が完了したことを説明できるため、資格者代理人などに一定のニーズがあると考えられます。 したがって、御提案への対応は困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
77	令和5年11月17日	令和6年3月15日	法務省HPの不動産登記申請書記載例にある「登記識別情報の通知」欄の位置がおかしくないですか？	登記識別情報を通知する登記において「申請人があらかじめ登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合は登記識別情報が通知されない【法21条ただし書】。／すなわち、登記識別情報の通知は申請人ごとに「希望しない旨の申出」ができるはずである。／したがって、その申出は申請人ごとにされなければならない。／ところが、法務省が公開する記載例では「希望しない旨の申出」のチェックボックスが申請人欄の中ではなく、添付情報欄の次に独立した項目として表示されている。／その結果、法務省の記載例では権利者が2人以上の場合であっても、チェックボックスは申請人欄ではなく、添付情報欄の下に表示されている。／これでは一般→	一人は申請人全員一致でなければ「希望しない旨の申出」ができないと誤解しかねない。／法務省は建物滅失登記の記載例で、取壊し証明書の添付をあたかも義務のように説明して、「添付情報の法的性質等について詳細な説明を加えること等については、登記申請人に誤解を招くおそれがあるほか、その必要性、登記申請における申請人の負担、申請人の便宜に資するかどうか等の観点から、慎重に考える必要があり、対応は困難です。」とする。／しかし、登記識別情報の受領については、今後の登記申請予定や盗難等のリスクを、個々の登記名義人ごとに自ら判断して決定すべきである。／共同権利者であるからといって、登記識別情報を一括して管理するのは法の趣旨に反するであろう。／「登記申請における申請人の負担、申請人の便宜に資するかどうか等の観点」というスリル行政対応ではなく、「下手に管理すると、権利を失いかねないぞ」という責任を押し付けるのが登記識別情報だからである。／登記識別情報を不動産登記制度の根幹にしてしまった法務省が「法的性質等について詳細な説明を加えること」をためらうべきではない。／実際、オンライン申請の操作手引書では、申請人欄で、登記識別情報の受領確認がされている。／なぜ法務省の説明は、書面申請とオンライン申請とで異なるのか？／管理ができないなら不通知の申出をすべきであるという法のスタンスを無視して一括手続をまぎれこませるのは、登記済証を登記申請ごとに発行していた当時をひきずった、法務省の時代錯誤である。／そもそも、申請人情報を電子的に記録・検索できる時代に、権利者に割符を渡す発想が時代錯誤なのだが、／前の一文は蛇足です。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不動産登記の申請書の記載例は法務局HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html)に掲載されています。	不動産登記法第21条	検討を予定	御意見も踏まえ、記載例に注意書きを記載することを検討いたします。	
79	令和5年11月17日	令和6年2月16日	R5.4.11に変更された胎児の記録例を再検討し、本提案とともにパブリコメに付して国民の判断を仰ぐこと	R3行政改革137提案は、胎児が相続する場合の記録例に父と母の関係を記録するのは胎児の嫡出子/非嫡出子が公開されてしまうため、プライバシー保護の見地から記録例を見直すべきであるとしたものである。／この提案では父と母との関係だけでなく母の氏名をも公開する必要はないと指摘したにもかかわらず、法務省は、父と母との関係のみを削除するという中途半端な対応をとった。／R5.3.28民ニ538通達に改訂後の記録例が掲載されているが、これを見て人権擁護を担当する法務官僚さんたちはなんとも思わなかったのか？／胎児が生きて生まれた場合は胎児の氏名を変更し、死んで生まれた場合は所有権更正で抹消される取扱いを変更→	→されていない。／すなわち、母の氏が公開されている時点で非嫡出子であることを公開しないという改正の目的が無視されているだけでなく、母の氏名が公開されることで、母親にとっては死産した事実が永久に公開されるというプライバシー侵害が続いている。／そもそも胎児には法定代理人がいないため遺産分割はできず、財産処分の可能性はない。／そして、その生死は1年以内に明らかになるのだから、胎児とだけ記録し、あえて母親の氏名を公開する必要はなかったはずだ。／仮に他の相続人から連絡を取る必要があれば、悉く登記申請書の閲覧のように関係者のみが真に必要な場合にのみ法務局に開示請求をするか、或、不登法に新設された外国居住者の国内連絡先もどき〔胎児の祖父とか〕を登記する方法で連絡可能にすればよい。／登記で母親の氏名を公開する必要がないため、胎児が複数いる場合でも胎児〔甲〕、胎児〔乙〕のような方法で区別が可能である。／DV被害者の現住所を公開しない取扱いがされる時代には、登記名義人を公開する必要性を上回る公益として、胎児の母親についても同様の配慮がされるべきではないか？／父親と母親との関係さえ削除すれば明治時代の取扱いを温存できるという発想が権威主義で、男性中心主義な思考停止であろう。／厚生労働省が「流産・死産…を経験された方に対して、行政…が情報を共有し、精神的な負担を軽減するための配慮等を行うことが重要です」と書くように、このようなセンシティブな問題を法務官僚さんが決めるのは僭越であって、登記の具体性と母親のプライバシーとのどちらを優先すべきかパブリコメにかけて、国民の判断を仰ぐべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	胎児を相続人とする所有権の移転の登記の申請において、申請人である胎児の表示は、「何某(母の氏名)胎児」とするものとされています。	令和5年3月28日法務省民ニ538号通達	対応不可	胎児には氏名がないことから、氏名に代わる登記名義人の特定のための事項として、制度の現状欄に記載のとおり、母の氏名を使用して表示する必要があります。「何某(母の氏名)胎児」との表示のみから、非嫡出子であるかは明らかになりません。	
80	令和5年11月17日	令和6年1月19日	行政証明書のコンビニエンスストア交付におけるシステム会社の管理及び迅速な情報の収集・開示	行政証明書のコンビニエンスストア交付に伴い、各自治体が行っているシステム会社の管理を契約し、障害トラブル等の発生時は事象や該当自治体等の情報を速やかにコンビニエンスストア事業者へ開示していただきたい。	令和5年3月27日に別人の住民票が発行されるトラブルがコンビニエンスストアにて発生した。後に、特定の事業者のシステムを利用している自治体が対象と分かるが、該当の自治体や発生原因、改修見込みの情報が各コンビニエンスストア事業者が契約しているJ-LISからも提供してもらえなかった。そのため、コンビニエンスストアはお客様と直接接する拠点であることから、お客様からの問い合わせが加盟店に入る状況となり、現場や本部とに情報がなく対応に苦慮する状況となった。今後を踏まえ、各自治体が発行しているシステム会社の管理をそれぞれ行っていただき、発生事象や該当自治体の共有を発行拠点であるコンビニエンスストア事業者へ速やかに連携いただけるよう、管轄省庁やJ-LISが代表窓口とするような体制を構築していただきたい。	(一社)日本フ ランチャイズ チェーン協会	総務省	現在、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)と市区町村、コンビニ事業者が締結する契約約款において、利用者からの証明書等の内容に関する苦情や照会等への対応は当該契約市区町村が行うものとされています。また、これら契約約款において、コンビニ交付における事故発生を確認したときは直ちに他の当事者に連絡すること等が定められています。	なし	対応不可	利用者等からの証明書等の内容に関する苦情や照会等の対応は市区町村が行うこととされているため、利用者からコンビニエンスストアに苦情があった場合について、市区町村への問い合わせをご案内いただくことが可能です。また、コンビニ交付における事故の発生を対外的に公表するかは市区町村の判断に委ねられており、J-LISからコンビニエンスストアに対して市区町村の情報を連絡するためには、個々の市区町村の了承を得る必要があります。このため、市区町村又はコンビニエンスストアからの報告によって事故発生を検知しているJ-LISとしては、報告後に発生事象や影響範囲等を確認し、自治体からの報告により検知した場合にあっては、当該自治体の了承を得た上で、事故が発生したコンビニエンスストアに情報をお伝えすることになりますが、迅速にお伝えできるよう努めてまいります。	
81	令和5年11月17日	令和6年3月15日	不動産登記電子申請書の保存期間を延長し、調査士報告方式と相続登記については永久とする(3/3)	不動産登記申請書の保存期間は書面・オンラインを問わず、30年とされている。／保存期間が10年間から30年間に延長されたのは、後に起こる紛争解決の手がかりとしての利用が期待されたことだろう。／その意味では永久に保存でもよきそうだが、書面申請やオンラインの添付書面を含めた書類を長期間保管するのは保管場所が問題になるため、そのコストとの兼ね合いになる。／他方、申請情報をサーバー上で保管するだけの完全オンライン申請であれば庁舎問題は生じないから、永久保存も不可能ではない。／むしろ、永久保存である登記記録の証拠として、登記申請書も永久保存とするのが理想ではないか？／オンラインデータを印刷して保存→	一所に困るくらいなら、最初からデータで保存すればいい。／悉く表示登記では隣接地所有者の協力を得られず、板挟みになった調査士が書類を偽造変造するトラブルが起こりやすい。／一般人は登記に関心がなく、まして業界が移動したことに気づく素人はほとんどいない。／素人が理解できないことは、法務省が分筆や地積更正の申請書様式を公開していない理由でもある。／したがって、調査士による不正はどのタイミングで発覚するか不明であり、原本を確認しないリスクの高い制度を継続している以上、その証拠も可能な限り長期間保存すべきである。／其、H20.11.12民ニ2957号回答は相続登記における登記原因証明情報として提供するPDFは相続関係説明図のみでよいとする。／しかし、任意的に遺産分割協議書もPDF化して送信すれば、たとえ相続人が遺産分割協議書を紛失しても、法務省のサーバー上にデータとして保存されるから、そこに「その余の一切の財産は〇〇が相続する」という文言があれば、協議書紛失後に財産が発見された場合でも争族問題を回避できる。／不動産登記手続で文書の真正が確認された協議書であれば、PDF化されていない作成者の印鑑証明書などの真正も推定されるだろうから。／相続登記未了が「社会問題となっているご時世、こうした紛争予防策を行政手続に組み込んでいくべきではないか？／オンライン申請であれば30年を超えて保存される制度を確立すれば、申請人にとってもオンラインを利用するインセンティブが生じ、オンライン申請も一層普及するだろう。／法務省が司法書士の宣伝をする前に、オンライン申請をする司法書士が選ばれる状況を作るべきです。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	電子申請において提供された申請情報及びその添付情報その他登記簿の附属書類を登記所の管理する電磁的記録に記録して保管するものとされています。また、書面申請において提出された申請書及びその添付書面その他登記簿の附属書類を帳簿につづり込んで保存するものとされています。表示及び権利に関する登記の申請情報及びその添付情報の保存期間は受付の日から30年間とされています。	不動産登記規則第17条、第28条	対応不可	公示に必要な情報は、登記記録に記録されており、申請情報等を永久に保存する必要性は乏しいため、保存にかかるコストを踏まえ、登記申請書は30年で廃棄することとされています。電子申請により提供される申請情報等についても、これを永久に保存する必要性が乏しく、また、データの保存にコストがかかるため、永久保存とすることは相当でないものと考えられます。したがって、御提案への対応は困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
82	令和5年11月17日	令和6年2月16日	書面申請の補正連絡として携帯電話のSMS利用を可能にする	不動産準則36条2項、商業準則50条1項は、書面申請における補正の連絡方法について、「電話その他の適宜の方法」によるとする。／オンライン申請についてはオンラインシステムを経由したメール通知であるのに対し、書面申請は「電話その他の適宜の方法」とされている。／何十年も変わらない取扱いはどうか。／しかし、携帯電話番号であればSMSを使用できるから、書面申請でも申請人の希望により電話番号にSMSを送信する通知方法を認めるべきではないか？／申請書様式にチェック欄を設けて、この方法のメリットは、一般人からの申請に対して担当者からの説明を文字情報にできることである。／電話による連絡は、聞き手がシロートで	一あるが故に口頭での説明での補正事項が伝わりにくく、同じ説明を何度も繰り返すムダや、メモも取れずに間違った記憶がされる危険がある。／再補正になりば申請人の負担と行政のムダが増加するだけでなく、登記では証明書の発行停止も長期化する。／また、土業者と違って電話に出られないことも多く、何度も電話をかけた直したり、つながらなければ郵便による連絡となり、行政コストは増加する。／一般人でも行政手続をする以上は日中に電話に出られるようにしておくべきだ、という役所の認識が間違っているし、時代錯誤である。／電話に出られない一般人に対してオンラインの利便性を宣伝する前に、一般人が書面申請をしても便利になるように制度を組み立てるべきである。／SMSより電子メールのほうが文字数制限もなく便利であるが、アドレスを誤入力するリスクがあるし、現在制度化されている電話番号を流用したほうが役所の抵抗は少ないだろう。／パソコンからのSMS送信については、パソコンにスマホを接続するか、サービス会社と契約すればできるらしい。／政府のシステムに組み込むことは容易である。／電話連絡をSMSに代替することは、申請人と行政とのやりとりを記録するという意味で、行政手続としてもトラブル防止の観点から望ましく、通話録音という、警告メッセージがうつつうしく、相手の承諾も得ずに一方的に記録する方法よりもよほどマシである。／行政が事後検証する際の確認コストという点でも、行政手続はオンライン化だけが効率化・デジタル化の方法ではなく、書面申請を含めた制度改革が必要である。／いつまでも電話連絡が中心な手段であるという認識は時代錯誤だ。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記官は、書面申請についての不備が補正することができる場合において、登記官が定められた補正を認める相当期間を当該申請の申請人に告知するときは、電話その他の適宜の方法により連絡してするものとされています。	不動産登記事務取扱 手続準則第36条2項 商業登記等事務取扱 手続準則第50条1項	その他	制度の現状欄に記載のとおり、補正連絡は電話その他適宜の方法によることとされており、法令等の改正は不要です。 なお、SMSでの通知を可能とするにはシステムの改修が必要ですが、システム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えます。	
83	令和5年11月17日	令和6年2月16日	登記申請の取下げ手続における還付書類の交付方法についてのデフォルトルールを明確化すること	不登規55条6項は原本還付書類を送付の方法により受領できる旨を定め、規則38条、39条では申請の却下・取下げ手続における添付書類の還付を定めている。この2つの制度は一見、平仄を合わせているようで、却下・取下げ規定には送付手続が存在しないという不整合がある。／不登法のデフォルトルールは登記所での交付であるため、却下・取下げ手続で特別な意思表示をしなければ登記所での交付になるのか、あるいは申請手続で原本還付の交付方法が却下・取下げ手続に引き継がれるのか不明である。／登記後の還付書類は原本のみであるのに対し、却下・取下げでは印紙台紙(再使用証明)、登記原因証明情報、委任状、原本のコピーが含まれ	一。／不登法は登記識別情報や登記完了証の送付について別段の意思表示を要求しているため、原本還付規定のみその範囲が拡張されるのは不自然だろう。／他方、オンライン申請では取下げ手続に還付書類の交付方法について選択権がないため、当然に申請時の意思表示が引き継がれるとも考えられる。／ここにムダとトラブルの原因が埋まっている。／登録免許税法違反、取下げと同時の再使用手続を認めないオンライン申請では、登記所で再使用証明申出をするついでに書類を受け取って再申請しようと意図しても、到着したら添付書類は発送後だったという悲劇が生じる。／そもそも却下・取下げにおける還付手続の法的性質が不明である。／却下・取下げ時に登記識別情報通知書の還付を求められた場合(準則41条3項)、これは登記識別情報の「通知」に当たるのか？／そうであれば、代理人が受領する場合は受領についての授権が必要で、返信用封筒は本人限定受取郵便になる。／書面申請では申請時、封筒に入れて登記識別情報を提出するのは、代理人が登記識別情報を知らないという前提がある。／登記完了後にあっては、新たに発行された登記識別情報は目隠しがされているため代理人は中身を見ることができないのに、受領には特別の授権が必要とされる。／この手続を敷衍すれば、登記所・代理人間の行政手続では代理人の権限の確認が必要であると解釈するほかない。／この点は、オンライン申請における暗号化の委任とバラレルな問題だろう。／このように考えると、たとえ封筒に入っている、取り下げ時の登記識別情報の還付手続は「通知」と同様の扱いが必要ではないか？／このへんの作り込みが甘い。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記官は書面申請がされた場合において、申請を却下したとき、申請の取下げがされたときは、添付書面を還付するものとされています。	不動産登記規則第38 条3項、第39条3項	対応不可	登記申請の却下、取下げ手続における還付書類の交付方法については窓口による交付や郵送による送付が認められています。そして、申請人の意思によって交付方法を選択できるようになっているため、御提案の対応は不要であるものと考えられます。	
84	令和5年11月17日	令和5年12月13日	資金前渡官吏による支払いを原則として廃止する	資金前渡官吏による支払いを原則としてやめて、官署支出官による支払いに切り替える。	デジタル庁の資料によれば、資金前渡官吏が社会保険料(児童手当など)や給料の支払いをすると、銀行などへの振込手数料で1件あたり100円もとられます。官署支出官が支払えば、振込手数料がわずか10円になります。やっていたことは同じ銀行への振り込みなのに、資金前渡官吏が支払うと税金が10倍も投入されて驚きました。完全に税金の無駄だと思えます。調べてみたら、資金前渡官吏は、現金を取り扱うことを職務とする公務員なので、現金払いしか受け付けられない会社に支払う場合とか銀行がない地域に勤務している職員に給料を支払う場合とかに極めて限定的にすべきです。税金が10倍もかかっている以上、資金前渡官吏による支払いを直ちにやめてください。	個人	内閣官房 デジタル庁	国の支出は、各省各庁の長又は各省各庁の長の委任を受けた支出官が行うことが原則であり、経費の性質上現金の支払をしなければ事務の取扱に支障を及ぼすような場合等には、支出の特例として資金前渡官吏に支払を行わせることができることとされています。支出官が官庁会計システム「ADAMS II」を用いて債権者への電信振込で支払うことを「支出官払」といい、資金前渡官吏が予め支出官から必要な資金の交付を受け、現金、小切手又は振込の方法により支払うことを「前渡官払」と呼んでいます。なお、前渡官払ができる経費の種類は、予算決算及び会計令第51条で定められています。支出官払は、前渡官払と比較して支払事務を効率的にすることができ、振込に係る手数料も低廉であることから、「会計業務の効率化に向けた改善計画」(平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定)に基づき、各省省等において支出官払への移行に向けた取組等が行われているところです。	(支出官払) 会計法第15条 (資金前渡官吏) 会計法第17条 出納官吏事務規程第 52条 予算決算及び会計令 第51条 「会計業務の効率化 に向けた改善計画」 (平成28年7月29日 旅費・会計等業務効 率化推進会議決定)	対応	制度の現状欄に記載のとおり、「会計業務の効率化に向けた改善計画」に基づき、各省省等において前渡官払から支出官払への移行に向けた取組等が行われています。例えば、常勤職員給与支払については一部省庁を除き支出官払化を完了しています。御提案理由に記載されているような前渡官払が真にやむを得ない場合を除き、各省省の優良事例を共有することなどにより、引き続き支出官払への移行に向けた取組等を推進してまいります。	
85	令和5年11月17日	令和6年3月15日	法務局のリアルタイム登記情報を他省庁及び地方自治体で確認可能に	公有財産管理や相続及び納税義務者を特定するために登記簿を公用請求をせずに確認できるようにして、各担当の機動性を高める。	法務局はいわゆる市町村の「平成の大合併」に適合するように管轄区域を変更しなかった。そのため広域合併で政令指定都市に移行した新潟市における所轄法務局(支局)は旧市町村単位で三つに分かれている。中でも北區は旧豊栄市域とそれ以外で所轄登記所が異なっており、旧豊栄市分の登記情報は隣接する新発田市の新発田支局まで、それ以外は中央区の本局まで情報確認をしなくてはならない。 https://houmukyoku.moj.go.jp/niigata/table/shikyokutou/all.html 郵便での証明書請求も可能だが郵便局の働き方改革により発送から配達までの日数が1~2日程度延びており、徴収事務など速さが求められる時は不向きとなっている。 市町村の広域合併から十年以上経過しているため、合併前の市町村を覚えていた公務員は国・地方ともに減った。そのため旧市町村域で働く事務があることは業務の過重負担となっている。	個人	デジタル庁 法務省	商業登記法第10条及び不動産登記法第119条の規定に基づき、登記事項証明書を交付しています。	商業登記法第10条 不動産登記法第119 条	検討に着手	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。 【令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)】 https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r05/k.tb_r5_honbun_1.pdf 【デジタル関係制度改革検討会(第1回)】 https://www.digital.go.jp/councils/digital-system-reform/4502f325-1144-466d-847c-72ec3890645e	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
86	令和5年11月17日	令和5年12月13日	難病患者への行政支援の充実	患者本人やその家族、および患者会への支援を充実させる。	大学等の研究者による疾病研究事業が主である行政の難病対策だが、患者本人への支援体制は整備が不十分である。各都道府県(もしくは政令指定都市)が設置している患者支援のコア機関である「難病相談支援センター」は設置者ごとに運営方式がバラバラなため個人情報であるカルテや疾患情報が管内保健所や市区町村役場との間で共有がままならない。また難病は医療もしくは公衆衛生に政策分類されるため障害者手帳の交付を受けていない難病患者は福祉には結びついていない現状がある。また行政窓口および電話対応は基本的に会計年度任用職員等の非正規の公務員が担当しているため、業務や難病についての知識が不足していること(窓口職員から見れば勉強するほどの待遇や報酬を得られていないこと)による行政への不信感から積極的に行政に支援を求めない難病患者が多い。 難病患者会への支援も難病相談支援センターの仕事であるが支援内容も設置者によりまちまちで毎年度の決算書の提出を条件にしているところも存在する(新潟県など)。患者会はその性質上、必ずしも会計実務や帳簿記帳に明るい会員がいるわけではない。また難病は日常的な倦怠感を伴うものもあり、社会人の場合仕事の傍ら患者会の運営に携われる余裕がないため、運営や会計事務を担っているのは時間的余裕がある高齢者ばかりだ。高齢者は認知機能の衰えもあり、会費など高額の金銭を扱うには危険が伴う。また国内にある患者会の大多数は法人格を持たないため、患者会名義の銀行口座の開設や名義変更といった諸手続きは煩雑かつ長時間となっている(規約や役員名簿の提出が必須で係長クラス以上の銀行員でない)と処理が不可能。	個人	厚生労働省	難病相談支援センターについては、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第28条に基づき、都道府県または指定都市を実施主体とし、必要に応じて法人等に委託して、難病の患者やその家族等がもつ様々なニーズに対応し、医療機関や福祉支援等機関、就労支援等関係機関などの地域の関係機関と連携した支援対策を行っています。個人情報の取扱いにおいては、同条に基づき当センターの役員や職員に対して秘密保持義務が課されているほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係規定に基づき、原則として外部機関に提供していませんが、これまでも、必要に応じて、相談者の同意の範囲内で、地域の関係機関と共有しています。 また、難病法の改正により、難病患者が福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、都道府県等が患者の申請に基づき指定難病に罹患していること等を確認し、登録者証を発行する事業が令和6年4月に施行いたします。自治体やハローワーク等における登録者証の利活用が促進されるよう、厚労省において、障害福祉サービス等の地域で利用可能なサービスの情報提供するためのリーフレットのひな型を作成し、難病相談支援センター等を通じて患者に周知する予定としております。 また、難病相談支援センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組むことで、難病患者等の療養生活の質の維持向上を図っています。 難病相談支援センターの運営は都道府県等が行っているため、支援内容等については、自治体によって異なる場合があります。	難病の患者に対する医療等に関する法律等	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
87	令和5年12月15日	令和6年1月19日	国の行政機関におけるPPAPを完全に禁止する。	国の行政機関におけるPPAP(メールでパスワード付きファイルを送り、パスワードを別送する方法)を完全に禁止する。	2020年に内閣官房と内閣府でPPAPを廃止するのに、環境省や財務省など多くの国の行政機関では、いまだにPPAPをやっている部局が多いです。PPAPは、同じ宛先にzipファイルとパスワードを別々に送信するだけで、セキュリティ対策や受け取り側の利便性の観点から適切ではありません。デジタル庁は、速やかにすべての国の行政機関に対してPPAPを完全に禁止するよう通達を出してください。そうすることで、業務を効率化することができ、無駄な残業が削減すると思えます。	個人	内閣官房デジタル庁	令和2年12月に、IT総合戦略室(当時)から全府省に対してメールにおける添付ファイルについて、パスワードを同経路で送付することのないように周知しており、同様の内容を令和4年1月にもデジタル庁から周知しています。 また、政府統一基準においては、要機密情報を発信する場合は、通信経路における盗聴を防止するための対策が十分に講じられていない場合には、ファイルを暗号化した上で、別手段でパスワードを相手方に送付することを求めています。	政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群	現行制度下で対応可能	同一経路で暗号化したファイルとパスワードを送付する、いわゆるPPAPIについては、暗号化されたファイルにパスワードを入力して復号化するための手間がかかるため利便性の観点から推奨されず、セキュリティ上のメリットも少ないため、例えばセキュリティが十分確保されたオンラインストレージサービスを利用する等、利便性の観点と政府統一基準を踏まえた対応を各府省庁に引き続き周知してまいります。	
88	令和5年12月15日	令和6年2月16日	管轄が異なる共同担保で登記所ごとの共同担保目録を統合し、極度額増額や担保権移転での脱税を防止する	複数の不動産を共同担保とする登記をする場合、共同担保目録が作成される。／目録は登記所ごとに作られ、管轄が異なる場合は登記所ごとに作成される。／管轄内不動産については目録に順位番号が記録され、管轄外不動産については順位番号が記録されない。／複数の管轄にまたがる登記を申請する場合には、登記が完了した登記所の登記事項証明書を添付して軽減された登録免許税を納付する。／この制度については、R5行政改革160提案で、共同担保目録をサーバー上で統合して自動的に同期するべきであるという理由で対応不可の回答をした。／では、脱税防止の観点から共同担保目録の統合を検討してはどう	一か。／たとえば、A登記所のa不動産とB登記所のb不動産について極度額1億円の場合、共同担保目録が登記されると、これを極度額変更によって10億円の根拠当額とする場合、増加する9億円の0.4%である360万円の登録免許税をA登記所に納付し、B登記所では1500万円の登録免許税と800万円の登記事項証明書が必要である。／合計360万2100円。／これに対して、A登記所のa不動産とB登記所のb不動産について1000万円の根拠当額を10倍設定し、各根拠当額の極度額を1億円に引き上げた場合は、次のような脱税が起こり得る。／まず、a1根拠当額について9000万円の0.4%で36万円の登録免許税をA登記所に納付する。／次に、これを共同担保関係にあるB登記所のb1根拠当額を1500万円の登録免許税と800万円の登記事項証明書で1億円にする。／そして、b1根拠当額の登記事項証明書を添付してa2根拠当額の極度額を1億円に変更する。／ここでのポイントは、共同担保目録には他管轄不動産について順位番号が記録されないため、極度額・債権の範囲・債務者・根拠当額が一致していれば前登記証明書として判別がつかないことである。／そうすると、本来はa2根拠当額の極度額変更によって36万円の登録免許税を納付しなければならぬのに、2100円で済んでしまう。／以下、この変更を繰り返すと、2100円×19物件で39万9900円掛かる。／すなわち、正規の手続では360万2100円が必要となる。この裏技を使えば39万9900円で登記が可能になる。／脱税は犯罪であるにしても、ドグマを墨守して抜け道を放置するのは行政の怠慢であろう。	商業登記ゲロン	法務省	登記官は、二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記の申請があった場合において、当該申請に基づく登記をするときは、共同担保目録を作成し、当該担保権の登記の末尾に共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければなりません。 また、登記官は、共同担保目録を作成するときは、共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければなりません。 同一の債権のために複数の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記等を受ける場合において、当該抵当権等の設定登記等の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該抵当権等の設定登記等に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該抵当権等の設定登記等がこの項の規定に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して当該抵当権等の設定登記等の申請をするもの限り、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とするとされています。	不動産登記規則第166条第1項、第167条第1項第2号、登録免許税法第13条第2項	事実誤認	御提案の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、登録免許税法第13条第2項の適用を受けられるのは、最初に設定等を行った抵当権等に追加的に設定等を行う場合に限りです。	
89	令和5年12月15日	令和6年1月19日	確定給付企業年金および確定拠出年金の規約変更申請に係る行政審査の明確化	規約変更申請に係る類似の事例を事業主や受託機関が予め確認できるように、行政審査結果の具体事例を幅広く開示すること。	・規約変更申請に際しての法令の解釈、運用について、事業主や受託機関が個別に行政へ確認した内容については共有されるツールが現在はない。このため、各事業主・受託機関から同様の行政確認が行われる可能性や、法令の解釈、運用について幅が出てしまう可能性がある。 ・行政審査結果の具体事例の開示や、規約変更に係る統一基準の設定を行うことで、より効率的な制度運営が可能になると期待される。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	・確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金の規約記載事項については、通知において承認基準を示しているほか、確定給付企業年金規約例においては標準的な規約を、確定拠出年金Q&Aにおいては企業型確定拠出年金規約における記載内容についての疑義が生じうる点について回答を示しております。 ・また、企業の所在地を管轄する各厚生局において判断が難しい案件については、随時厚生労働省へ疑義照会がなされ、当該疑義照会の回答を各厚生局へ共有しています。これにより、法令解釈及び運用に幅が出ることはないよう対応しています。	平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」、平成13年9月27日企発第18号「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」、確定給付企業年金規約例、確定給付企業年金Q&A、確定拠出年金Q&A	現行制度下で対応可能	引き続き、必要な事項について各通知、Q&A等においてお示しするほか、法令解釈及び運用の基準について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
90	令和5年12月15日	令和6年1月19日	学術論文等検索サイトの統合	国立研究開発法人科学技術振興機構の運営するJ-STAGEと大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所の運営するCiNiiを統合させる。	同じ目的を持つ学術論文等の検索サイトが2つ並行してあり、J-STAGEのみで電子化された文献が見れるようになっていて一方、CiNiiにしかない機能もあることは文献を調べようとしたときを考えれば、明らかに非効率だ。1つのサイトで両方の機能が使えるようになったほうが便利で効率的ではないか。また、コスト面を考えるとサービスを分けることは合理的ではないのではないか。さらに電子化事業を一本化したのなら二つのサイトが存在する意義はさらに薄れてきていると感じる。	個人	文部科学省	なし	なし	現行制度下で対応可能	J-STAGEは研究成果の発表の場としての役割を担っています。CiNiiは学術情報を検索するデータベース・サービスとしての役割を担っており、CiNiiを利用することでJ-STAGEに掲載された論文の検索・閲覧も可能となっています。今後も、CiNiiの利便性が高まるよう検討を進めてまいります。	
91	令和5年12月15日	令和6年1月19日	政府統一ウェブサイトの早期作成	各省庁や国の行政機関のウェブサイトと統合し、英国のGOV.UKのような1つのサイトで利用できるようにする。また、自治体のホームページなども含むUIの統一を進める。	国民にとっては、同じ分野の情報を調べるために各省庁のウェブサイトを探るのには非効率的で、さらに多くの国民は各省庁や行政機関の管轄範囲を把握しておらず、利便性にも欠けている。さらにUIについても統一されておらず初めて訪れる人にとっては使いづらくなってしまっていて、アクセシビリティ対応も、音声読み上げや弱視対応、外国語対応などが、まちまちである点も問題だ。統一することによって大幅な利便性向上につながるのではないかと。	個人	デジタル庁	なし	なし	その他	各省庁のウェブサイトについては、それぞれ異なる利用者に対して、届ける情報も伝え方もベストな方法を模索していく必要がある中で、政府統一ウェブサイトを構築することはされていないものの、今後も各省庁ウェブサイトの発信力の向上に継続的に取り組み、発信力強化や利便性の向上を図ることとしています。	
92	令和5年12月15日	令和6年1月19日	法務局HPの「聴覚障害者等相談受付窓口」にメールによる相談を加え、その対象者と内容を明確にする	[広島和歌山]法務局HPの「電話での相談が困難な方」を対象とした相談窓口には「聴覚障害者等相談受付窓口専用ファクシミリ番号」のみが掲載されている。この対応は以下の点で意味不明である。／巻、HPにアクセスした聴覚障害者がFAXを利用できるとは限らない。／HPにアクセスできるならメールアドレスをもっている可能性が高く、まずはメールでの相談を受け付けるべきではないか？／総務省の調査によると、FAX保有世帯は全体で3割で、20代に限れば2%だとか。／合理的配慮の代替手段が普及率3割では、聴覚障害者から更なる合理的配慮の申出がされるだろう。／試、専用ファクシミリ番号ってなんですか？／合理的配慮→	→FAXが通常業務に支障をきたすほど送られてくるとは考えにくく、申出が要件であるため内容の判別も容易である。／コスト削減として、わざわざ専用回線の維持費を払うよりも他の番号と統合するべきではないか。／参、FAX受信はいつでも出来るのに、相談時間を平日の開庁時間中に限定する意味が分からない。／返信は翌開庁日以降になります」と注意書きすれば済む。／相談の機会を制限すべきではない。／地方、[名古屋大阪]法務局では聴覚障害者はメール相談ができるとしているが、対話が困難であるのは発声障害者同様で、聴覚障害者にしか配慮しないのは人権擁護機関として対応が不十分ではないか。／精神障害や外国人などゆっくりにしか会話できない人もメールでの相談を希望するだろう。この点についても配慮すべきではないか？／また、[ほとんどの]法務局では「職員による障害を理由とする差別に関する相談窓口について」という文書を公開し、障害者差別解消法の合理的配慮として、「職員による合理的配慮の提供に関する内容」の相談窓口を説明している。／この説明自体には法律的な不備はない。／しかし、東京都の調査では合理的配慮の「名前も内容も知っている」と答えたのは16.8%[R3]で、合理的配慮について社会的認知がされているとはいえない状況にある。／すなわち、「職員による合理的配慮の提供に関する内容」という難解な説明では、合理的配慮を必要とする人々がその意味を理解できず、申出の機会を奪われることにもなりかねない。／水際作戦ですか？／行政機関として合理的配慮をする前に、障害者が合理的配慮をしやすい環境づくりをするべきではないか？	商業登記センター	法務省内閣府	なし	検討を予定	限定的な案内ページを掲載している一部の法務局について、他の法務局と同様の案内とする対応の検討を行う予定です。		
93	令和5年12月15日	令和6年1月19日	確定拠出年金 企業型確定拠出年金制度における管轄厚生局の指導の統一と標準的な企業型年金規約の提供	・企業型確定拠出年金規約の承認審査について、管轄厚生局(全国8箇所)毎に指導内容が統一されていない。例えば、過去に厚生局に承認された事業主掛金の設定方法について、異なる厚生局に申請し否認されるケースが生じている。厚生局によって見解が統一されていないため、各厚生局との交渉が複雑化している。 ・また同一の厚生局においても、過去に承認を受けた年金規約と同じ内容で申請して承認されない場合がある。 ・指導の結果作成される企業型年金規約の標準的な雛型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で対応の時間をお互いに費やしなから、確認作業を行っており、双方の業務効率化を目的として雛型の提供を要望するもの。	・過去に特定の地域を管轄する厚生局に承認された確定拠出年金制度を、他の厚生局が管轄する地域の事業主と策定し否認されるケースにおいては、両地域の事業主に不平等が生じないよう折衝・調整が必要になる。場合によっては否認された制度を変更する運営管理機関や事業主も存在することを懸念している。 ・企業型年金規約の標準的な雛型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で対応の時間をお互いに費やしなから、確認作業を行っており、働き方の観点より検討を求めもの。なお、現在は各社毎に企業型年金規約を作成しているが、法改正等の都度、各厚生局との膨大な調整・確認作業が発生している。 ・個別に認められた制度内容(掛金設定方法など)については、企業型年金規約の雛型や指導内容にフードバックし、他の厚生局、他の事業主においても円滑に承認いただくことを検討いただきたい。 本提案は法律の変更は要しないものであり、厚生労働省から各厚生局への通知レベルで改善できるものではないかと考えている(雛型規約の提供は一定のロードはかかると思うが、実現は十分可能だと判断している)。 2022年度規制改革要望書において「引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。」とご回答いただいているが、その後の状況を踏まえてさらなる改善を要望するもの。	一般社団法人 日本損害保険協会	厚生労働省	平成13年9月27日企業発第18号「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」、令和3年8月6日企業発0806第1号「企業型DC加入者のDeCo加入の要件緩和に係る対応について」	現行制度下で対応可能	引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
94	令和5年12月15日	令和6年1月19日	e-gov法令検索における日本法令外国語訳データの有無等の情報の取得等	e-gov法令検索において、日本法令外国語訳データの有無や翻訳時点の情報を取得し、表示するとともに、翻訳案文にリンクを貼ること。	法令の外国語訳整備は、関係閣議決定等を通じて推進していくこととされ、各省庁の翻訳計画に基づき、順次法令翻訳がなされており、これは対日投資促進にもつながるものである。 翻訳されたデータは、日本法令外国語訳データベースシステムに収録され、同データベースの検索を行うことにより、翻訳の有無が確認できる。 一方、翻訳されていないかは検索し、該当なしという結果を得るまで判別せず、特に、複雑な法令名のデータを確認する際には、正確な法令名等をe-gov法令検索等で確認しつつ、もう一度データベースを検索する作業が想定される。 他方で、e-gov法令検索は、日本の法令ベースレジストリとなるものに基づく機能であり、日本の全法令が収録され、今後も検索等で第一に参照されていくことが期待されるものである。 そこで、e-gov法令検索において、当該法令の翻訳の有無、翻訳がある場合の翻訳時点を取得し表示しつつ、翻訳された法令翻訳へのリンクを貼ることで、検索の二度手間等の手間も省けるものと想定される。 これは、第一に参照されるシステムたるe-govで、ワンストップに関連する法令システムに関する情報も取得、利用できるという利便性向上につながるものである。 加えて、政府は法令翻訳を協力的に進めているものの、法務省の検討会等を見ると翻訳本数は目標達成に届いていない点もある。 翻訳有無を全ての法令情報を収録しているe-govで取得することで、翻訳がないという情報も表示することが可能となり、翻訳を欲する企業や、翻訳計画を立てる行政機関も、翻訳されていない法令を把握しやすくなり、翻訳の推進にもつながるものと考えられる。	個人	デジタル庁 法務省	e-Gov法令検索及び日本法令外国語訳データベースシステムはトップページ等に相互にリンク情報を掲載していますが、法令ごとのリンク情報は掲載していません。	なし	検討を予定	e-Gov法令検索及び日本法令外国語訳データベースシステムにおける法令ごとのリンク情報については、国立国会図書館が提供するデータベースである日本法令索引に掲載されているものと承知しています。これに加えて、今後のe-Gov法令検索及び日本法令外国語訳データベースシステムの改修の中でどのような対応が必要かについては、そのニーズ等も考慮しつつ検討を行います。	
95	令和5年12月15日	令和6年1月19日	企業年金分野におけるe-Gov電子申請の利用推進	☑e-Gov電子申請のインターネットホームページは完成しており、企業年金分野においても電子申請の受皿が準備されているように見受けられることから、利用マニュアルの開示など、実際の使用方法を周知していただきたい。	☑先般、厚生労働省宛の数理関係申請書類における年金数理人の押印等を不要としていただいた。 ☑本件の電子申請と組み合わせることで、企業年金分野における厚生労働省宛申請届出手続きは、完全なペーパーレス化を達成できるものとする。 ☑レワークの普及など勤務形態の多様化や環境保護・SDGsへの取り組みといった環境変化を背景に、ペーパーレス化・押印省略などを含めた手続きの電子化等を進めることは社会的風潮・要請に合うものとする。 ☑電子化を進めることで企業年金の普及を促す効果も期待されるため提案するもの。	一般社団法人 信託協会	厚生労働省	ご認識のとおり、現状でもe-Govをご利用いただくことで電子申請が可能となっております。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第3条	検討を予定	ご提案の事項については、ニーズ等を踏まえて検討してまいります。	
96	令和5年12月15日	令和6年2月16日	買戻権抹消の共同申請でも登記原因証明情報を不要とし、原因日の初日算入不算入を明確にすること	悉、期間満了を原因とする買戻権抹消を共同申請する場合の登記原因証明情報を不要とすべきである。／買戻権の単独抹消改正のバコメでは、共同申請の場合についても登記原因証明情報を不要とすべきであるという意見に対して、「改正不登法第69条の2に該当しない場合には、買戻しの期間内に買戻権の合意解除等がないことを確認する必要があり、登記原因証明情報の添付を省略することは適当でない」とする。／しかし別の意見に対する回答では「当該売買契約の日と当該日から10年を経過したことが明らかとなれば足り、これらの点は、登記記録上明らかであることから、本政令案では、別途、登記原因証明情報の提供を求めないこととしたものです	一。」とする。→この説明が奇妙であるのは、期間満了が登記記録上明らかであることは単独申請でも共同申請でも変わらないにもかかわらず、共同申請であるから登記原因証明情報が必要であるという点である。／事実関係が明らかかな場合にまで添付書面提出を要求するのは、添付書面省略方針を定めたデジタル・ガバメント実行計画と矛盾している。／総論賛成・各論反対な、行政改革ではいつもの光景。／ちなみに、「大阪法務局版「改正不動産登記Q&A集」番号65、愛知県司法書士会連報第324号」「事例式不動産登記申請マニュアルp1299」は登記原因証明情報の提供を不要としている。／又、買戻期間満了日については、登記された原因日が1月1日である場合、満了日は1月1日なのか1月2日なのか、その取扱いが明確ではない。／S63東京法務局決議を始め初日不算入の原則から1月2日とする登記所が多いようだが、初日を0時からとみなして1日を原因日とするH2横浜法務局依命通知が各種書籍で引用され、実務は混乱している。／横浜に本社をおく都市再生機構が買戻権の大ロユザーであることが影響力の源泉かと。／現実的にはどちらでも大差はないけれど、「登記官の判断」によって日付が変わり、登記原因証明情報が認められたり認められなかったりするの行政手続として不透明である。／この問題については、単独抹消を認める法改正の審議過程でも議論されなかったらしい。／原因事実を公示する不動産登記制度においては、初日が何時から始まっているかをあらかじめルール化しておかなければ、申請人も登記官も第三者もそれぞれの思い込みで登記記録を参照するというコメデイになるだろう。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	買戻しの特約に関する登記の抹消を共同申請により行う場合は、登記原因証明情報を提供する必要があります。	不動産登記法第60条、第69条の2 不動産登記令第7条第3項	対応不可	買戻しの特約に関する登記の抹消を共同申請により行う場合には、登記の真正を担保するため買戻しの期間内に買戻権の合意解除等がないことを確認する必要があり、不動産登記法第69条の2に該当する場合を除き、登記原因証明情報の添付を省略することは適当ではありません。また、買戻権の期間は原則として、民法第138条から第143条までの規定に基づき、判断されます。	
97	令和5年12月15日	令和6年2月16日	消費者利益を保護しないビジネス・違法営業に国の補助金がいかない仕組みづくり	経済産業省の小規模事業者持続化補助金を受けた企業がクーリングオフ書面の提示をしなかったという特定商取引法違反で摘発されました。屋根修理の点検商法を行っているとして地元では元々知られていた企業であり、特商法違反のビジネスの「販路開拓」を補助金で支援していたという事実が地元には驚いています。 この他にも、トラブルが続発している医師法違反の脱毛ビジネス等にも小規模事業者持続化補助金が流れており、まともな審査がされていると思えません。 消費者庁は消費者保護の観点から補助金執行する経済産業省に指導をすべきですし、経済産業省は補助金申請を企業に誘導している商工会議所等に消費者保護の必要性を指導すべきです。	結果として、消費者利益を保護しないビジネス・違法営業の「販路開拓」まで補助金で応援しており、消費者被害の拡大の懸念がありますし、違法事業者の摘発のための捜査費用も増大していると考えます。	個人	経済産業省 消費者庁	小規模事業者持続化補助金の現行制度は、小規模事業者等が自ら作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取組(例:新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、販路開拓等と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。 消費者庁は、特定商取引法をはじめとする所管法令を厳正かつ適切に執行しております。また、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画・立案、推進や関係行政機関の事務の調整等を行っています。	なし	検討を予定	ご指摘のとおり、消費者保護の観点は重要であることから、経済産業省としては、商工会・商工会議所に対する指導を検討します。 消費者庁としては、引き続き特定商取引法をはじめとする所管法令を厳正かつ適切に執行するとともに、関係省庁と連携し、消費者の利益の擁護及び増進等に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
98	令和5年12月15日	令和6年2月16日	地方自治体の予算書(予算細目以下の情報)のインターネット完全公表義務化	<p>自治体事業の縮小の有無については新年度の予算書の事業費の明細(款・項・目以下の細目、細々目)の情報を確認する必要がある。しかし一部自治体においてはいまだに予算概要しか公表しておらず、実際に新年度が始まってから縮小がわかる事例が発生している。公金が入り使われているかのファクトチェックの材料ともなるため公表を促してほしい。</p>	<p>新潟県において、高齢者や障害者等の居住空間確保をサポートする「新潟県居住支援協議会」が令和5年度から事務局規模を縮小していたことが8月17日の朝日新聞(新潟県版)の報道で明らかになった。その中で縮小の理由を「補助金が減額されたため」と協議会は説明している。</p> <p>新潟県は令和5年度から起債許可団体に転落するなど、財政状況が逼迫している。背景には新潟県中越地震および新潟県中越沖地震をはじめとした県内で発生した大規模自然災害への復興費用の債務償還が重い負担となっていることだ。そのため福祉など短期的な費用対効果が薄い事業に対しては事業費の減額が行われていると思われるが、新潟県は予算書を概要のみ公表しているため外部が確認することは不可能となっている。</p> <p>https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/zaisei/r5tousho.html</p> <p>また既に完全公表をしている自治体の予算書は、PDF形式あるいはExcel形式だが、印刷製本が前提の加工がしにくい体裁のものとなっている。これは政府の統計書においても同様の問題がおこっており、令和2年12月に統計書の表示形式に関する統一ルールを政府が公表している。これを予算書にも適用して予算情報の透明化、可視化を進めていただきたい。</p> <p>https://www.soumu.go.jp/memu_news/s-news/01toukatsu01_02000186.html</p>	個人	総務省	地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、地方公共団体の長は、当該団体の議会の議長から議決された予算の送付を受けたときは、その要領を住民に公表しなければならないこととされている。	地方自治法第219条第2項	その他	<p>制度の現状欄に記載のとおり、地方公共団体において、予算の要領を公表しなければならないこととされており、また、どのような方式により公表するかについては、地方自治法上、特段の制限はなく、各地方公共団体の実情に応じて、適切に判断されるべきものと承知しています。</p> <p>なお、住民等に対する説明責任をより適切に果たす観点から、財政情報の開示と内容充実に取り組むよう、総務省としても引き続き働きかけてまいります。</p>	
99	令和5年12月15日	令和6年2月16日	会計年度任用職員の棲み分け	<p>旧嘱託員の資格職は公募による選考(資格確認・作文および面接試験)を経て任用を行うが、旧臨時職員の事務補助員は登録制で選考が実質行われず(カウンターで5分程度の簡単な雑談のみ)に任用される。任用過程に大きな差があるものの、仕事内容や給与体系は会計年度任用職員として一括りにされてほぼ同一となっている。</p> <p>知識の専門性が特に問われる保健所の出先窓口(感染症や難病等の公衆衛生を担当)においては、登録制で任用された事務補助員(専門知識なし)が窓口や電話応対を担当しているためマニュアル通りで臨機応変な対応ができず住民の行政への不信につながっている。資格職であっても難病のような希少疾患について勉強(勉強)する程度の待遇を得ていないから自己研鑽を行わないのであることも多い。</p> <p>東京都など一部の自治体では、登録制職員の職を「会計年度任用職員(アシスタント職)」という名称で明確に棲み分けて給与体系に違いをつけている。</p> <p>https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/jinji_saiyo/1026027.html</p> <p>しかし棲み分けは地方公務員法や総務省通知には記されていない自治体独自の取り組みであるため、組織内の施策独創性が乏しく前例踏襲、同規模の他都市の模倣もしくは国の通知通りの施策しか行わない自治体は総務省の方針に沿ってほぼ同一の給与体系となっている。そういった自治体でも専門性に見合う報酬を得ることが可能となるよう国主導での展開をしていただきたい。</p>	<p>旧嘱託員の資格職は公募による選考(資格確認・作文および面接試験)を経て任用を行うが、旧臨時職員の事務補助員は登録制で選考が実質行われず(カウンターで5分程度の簡単な雑談のみ)に任用される。任用過程に大きな差があるものの、仕事内容や給与体系は会計年度任用職員として一括りにされてほぼ同一となっている。</p> <p>知識の専門性が特に問われる保健所の出先窓口(感染症や難病等の公衆衛生を担当)においては、登録制で任用された事務補助員(専門知識なし)が窓口や電話応対を担当しているためマニュアル通りで臨機応変な対応ができず住民の行政への不信につながっている。資格職であっても難病のような希少疾患について勉強(勉強)する程度の待遇を得ていないから自己研鑽を行わないのであることも多い。</p> <p>東京都など一部の自治体では、登録制職員の職を「会計年度任用職員(アシスタント職)」という名称で明確に棲み分けて給与体系に違いをつけている。</p> <p>https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/jinji_saiyo/1026027.html</p> <p>しかし棲み分けは地方公務員法や総務省通知には記されていない自治体独自の取り組みであるため、組織内の施策独創性が乏しく前例踏襲、同規模の他都市の模倣もしくは国の通知通りの施策しか行わない自治体は総務省の方針に沿ってほぼ同一の給与体系となっている。そういった自治体でも専門性に見合う報酬を得ることが可能となるよう国主導での展開をしていただきたい。</p>	個人	総務省	<p>会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2の規定により、競争試験もしくは選考により採用することとされています。また、会計年度任用職員を含めた職員の任用については、同法第15条の規定により、受験成績等、能力の実証に基づいて行われなければならないこととされています。</p> <p>会計年度任用職員の給与水準の決定については、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則の通り、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮するとともに、地域の民間企業における同一又は類似の職種の労働者の給与水準の状況等にも十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ、地方公共団体において、適切に決定いただくものです。</p>	地方公務員法第15条、第22条の2第1項、第24条第1項・第2項	現行制度下で対応可能	<p>会計年度任用職員の任用に当たっては、地方公務員法に定められているとおり、競争試験または選考により、客観的な能力実証を経て採用される必要があります。また、会計年度任用職員の給与水準については、左記の内容を踏まえつつ、適切に決定する必要があります。これらについては、会計年度任用職員制度の事務処理マニュアル等により、各地方公共団体に対して助言等しているところであり、引き続き、各地方公共団体において適切な対応が行われるよう、必要な対応を行ってまいります。</p>	
100	令和5年12月15日	令和6年1月19日	公務職場における障害者理解の徹底	<p>公務職場は障害者雇用の法定雇用率が民間より高く設定されているなど障害者に対する深い理解が求められている。しかし京都の法務局が人権侵犯を認定された事例のように、障害特性を理解していない行政の不適切な接遇がたびたび報道される。場合によっては人権侵害や法令違反とされるものもあるため、すべての公務員に理解を深めるよう求めるもの。</p> <p>公務職場は障害者雇用の法定雇用率が民間より高く設定されているなど障害者に対する深い理解が求められている。しかし京都の法務局が人権侵犯を認定された事例のように、障害特性を理解していない行政の不適切な接遇がたびたび報道される。場合によっては人権侵害や法令違反とされるものもあるため、すべての公務員に理解を深めるよう求めるもの。</p>	<p>行政窓口を担っている公務職場のパート職員(地方自治体においては会計年度任用職員)は業務全般の集中的な研修や外部研修を受けることが無く、基本勤務地を変えるような異動を行わないので価値観のアップデートがなされておらず、地方においては通算30年以上同一の庁舎で勤務するパート職員も多くいることからいまだに昭和の価値観のまま仕事をしている者もいる。そのような職員は障害者は補装具を付けていたり、けがに起因したものが当たり前という認識でいるため、難病や精神疾患に起因する障害については理解を示していない。</p> <p>また精神疾患により癡態(興奮状態)を起した障害者職員と目録があったことが自分に敵意を向けられているとパート職員が人事部門に訴えたことで、障害者職員が懲戒処分(ハラスメント)を受けたということも存在する。パート職員もまたながら、障害特性を理解しようせず不安易にハラスメント認定をした人事部門にも問題があり、組織全体を統括する立場にありながら障害者に対する理解が不足していることは組織的に理解不足という解釈になる。先の懲戒処分も配置のミスマッチが原因である可能性も否定できず、障害者施策に対する行政のスタンスが必ずしも好意的でないと感じ止められかねない。それが行政への信頼低下へとつながってしまう。</p> <p>なお障害者手帳は医学的な基準に沿って交付されるため、それに達していないグレーゾーン障害者が多くいること。そして現行の障害者雇用制度では、2種類の障害者手帳を持っていたとしても、どちらか1種類だけ雇用主に提示すれば法定雇用率にカウントされるため情報が正しく伝わっていないこともあると申し添えておく。</p>	個人	厚生労働省 内閣官房 総務省	<p>国及び地方公共団体においては、障害者活躍推進計画の作成を義務づけしており、法定雇用率の達成に留まらず、障害者の活躍の場の拡大に向け、合理的配慮の提供も含め、障害者の活躍を推進するための体制や職務環境の整備、人事管理、職業能力の開発及び向上に関する措置など、各機関において自発的な取組が進められているところである。</p> <p>当該計画については、障害者活躍推進計画作成指針に基づき策定することとされており、同指針には「職場の同僚・上司に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修等の実施も重要である」と明記しております。</p> <p>例えば、厚生労働省では、障害者とともに働く(国・地方公共団体等の職員を対象に障害に関する理解促進のために精神障害・発達障害に関して正しく理解することを目的とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催しています。また、内閣人事局、厚生労働省、人事院において、障害者雇用に関する基礎知識を盛り込んだ「公務部門における障害者雇用マニュアル」を作成し、国の行政機関に対し、障害者雇用に関する理解の促進を図っているところです。また、総務省では、各地方公共団体に対し、当該マニュアルを周知し、国と同様に障害者雇用に関する理解の促進を図っております。</p> <p>引き続き、国及び地方公共団体において、障害者活躍推進計画に基づき自発的な取組が進められるよう、障害に関する理解促進等を進めてまいります。</p>	障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の2、第7条の3	対応	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	
101	令和5年12月15日	令和6年1月19日	障害年金の診断書(精神)において就労の勤続年数および収入額に関する記載欄削除	<p>標記診断書は医師によって記入されるが就労の勤続年数やそれによる収入額は障害者本人が医師に申し出て、医師が申し出内容をそのまま記入している。勤続年数や収入額は社会保険の加入履歴や標準報酬の記録、および住民税の所得証明書から推定可能で、医師の責任でそこまで記入を求めることは不要なので見直しを求めるもの。</p>	<p>診断書の診断書様式は年金機構のホームページで公開されている。しかし年金に関する情報は初診日の確認が必要なことから、医師に記入を依頼する前に年金事務所に相談することを強く推奨されている。</p> <p>https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/todokesho/shougai/shindansho/20140421-23.html</p> <p>この事前相談で初診日や現在の症状および就労状況では請求しても給付不可だと言われ請求書の提出を断念する障害者が多い。行政改革ホットラインの令和3年度提案223「ハローワーク・年金事務所に保健師等の福祉職を配置」にて、障害に関する医学的知見を把握している年金機構職員が各年金事務所に配置されていない旨が厚労省から示されている。医学エビデンスに基づかないアドバイスが窓口で横行しているのであれば、全国一元審査を行う新形の障害年金センターでもエビデンスに基づかない審査(医師資格のない事務職員が「前さばき」として実質的な審査を行い、認定医はそれの承認だけが行われていると思われる)も仕方がない。</p> <p>合理的配慮をおこなってもしやすい障害者雇用は、有期の非正規雇用で年収200万円以下(税金・社会保険料天引き後の手取りは150万円以下)であることが一般的となっており、それだけで自立生活をするのは不可能なため、年金がない障害者は親など家族と同居せざるを得ない。年金給付の有無で障害者の社会進出が阻まれ、中高年の引きこもりが増している一因とも考えられるためセーフティネット確保のために年金行政を進めてもらいたい。</p>	個人	厚生労働省	<p>障害年金の認定にあたっては、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」)に基づき日本年金機構の障害認定診査医(以下「認定医」)が提出された診断書を医学的知見により判定しているところですが、客観的な検査数値等で障害の程度が判断できない精神障害及び知的障害に係る認定については、地域差による不公平が生じないようにするため、「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を参考に障害等級の認定を行っています。</p> <p>認定基準第8節精神の障害においては、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。また、現に仕事に従事している者については、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その療養状況等を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること。」とされています。また、ガイドラインにおいては、障害の程度の認定についてはガイドラインで定める障害等級を作成する医師に記入を参考とすべき要素の例で示す様々な要素(「就労状況」を含む5つの分野)を考慮したうえで、認定医が専門的な判断に基づき総合的に判定することとされています。</p> <p>これらを踏まえ、請求者がどのような働き方をしているか(どの程度の援助を受けて就労できているか)を確認するために、就労に関する情報をできる限り収集することを目的として、診断書に「現症時の就労状況」の欄を設け診断書を作成する医師に記入をお願いしています。なお、適正な等級判定に必要な情報の充実を図るために、「診断書(精神の障害用)の記載要領」を作成し、日本年金機構ホームページへの掲載や医療関係団体を通じて診断書を作成する医師の皆様へ、診断書の記載にあたって留意していただきたいポイントを示し詳細な記入についてお願いしているところです。</p>	国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)第31条、厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第44条	対応不可	<p>制度の現状欄に記載のとおり、精神の障害の認定にあたっては、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断することとされており、診断書の「現症時の就労状況」の欄については請求者がどのような働き方をしているかを詳細に確認するために、就労に関する情報をできる限り収集することを目的として設けているもので、就労の有無等を本人や家族などから聴きとるなどして、診断書を作成する医師に記入をお願いしているものです。</p> <p>ご指摘のとおり勤続年数や収入額等の実績の一部について社会保険の加入履歴等により推定可能な場合(厚生年金適用事業所に勤務している方など)もありますが、自営業の方など厚生年金未適用事業所に勤務している場合などは社会保険の加入履歴等では把握できませんので当該記載欄を削除することは困難です。また、社会保険の加入履歴等により推定可能な場合であっても、請求者が実際にどのような援助や配慮等のもとで就労しているのか等、認定医が日常生活能力等を判定するうえで必要となる詳細な就労状況を診断書において総合的に把握するためには、当該記載欄は必要であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
102	令和5年12月15日	令和6年1月19日	人事院の研修の成果を見える化する。	人事院が実施する係員級、係長級、課長補佐級の各特別課程を受けた者の現在のポストを調べて公表することで研修の成果を見える化して、PDCAのサイクルを回す。	国家公務員は、誰でも本省課長級以上に出世する総合職と頑張っても本省課長級以上に出世できない一般職という2つの身分に差別していますが、人事院は、一般職を課長級に昇進させようとして特別課程という研修をしているとホームページで公表しています。しかし、この特別課程を修了した者が現在どこまで出世してどのポストに就いているかという追跡調査の結果がまったく公表されていません。これでは、この研修が効果的なものなのか意味がないのかまったく国民は評価できません。修了した者が課長級以上に出世していない場合、この研修はまったく無意味の税金の無駄遣いと国民は認識できます。そこで、人事院は、特別課程を修了した者のポストを追跡調査してその結果を公表し、この公表結果を受けて研修内容を改めて、より有意義な価値のある研修にするPDCAサイクルを回すべきです。このようにすることで、国民が国家公務員の研修が無駄遣いであるか否かを監視でき、税金の無駄遣いが減らすことができます。	個人	人事院	国家公務員の採用試験については、国家公務員法第45条の2において、総合職試験（政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員の官職の採用試験）や一般職試験（定型な事務をその職務とする係員の官職の採用試験）など、採用の対象となる官職ごとに採用試験の種類が定められています。なお、採用後の人事管理については、成績主義の原則や、合格した採用試験の種類等にとらわれてはならないとする人事管理の原則（国家公務員法第27条の2）の下で、採用試験の種類にとらわれず、適正な人事評価を通じて、能力・実績に基づいた人事配置等を行うこととされています。提案理由に記載の「特別課程という研修」が、国家公務員採用Ⅱ種、Ⅲ種試験又は一般職試験等に基づく採用者で、計画的な育成が図られている職員を対象とする「行政研修（課長補佐級特別課程）」等をお示しであれば、当該研修の目的は、「将来の幹部要員として必要な知識・能力等の向上」とともに、「国民全体の奉仕者としての使命感の向上・確立と、行政官に求められる行政施策を行うために必要な判断力、企画立案能力等の向上」を図ることであり、「課長級以上に出世」させること自体を目的としているものではありません。また、国家公務員の昇任については、各任命権者が人事評価を通じて、能力・実績に基づいて行うこととされており、当該研修の受講経験のみで昇進が決定されるということはありません。このため、ご提案いただいたように、当該特別課程の研修の修了者が「課長級以上に出世」したかどうかをもって当該研修の効果を一概に判断することは適当ではないと考えます。今回ご提案いただいたこともひとつの参考にさせていただきつつ、本院が実施する研修が有意義なものとなるよう、今後とも研修の実施に係る必要な検証を行ってまいりたいと考えています。	国家公務員法第27条の2第45条の2	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
103	令和5年12月15日	令和6年1月19日	開示請求に係る手数料の値上げについて	開示請求に係る行政文書一件につき三百円とされているところ、実労働時間を踏まえた手数料に変更。	行政機関の情報開示請求への対応に係る実労働時間を踏まえると、1件につき三百円は異常に安く、実費となっていない。1件あたり必要な対応時間は、5～6時間×2、3名程度はかかるため、確実に1万円を超える人件費が費やされている。経済的困難その他特別の理由があると認めるときは減免措置もあるところ、適正な手数料とすべきである。	個人	総務省	開示請求手数料の額については、制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から、開示請求者に対し適切な額を徴収する必要がある一方で、情報公開法の趣旨から、制度をできるだけ利用しやすいものとすることも重要であり、手数料の額がその制約要因となることは適当ではないことから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第16条第1項において「実費の範囲内において政令で定める額」とされ、また、同条第2項において「手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」とされています。こうしたことを踏まえ、その具体的な額については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第1項において、「開示請求に係る行政文書一件につき三百円（情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合にあっては、二百円）」と定められているところ、この「三百円」の額については、開示請求書の提出が従って開示決定通知書等を送付するまでの事務に要する経費を基に、上記の「できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」旨の規定を踏まえて、①開示請求書の記載事項の確認等の受付事務、②決定通知書の記載等の書面作成事務及び③決定通知書の送付事務が効率的に行われるとした場合のコスト並びに④郵送料のコストを積算の上、設定されたものであり、開示・不開示の審査事務コスト及び行政文書の探索事務コストは含めていません。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第16条第1項及び第2項 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第1項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、開示請求手数料の額については、制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から開示請求者に対し適切な額を徴収する必要がある一方で、情報公開法の趣旨から、制度をできるだけ利用しやすいものとすることも重要であり、手数料の額がその制約要因となることは適当ではありません。そのため、開示請求書の提出が従って開示決定通知書等を送付するまでの事務に要する経費を基に、できる限り利用しやすい額となるよう配慮して必要なコストを積算の上で定められているものであり、実労働時間を踏まえた手数料への変更は適当ではないものと考えています。	
104	令和5年12月15日	令和6年2月16日	不動産登記で登記識別情報の受領を郵送で受取る場合は、本人限定受取郵便に代理人の指定を可能とすること	登記識別情報受領を郵送で受取る場合、自然人は、宛先とされた本人のみが身分証明書を提示して受け取る本人限定受取郵便を利用する。しかし、必ずしも申請人本人が郵便局に出向けるとは限らず、極めて不便である。／ところで、本人限定郵便は、特定事項伝達型以外であれば差出人が指定した代理人も受け取りができるらしい。／登記識別情報の郵送受領において代理人制度を利用可能とすべきである。／悪意の書留郵便を受領できない根拠は「誰が受け取るか分からない」という点に当たらず、／しかし、代理人は差出人が指定した特定人であるため、不特定人の受領には当たらない。／また、登記所で受領する場合は受領についてのみ代理人による受領が一	一可能で、その場合は登記識別情報の受領についての委任状を提出する。／したがって、登記所での受領との均衡上、郵送での受領においても登記所受領における代理人を代人として指定し、代理人が受領できるようにすべきである。／式、司法書士や法人が登記識別情報を郵送で受領する場合は不特定な者が受領する書留郵便が認められているのに対し、自然人は本人限定受取郵便のみ認められる制度は手続の利便性において著しく不平等であり、かつ、その追加料金も申請人の負担とされている。／法人や司法書士の場合には従業員がいるため、代表者が郵便物を受け取るのは社会通念に反するところである。業務として行っている司法書士が依頼人の登記識別情報を受領するにセキュリティの低い書留郵便を選択可能であれば、依頼人本人が書留以上本人限定以下にセキュリティを低下させることも許容されるべきである。／代人でさえ本人確認がされるため、本人が司法書士に依頼して司法書士が書留で受領するより、よほど安全である。／参、法務省は、登記識別情報は他人に知られてはならないから厳格に管理する必要があるとする。／しかし、登記識別情報が他人に知られることと、登記済証が他人に奪われることは同義であるのにも、登記済証の還付手続では本人限定受取郵便を強制されない。／登記済証の還付手続との均衡上、少なくとも代人による受領を認めるべきである。／四、法務省は登記識別情報の再発行を認めず、代理人に教えた暗号の使い回しをさせ、分筆では複数の土地に同じ暗号を発行するほどセキュリティ意識の低い制度であるのに、新規発行した暗号の受領についてのみ手続を厳格化しているのは均衡を失する。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記識別情報の通知は、法定代理人が申請している場合は、当該法定代理人に対して通知するものとされており、通知を受けるための特別の委任を受けた代理人がある場合には、当該代理人にするものとされています。登記識別情報通知書の送付方法は、申請人が自然人である場合は、郵便事業株式会社の内国郵便約款の定める方法により宛先本人に限り交付する方法である本人限定受取郵便又はそれに準ずる方法によることとされています。資格者代理人の住所に送付する場合は、郵便事業株式会社の内国郵便約款の定める方法により宛先本人に限り交付する方法である本人限定受取郵便又はそれに準ずる方法とされています。資格者代理人の事務所あてに送付する場合は、書留郵便又は信書事業者による配達によることとされています。	不動産登記規則第62条、第63条第4項、第5項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、申請人が登記識別情報の通知を郵送で受け取る場合、本人限定受取郵便が原則とされています。本人限定受取郵便はその性質上本人のみが受け取れることとなっているため対応は困難です。	
105	令和5年12月15日	令和6年2月16日	不動産登記の委任状に登記識別情報の復号について委任があれば代理人は登記識別情報の受領を可能にする	代理人が申請人の登記識別情報を取り扱うには、それについての特別の委任が必要であるとされる。／書面通知の受領、オンライン通知の復号、オンライン提供の暗号化がそれである。／他方、書面で登記識別情報を登記所に提供する場合に封筒に入れない限りはならないけれど、封筒に入らずに提出しても却下にはならず、現実には空文化している。／すなわち、代理人が権限なく登記識別情報を知ってもそれ自体では却下事由には当たらないという運用がされている。／そもそも申請権限のみでは登記識別情報を確認できないという制度設計が荒唐無稽で、申請人が作成した委任状に登記識別情報についての授権がなければ代理人は登記識別情報を確認せずに一	一申請すべきなのか？／提供できない理由は委任がないから？／委任状段階での厳格な運用は、暗号を他人に渡し繰り返し使うという、セキュリティの低い制度設計のつじつま合わせをしているにすぎない。／この矛盾が表面化するのが上記委任事項の羅列である。／登記識別情報の復号は代理人が暗号の内容を知ることであり、それはすなわち、代理人が登記識別情報を知ることと申請人が承諾していることである。／申請人が中身を見てよいと言っているのに、代理人が目隠しされた状態の登記識別情報通知書を受け取るのに、なぜ別途、特別な委任が必要なのか？／同様に、復号の委任によって通知される登記識別情報を知ることと認めているなら、同一申請において保有している登記識別情報を代理人が知ること、申請人は当然に想定しているだろう。／内容についての承諾は、印刷された書面の受領についての承諾を包摂しているときではないか？／細分化する意味が分からない。／それは単に法務省が手続ごとに厳格なルールを設定すればセキュリティは保たれるという幻想を抱いているからに過ぎず、申請人が代理人に登記識別情報を渡した時点で暗号化の委任があらゆるリスクをすでに生じているのである。／したがって、「登記識別情報に関する一切の件」という委任事項があれば、登記識別情報の受領方法も提出方法も代理人の裁量とするよう取扱いを改めべきである。／暗号化の委任があるからオンライン申請を義務付けられるものでなく、受領の委任があるから窓口受領を義務付けられるものでないよう、登記識別情報の取扱いには不動産登記制度が代理人に認めている裁量の範囲内と考えるべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	代理人が、登記識別情報を受領するためには、「登記識別情報の復号に関する一切の権限」の委任条項があれば代理人が、登記識別情報を受領することができるかとされています。	平成20年1月11日付法務省民二第57号民事局長通達	対応不可	登記識別情報は、通知を受けた者が次の登記申請までその内容を第三者に知られないように管理することを前提にしています。書面申請の場合は、登記識別情報通知書の通知において、登記識別情報が見えないように措置されて通知されています。そのため、書面申請においては、登記識別情報を受領する場合には、単に受領に関する特別の委任条項は求められていません。これに対し、オンライン申請においては、代理人が、登記識別情報を見ることができてしまうため、登記識別情報を復号するために、特別の委任を必要としています。そのため、「登記識別情報の復号に関する一切の権限」の委任条項がなければ、代理人が、登記識別情報を復号することができないとされています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
106	令和5年12月15日	令和6年1月19日	狩猟における罾への氏名等の表示	狩猟における罾への氏名等(個人情報)の表示を減らす	罾罾をやっている人は銃を所持しているケースもあり、氏名住所電話番号の表示は、銃の盗難に繋がりがかねない。罾に対しての連絡であれば、電話番号や許可番号のみで良いのではないかと。	個人	環境省	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九條第八項、第六十二條第三項及び同法施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第七十條	検討を予定	この規定は、捕獲の現場において、鳥獣の捕獲等が合法的になし得る者によって行われているかどうかを確認して取り締まるためのものです。おなに表示された情報を元に盗難が発生した事例は把握しておりませんが、個人情報の保護の観点も踏まえながら、今後検討してまいります。		
107	令和5年12月15日	令和6年1月19日	狩猟免許試験の抽選について	狩猟免許試験の抽選制度を廃止する	人口の多い県(東京都、千葉県、大阪府、北海道)では、狩猟免許試験が、申請の段階で抽選となっている。これは日本国憲法第14条の法の下に平等に反するのではないか。狩猟免許試験は都道府県の行政ではあるが、機会の不平等という点で、国からの指導や、県に対しての費用補助をするべきでは。	個人	環境省	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一條、第四十八條 同法施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第四十八條、第五十一條から第五十五條まで	検討を予定	狩猟免許制度は、都道府県毎に行われる自治事務であることから、国の関与は限定的ですが、国として、都道府県に対し、狩猟免許試験の複数開催や開催場所の分散、休日開催に努めるように呼びかけています。都道府県における対応状況を把握しながら、必要な対応を検討してまいります。		
108	令和5年12月15日	令和6年1月19日	国家公務員の出張旅費、実費支給への見直しについて	財務省は27日の財政制度等審議会(財務相の諮問機関)の分科会で、国家公務員の出張旅費の基準を定めた旅費法に關し、現在の定額支給から上限付きの実費支給に見直す方針を示した。国家公務員の出張旅費を実費にするというのは一見よく聞こえるが、実際には、限りなく安いところに宿泊しろ、だの、指定の旅行代理店経由の領収証でなければ認めない、だのと、手間ばかり増えて結局いっそうの労働搾取になるだけだ。今のまま、エリアと職階ごとの支払額をふやすのがいかに簡単でいいのに、なぜそれをしないのか？	問題の本質は、宿泊費の想定が、実勢価格と大幅にずれて安い設定のままになっていることだ。それを改めればいだけなのに、なぜ手間と制限を増やすような改悪ばかりするのか？	個人	財務省 内閣官房	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第6條第7項、第21條、第35條、別表第1及び別表第2	その他	宿泊料については、旅行者の職階区分、宿泊先及び旅行中の夜数に応じた定額を支給しています。	宿泊料については、宿泊料金の変動等の社会経済情勢の変化等に対応するため、公務上必要となる実費の弁償という旅費制度の趣旨を踏まえ、定額支給ではなく実費支給を原則とする方向で検討を進めております。同時に、実費支給の導入に伴う事務負担を軽減するため、現場の声を踏まえつつ、旅費業務プロセスの改善に取り組んでまいります。	
109	令和6年1月23日	令和6年2月16日	補助事業について③ 補助事業の電子化	補助事業の諸手続きについて、統一化・電子化・簡素化すること。	補助事業の申請等において、Jgrantsシステム(国・地方自治体の電子申請システム)の活用を更に推進するとともに入力データの共用化等を推進すること。申請者の基本情報(会社概要や登記事項証明書等)について、補助事業共通のデータベース等に保存することにより、他の補助事業で流用できるようにすること。	公益社団法人 リース事業協会	デジタル庁	補助金適正化法で定められた手続きに基づき、法人共通認証基盤(GBizID)を活用し、申請に係る一連の手续(公募、交付申請、交付決定、精算等)の全プロセスを電子化し、申請者のワンストップ・ワンスオンリー及び行政の審査・処理手続きの効率化を図るため、汎用的な補助金申請システム(JGrants ver.2)を令和3年1月より運用しています。JGrantsに掲載される補助金数は年々増えているものまだ全数には至っておらず、また現行システムではアーキテクチャと機能面の制約により、大規模補助金の一部は掲載できない等の課題があります。	なし	検討に着手	JGrantsに掲載する補助金数の今後の増加、および異なる補助金申請の業務フローに対応できるようにするため、アーキテクチャやUIの刷新を中心とした次期システムの更改に向けた開発を現在進めています。この取組みは令和5～6年度にかけて実施し、令和7年度から次期システムの運用を開始する計画となっています。次期システムの運用開始後は、アーキテクチャ等の制約により、従来掲載できなかった補助金も掲載できるようになるため、JGrants活用のさらなる広報に努めます。また、本システムでは、GBizIDやJGrantsにあらかじめ登録されている情報を申請フォームに自動入力することが可能となっており、申請の簡素化を図っております。今後も事業者のニーズを踏まえた機能拡充を行うなど、引き続きシステムの改善を続けてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
110	令和6年1月23日	令和6年2月16日	印鑑承認書の更新期間延長	印鑑承認書の更新期間は3か月ごととされているが、この期間を6か月または1年に延長すること。	自動車の登録に際して、1台ごとに所有者の印鑑登録証明書が必要となるが、大量の自動車を登録する場合、陸運支局の事前承認を受けることにより、1台ごとに所有者の印鑑登録証明書を添付することが不要となる取扱い(印鑑承認書)がされている。 印鑑承認書の更新期間は3か月ごととされており、この期間を6か月または1年に延長すること。	公益社団法人 リース事業協会	国土交通省	所有権の公証を目的とする自動車の登録申請においては、自動車登録令第16条第3項に基づき作成後3ヶ月以内の印鑑証明書の添付を求めています。その目的は本人の意思に基づいた登録の申請を確認するためであり、また、譲渡証明書等の登録の原因に関する画面が真正なものであることを確認するためです。 なお、自動車の販売を業とする者や自動車運送事業者等といった一定の登録申請が見込まれる申請者の利便を図ることを目的に、印鑑証明書を事前に運輸支局等に届出し、支局長等の承認を得ることで印鑑証明書の提出に代える取扱いを行っております。 今回ご提案については、この取扱いにおいて3ヶ月毎に実施している「検認手続き」に関するご提案と思慮されますが、これは印鑑証明書の有効期間が3ヶ月であることを鑑み実施しているものです。	自動車登録令第16条第3項	対応不可	自動車登録手続きにおける印鑑証明書の事前承認については、事前に印影照合したことを証する承認書を予め交付し、印鑑証明書の添付を必要とする登録申請手続きにおいて、承認書の提出をもって印鑑証明書の添付があったものとして取扱い、申請者の負担軽減を図る特例であり、印鑑証明書の真正性に関しての要件を緩和するものではありません。 そのため、3ヶ月毎の検認において、印鑑証明書の有効期間や印影照合の確認が必要であり、ご提案の6か月又は1年毎とした場合、印鑑証明書の真正性が担保できなくなるため、期間の延長は困難です。	
111	令和6年1月23日	令和6年2月16日	放課後児童健全育成事業を指定管理者制度で実施した場合、消費税及び地方消費税が非課税となることの周知	全国各地で、放課後児童健全育成事業を指定管理者制度(事業業務委託方式を含む)で実施した場合、消費税及び地方消費税を課税取引としていたことが発覚する事態が増え、財務省、国税庁及び子ども家庭庁において、放課後児童健全育成事業を指定管理者制度等で実施した場合、消費税及び地方消費税が非課税取引であることを周知してほしい。	消費税法基本通達がきちんと理解されておらず、基本通達等を読んでも、適用条件や適用範囲など内容が不明瞭である。 …… 消費税法基本通達 (社会福祉関係の非課税範囲) 6-7-5 法別表第二第7号ロ(社会福祉事業等に係る資産の譲渡等)に規定する非課税範囲は、次のようになるのでから留意する。 (2) 第二種社会福祉事業 ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営む事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	個人	子ども家庭庁 財務省	児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業は、社会福祉法第2条第3項第2号において第二種社会福祉事業に位置付けられています。 また、消費税法別表第2第7号ロにおいて、社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、消費税が非課税とされています。 社会福祉法人等が地方公共団体から放課後児童健全育成事業を受託した場合に、当該社会福祉法人等が地方公共団体等(委託者)に対して行う放課後児童健全育成事業(受託事業)についても、第二種社会福祉事業に位置付けられることから、消費税が非課税となります。	消費税法第6条第1項、同法別表第2第7号ロ、消費税法基本通達6-7-5(2) ハ、同通達6-7-9、社会福祉法第2条第3項第2号、児童福祉法第6条の3第2項	対応	放課後児童健全育成事業については、地域の実情に応じた多様な運営形態により、市町村において適切に実施いただいているものと承知しております。 ご認識いただいているとおり、消費税法基本通達において、放課後児童健全育成事業が第二種社会福祉事業として非課税範囲に含まれることを明らかにしています。 加えて、同通達においては、社会福祉法人等が地方公共団体等から社会福祉施設の経営を受託した場合に、当該社会福祉法人等が行う当該社会福祉施設の経営(受託事業)についても、その業務の一部を受託するものであって社会福祉事業に該当しない場合を除き、社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に該当し、消費税が非課税となる旨を明らかにしています。 ご提案の内容を踏まえ、子ども家庭庁及び国税庁においては、社会福祉法人等が地方公共団体から放課後児童健全育成事業を受託した場合の消費税の取扱いについて、必要な周知を行うことを検討します。	
112	令和6年1月23日	令和6年2月16日	休暇取得の計画表を電子化する。	人事院が各省庁に作成を義務付けている休暇取得の計画表を電子化して業務の生産性を高める。	平成30年に人事院が休暇取得を促進するために、各省庁に対して休暇取得の計画表の作成を義務付けますが、「様式」の作成を前提としており、例えば、MicrosoftのOutlookの予定表を共有することで職員の休暇取得予定を計画的に把握できるのに、わざわざExcelで休暇取得の計画表を作成して職員の休暇予定を把握するという無駄なことをしています。 人事院は、「様式」の作成を廃止して、Outlookなどの予定の共有ツールの利用を認めてください。もし、すでに利用可能であるなら、各省庁の人事担当課は、これを知らずに休暇取得の計画表を作成を職員に押し付けてくるので、各省庁の人事担当課に通知を發出してOutlook予定表などの予定の共有ツールの利用が可能であることを周知してください。 そのようにすることで、無駄な仕事なくなり、生産性が向上します。	個人	人事院	職員の年次休暇及び夏季休暇の使用を促進するため、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職—328)」第17項の承認関係第2項において、各省各庁の長は、あらかじめ各職員の休暇使用時期を把握するための計画表を作成するものとされており、「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について(平成30年12月7日職職—252)」(以下「局長通知」といいます。))により、当該計画表の留意事項を周知しているところです。 計画表の様式は、局長通知第2項において、各職場の実情に応じて職員が業務と休暇との調整を図れるよう工夫して定めることとされております。	「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職—328)」、 「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について(平成30年12月7日職職—252)」	現行制度下で対応可能	左記のとおり、局長通知において、計画表の様式等は、各省各庁の長が各組織の実情に応じて柔軟に定めることが可能である旨を示しております。これによって、計画表の作成に当たって必要な要件を満たすのであれば、組織内で利用可能な共有ソフト等の機能を活用して作成することが可能です。 計画表の活用については、引き続き必要に応じて各府省に対する周知等を行ってまいります。	
113	令和6年1月23日	令和6年4月12日	不動産登記申請で、A支店に置かれた支配人が取扱店B支店とする抵当権設定登記申請の委任を認めること	登記研究541号では、甲銀行A支店の支配人が取扱店を同銀行B支店とする抵当権設定登記申請の委任をすることはできないとする。／法務省は縦割り110番のR3行政改革207回答で抵当権の取扱店については「制度の現状欄」に記載のとおり、通達により示しています。／としており、登記研究の回答は登記手続には関係ないことを明言している。／そうすると、当然に登記研究の上記回答も、登記実務には無関係であろう。／ところが、縦割り110番の回答でもなぜか法務省自身がしばしば「該当法令等」として登記研究を挙げているので、念のため、A支店長を自称する支配人が取扱店B支店とする抵当権設定登記申請を委任できることを明らかにす	一べきである。／上記登記研究回答が間違っている理由は、次のとおり。／書、実体上の支配人の権限として、内部的に支店間上下関係があって、上位支店の支配人は下位支店の業務を行うことができるという会社運営は社会通念として認められているであろう。／たとえば、札幌支店は北海道全体を統括する部署で、えとろふ支店についても業務権限を有していると推測できる。／そもそも商業登記の対抗力として取引相手に厳密な登記事項の調査義務は課されていないから、えとろふ支店が支店として登記されているかは取引上重要ではない。／そして、登記された札幌支店支配人がえとろふ支店の取引を決済すれば、会社を代表した行為としてその効果は会社に帰属する。／そうすると実体上の効力として、支配人はその支店が統括する営業所はもちろん、支店を名乗る別の部署についても権限を有していると思われるべきではないか?／式、手続上の問題として、会社支配人の登記には営業所が登記されるが、支配人の登記には支店名は含まれていない。／すなわち、委任状に支配人がA支店長の肩書を付したとしてもそれは会社の内部的な肩書であって、対外的な対抗力の問題にはならないはずである。／支店名をどう付けようが会社の自由だろう。／したがって、仮に支配人の営業所が「札幌市」で登記され抵当権の取扱店が「えとろふ支店」や「沖縄支店」でも、それは何ら法令に違反するところはない。／形式的な書面審査を行う登記官が支配人の営業所として登記された支店の名称を調査するのは、職務権限の逸脱ではないか。／なぜ便宜上認められているに過ぎない取扱店の登記が法定要件よりも厳格な実体審査をされるのか?	商業登記ゲ ン ロン	法務省	ある支店の支配人が、他の支店の営業に関する代理権限も有しているとは一般にいえないため、甲銀行A支店の支配人が取扱店を同銀行B支店とする抵当権設定登記申請の委任をすることはできません。	なし	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりであり、対応は困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
114	令和6年1月23日	令和6年2月16日	法令で商号の間違い是正についての包括的なルールを作り、間違いの程度に応じて職権で更正する	H30「商号又は名称に使用されている文字の職権更正については、間違っ た文字で登記されたと思われる商号を、本人に無断で更正できるとするものである。／たとえば、「サポート[ぼく]」は「サポート[と]」に違いないと登記官が判断すれば、本人に通知せずに「サポート[と]」に訂正される。／しかし、R3行政改革144提案で指摘したように、一見間違っ た名称が必ずしも間違っ ているとは限らない。／株主が「サポート[ぼく]」と決議した商号を、行政機関の一存で変更するのは違法である。／これに対して法務省は「これら情報の正確性が求められるところである」と回答し、仮に正しい商号を間違っ て更正してもそれは必要な措置である	一であるとする。／他方、法人番号公表サイトで商号に使用できない文字を検索すると、通達発出後に登記された、使用できない文字を使用した会社が出てくる。／違法リスクを冒してまで「情報の正確性」を追求したにもかかわらず、それ以前にシステム上で登記できない文字を登録できてしまう矛盾。／世界最先端を目指すデジタル・ガバメントがなぜこれほどアナログなのか？／こうした場当たり的な通達よりも、休眠解散のような法的根拠のある制度を創設すべきである。／それには問題を分類して性質に応じた対応が必要である。／以下、具体例を出すのが非難ではない。／一般人が商号ルールを知る必要はなく、登記官が職務上の調査を怠つただけだから。／参、会社法で規定する会社の種類がない商号には会社に通知を出し、更正を申請しなければ職権で追加する。／たとえば140003004559、130003003937。／閉鎖会社も対象にするなら「会社」とか、／参、商号に使用できない文字は通知を出した上で申請がなければ、一定のルールに従って変換する。／たとえば、「○」は「丸」が「0」に変換しますとか、／010403020335はH31設立、／「×」を使用した011203003139はR1設立。／商号に使えるのはハフンなのに、ほとんどはハイフンマイナスで登記されている。／こだけJIS規格の尊重義務ですか？／検索の手間が増える。／参、通達が例示する間違っ た文字は会社に通知をして更正の申請を促す。／H30通達は最も軽微な問題のみを是正する一方で、より重大な法令違反の商号を放置している矛盾がある。／対応の順序が根本的に間違っ ている。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	商業登記法第133条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、登記に錯誤又は遺漏があることを登記官が発見した場合の取扱については、商業登記法第133条に規定されているところであるため、御提案の内容についての対応は不要と考えます。		
115	令和6年1月23日	令和6年2月16日	会社の印鑑証明書について代表取締役の生年月日を非表示する証明書発行を選択可能とする	会社の印鑑証明書には代表取締役の住所氏名とともに、代表者の生年月日が記載される。／生年月日は個人情報であるとともに、印鑑証明書発行で事実上のパスワードとして使用されるため、可能な限り秘匿されるべきである。／市町村が発行する個人の印鑑証明書にも生年月日が記載されるけれど、個人の印鑑証明書と会社の印鑑証明書では生年月日の意味が全然違っ ている。／会社の印鑑証明書には代表者の個人情報を表示する意味がないから、非表示を選択できるようにすべきである。／以下、その理由を述べる。／参、印鑑証明書の生年月日の記載は、印鑑証明書の提示者が証明書に記載された本人であることを特定する情報である。／たとえば、不動産	一取引で売主が運転免許証と印鑑証明書を提示して、取引相手に対して目の前にいる人物が登記された本人であると証明するように。／しかし、この生年月日による確認方法は個人の取引には妥当だが、会社使用人かして取引をする会社代表者には意味がない。／会社使用人が取引する場合は印影の同一性によってのみ本人性が確認されるため、代表者本人の生年月日を証明する必要はないからだ。／参、会社代表者が印鑑証明書を提示するのは、その取引が会社を代表する行為であると証明するためである。／取引相手が知りたいのは、当該代表者が本当に会社を代表しているためである。／従来はこれを厳密に証明することは困難だったが、現在の会社印鑑証明書には唯一無二の情報である会社法人等番号が記載されているため、代表者の行為について帰属先の取り違えは起こりようがない。／参、登記事項証明書に代表者の住所を公開するとかしないとかって議論がある。／個人情報について時代の認識が変わった、と。／しかし、転居すれば変更可能な住所を公開しないのに、変更不可能な生年月日を公開しているのは矛盾である。／より積極性の高い情報は、より慎重な取扱いがされるべきである。／また、代表者の住所は会社債権者が責任追求に必要な情報を非公開することに合理性があるから、上記の通り必要性に乏しい生年月日を公開するのはますます不均衡である。／会社法人等番号の導入によって、それまでの印鑑証明書発行制度の前提が根本的に変更されたからである。／以上の理由から、請求者が生年月日を非表示とする申出をした場合は生年月日が表示されない印鑑証明書の発行を認めるべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	商業登記法第12条 商業登記規則第9 条、第22条、第32条の2	対応不可	印鑑証明書には、被証明事項の一つとして、会社等の代表者の出生の年月日が記載事項とされています。当該出生の年月日は、会社等の代表者であることを特定するために必要となるものです。また、印鑑証明書については、印鑑提出者のみが請求できるものであり、一般に公開されているものではないことから、御提案の内容についての対応は不要と考えます。		
116	令和6年1月23日	令和6年2月16日	8. 出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充	在留カードの再交付により在留カード番号が変更になった場合でも、出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充、または新たなシステム構築等により、変更前の番号による照会を可能とする。また、在留外国人の在留期間管理の効率化のため、現状1件ずつの照会のみが可能とされている同照会システムにつき、一括照会を可能とする。	○「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に関するよくあるご質問(FAQ)」において、「在留外国人の場合を含め、将来口座の取引の終了が見込まれる場合には、当該口座が売却され、金融犯罪に悪用されるリスクを特定・評価し、適切にリスク低減措置を講ずる必要がある」とされている。○これに基づき、銀行は、在留外国人の在留期間を顧客管理システム等により管理し、当該顧客に対し、在留期間を更新しない場合は在留期間満了前に口座を解約すること、および在留期間を更新する場合は更新後の在留期間を届け出ること等を要請している。○しかし、在留外国人が失踪や帰国したことにより在留資格を喪失した場合、銀行に在留資格喪失に係る情報が提供されないケースがある。このため、在留期間の定めのある外国人顧客が、在留期間を満了または更新する場合に、預金口座を保有する銀行に対し、当該事項に関して届け出るよう、まずは出入国在留管理庁において、継続的に周知徹底していただきたい。○また、2023年3月17日、犯罪対策関係会議が策定した「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」において、「帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が、犯行に利用される実態がみられるところ(中略)在留期間に基づいた預貯金口座の管理を強化するなどの対策を推進する」とされている。○こうした中、銀行において、出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」を活用し、在留カード番号の有効性(在留資格の有無)を確認することがあるものの、在留カードの再交付により、在留カード番号が変更になった場合、「在留カード等番号失効情報照会」を活用することができない。「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充、または新たなシステムの構築等により、変更前の番号による照会(在留資格の有無の確認)を可能としていただきたい。○なお、「在留カード等番号失効情報照会」は現状1件ずつの照会とされているため、確認作業に時間を要している。複数の在留カード等番号につき、一括照会が可能となれば、在留外国人の在留期間管理の効率化につながる。昨年度要望に対し、法務省は、「一括照会(複数の在留カード番号の照会)」について「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行 協会	法務省	出入国管理及び難民 認定法施行規則第19 条の14	検討を予定	「在留カード等番号失効情報照会」については、把握されている在留カード等の番号が失効しているか否かを確認するためのものであり、それ以上の対応は困難です。なお、複数の在留カード番号の照会については、その費用対効果や関連システムの改修状況を考慮しつつ、慎重に検討を行うこととしています。		
117	令和6年1月23日	令和6年2月16日	31. eLTAx納付への切替の推進	国家公務員の個人住民税について、官庁会計システム(ADAMS II)による納付からeLTAx納付へ切り替える。	○特別徴収により地方公共団体に納付している国家公務員の個人住民税は、官庁会計システム(ADAMS II)を用いる支出官払により地方公共団体の口座に入金されている。○ADAMS IIによる入金後、事後的に紙の納付書を発行して支店に持ち込む地方公共団体があり、その場合、銀行において納付書への納印の押印、口座振替等の事務負担が発生している。事後的な納付書の発行事務は、各地域においてばらつきがあり、また、合理的な理由なく国民や事業者にとって過大な負担を課しているローカルルールと考える。○「規制改革実施計画」(2023年6月16日閣議決定)において、「公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもeLTAxを活用して納付を行い関係者の業務効率化を図ることができるようにする」旨、盛り込まれている。国家公務員の個人住民税について、官庁会計システム(ADAMS II)による納付からeLTAx納付へ切り替えが行われれば、地方公共団体・銀行双方の事務効率化に資する。	一般社団法人 全国地方銀行 協会	デジタル庁 総務省 財務省	地方税法	検討に着手	国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAx)を活用した納付の実現に向け、関係府省のシステム改修を令和7年度から順次実施し、マニュアル等を整備した上で、原則として、令和10年度中を目途に新しいシステムの運用を開始します。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
118	令和6年1月23日	令和6年2月16日	公告式条例条例の改正について	官報の電子化法案の内容等に則り、公告式条例の条例を改正し、電子公告を原則とする旨地方公共団体に助言してほしい。また、地方自治法第十六条第四項を改正し、条例公布時の長の署名を必須でないものとしてほしい。	本臨時国会において官報の電子化に関する法案が可決される見通しですが、地方公共団体において同様の取組を推進するためには、国の関与が必要です。これにより、電子文書の正本化や自治体のみを推進することができます。	個人	総務省	地方自治法第16条第4項において、「地方公共団体の長の署名…その他条例の公布に關し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない」とことされており、当該規定に基づき、各地方公共団体において、条例の公布の具体的方法を規定する条例(公告式条例)が定められています。	地方自治法第16条第4項	検討を予定	条例の公布の具体的方法については、地域の実情に応じて、各地方公共団体の判断により条例で定めることとしており、現行の規定においても、条例の定めるところにより、条例の公布を電磁的方法により行うことは可能です。 また、「署名」については、公布されるべき条例の原本を確定させるものです。条例は、廃止されるまでの間、法規としての効力を持ち続け、法律と同様に、国民の権利を制限し、義務を課し、また、租税の賦課や罰則の根拠となるものであることから、ご提案については、このような条例の性質や、法律及び政令については主任の国務大臣の署名等が求められていることを踏まえ、慎重に検討する必要があると考えます。	
119	令和6年1月23日	令和6年2月16日	登記事項証明書における取締役と監査役の機関設計を1か所にまとめ、一貫性を高める判別を容易にする3/3	令和4年度行政改革90提案は、現在はそれぞれ独立して「設定/廃止」が公示されている監査役に関する記載を1箇所にまとめ「監査役等非設置会社」「会計限定監査役設置会社」「業務・会計監査役設置会社」「監査役設置会社」「監査等委員会設置会社」に変更する内容である。これに対して法務省は、会計限定監査役の登記を役員欄にする趣旨を示したのみで、それ以外については全然回答しなかった。たとえば監査役設置会社は必ず監査役設置会社であるため、監査役設置会社と監査役設置会社を重複して公示するのはムダである点とか、なぜか読み飛ばされたようなので、より広範な制度改革として再提案する。商業登記規則の会社状態→	一区には会社の機関設計が会社法規定に合わせて10個独立して用意され、登記事項証明書にはそれぞれが独立して公示される仕組みになっている。しかし、この公示方法は会社法規定に忠実である反面、証明書が煩雑になるだけでなく、会社法の知識がないと読み解けない難点がある。たとえば、取締役会や監査役を設置していない場合は何も公示されないから、デフォルトルールは非設置であるという知識がないと分からない。これらの機関は会社法制定前には設置が義務付けられていたから、デフォルトルールは設置であると誤解している国民も多いだろう。すなわち現在の証明書の記載は、国民に対する公示よりも会社法の定める株主総会決議履歴の反映を優先している。このため、専門家でも各機関の変更履歴の先後を読み解いて行為当時における機関設計を判別する困難が生じる。このような作業は読み間違いリスクを高め、「取引の安全と円滑に資することを目的とする」商業登記法の趣旨に悖り、国民全体にとって不利益である。そこで、前回は監査役のみについて提案した内容を拡張し、「取締役会非設置会社/監査役等非設置会社」や「取締役会設置会社/監査役設置会社」のように、さらに一貫性と明確性をとを両立させることを提案する。たとえば、「取締役会非設置会社/監査役等非設置会社」が監査役を設置した場合は取締役会については変更がないから申請情報とする必要はなく、監査役設置の日付のみを申請情報として「取締役会非設置会社/監査役設置会社」の登記をする。ここに会計参与や会計監査人を混ぜ込んだほうが機能性は高まるけれど、長くなりすぎるからとりえず除外しておく。	商業登記センター	法務省	監査役に関する登記事項(監査役設置会社である旨等)については、会社法第911条の規定により登記しなければならないこととされ、当該登記事項については、商業登記規則別表第5に規定された区に記録されます。	会社法第911条第3項、商業登記規則第1条、別表第5	対応不可	監査役に関する登記事項のうち、「監査役」の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある旨については、「監査役」が記録される区と同一の区に記録することとした方が、監査役の監査範囲が限定されていることを容易に判別することができ、公示上の観点において適当であると考えられることから、これを他の異なる区に記録するよう変更する必要性はないものと考えます。 また、監査役設置会社である旨等については、会社状態区に記録することとされているところ、当該記録がない場合については、監査役が設置されていない会社であることは公示上明確であることから、この点においても、御提案の内容についての対応は不要と考えます。	
121	令和6年1月23日	令和6年4月12日	根抵当権債務者の住所変更についての縦割り110番回答に合わせ、民事局長通達の文言を削除する(3/4)	R5行政改革47提案は、根抵当権債務者が住所を変更した場合の登記すべき事項に氏名を含むか明確にすべきとしたものである。民間雑誌回答は氏名を含むとするのに対し、民事局長通達である「記録例」では氏名を含まない「根抵当権の記録例を参照」とされているからだ。これに対して法務省は、民間雑誌回答が正しいと回答した。しかし、その根拠である縦割り110番回答の「該当法令等」欄は、通達等の根拠を示さず「なし」としている。他方、R3行政改革151回答で、法務省は「現在の不動産登記記録例は、平成28年6月8日付け法務省民二第386号民事局長通達「不動産登記記録例の改正について」によって全面改定されており、	その後、関係法令の改正や主要な通達・回答の発出等に伴い、記録例の追加や見直しが行われています。」としており、H28「記録例」が改められたのであれば「関係法令の改正や主要な通達・回答の発出等」があるはず。では、「根抵当権の記録例を参照」とする民事局長通達の効力は変更されたのか? R5G47回答の「変更後の事項として、債務者の氏名及び住所を申請書に記載する必要があります。」を信用して申請したところ、現場の登記官はその効力を否定して「第十に示されていない記録例については根抵当権の記録例を参照」とする民事局長通達たる「記録例」をたてに取り、補正要求をした場合、その通達は縦割り110番の回答で変更されてますよと言えはいいんですか? 裏を返せば、縦割り110番回答に「通達・回答の発出」と同等の効力がないなら、「該当法令等」欄「なし」であるの「対応の分類」が「対応」であるのは矛盾している。通達を変更する効力がないのに通達を変更して、「提案内容について、既に対応済又は対応することとしており、対応策が明確であるとするのは不可能である。そこで、H28.6.8民二386通達の「第十に示されていない記録例については根抵当権の記録例を参照」を削除するか、根抵当権債務者の住所変更記録例を通達・回答の発出するかすべきである。根抵当権の記録例を根抵当権のものに合わせる方法は印刷媒体を前提としていて、情報量と検索速度でデジタル・ガバメントにそぐわない。こんなアナログ方式に固執している日本政府がデジタル・ガバメントで「世界最先端」を名乗るのは、世界に対して失礼ではないか、と。	商業登記センター	法務省	根抵当権の債務者の住所の変更の登記を申請するに当たっては、変更後の事項として、債務者の氏名及び住所を申請書に記載する必要があります。	なし	対応不可	根抵当権の場合、債務者は被担保債権の範囲を画する基準として必要の記載事項とされており、住所が変更された場合には、債務者が変更されたとして、住所・氏名を表示する必要があります。民事局長通達の記録例に、債務者変更の記録例があることから、特段の対応は不要と考えます。	
122	令和6年1月23日	令和6年2月16日	法務省が公開する会社の本店移転記載例を見直しで補正率を低下させ、事務処理効率を改善する(4/4)	法務省は規制改革推進会議から商業登記の補正率を下げるように怒られて、記載例見直しをしろ、その結果「申請人が誤りやすい部分に関して記載例に注意喚起の文言を加え」たけれど、説明が煩雑になり、却って分かりにくくなっている。憲、管轄登記所内本店移転では、最初の「本店」に旧本店を、次の「登記すべき事項」と最後の「申請人」欄に新店を記載する。法務省の見本では、確かにその旨の注意書きがある。しかし、見本に書かれている住所は、なぜか全部「〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号」で統一されている。本店移転なのに、わざわざ同じ所在地で例示する意味が分からない。トラップなの? 一ちなみに、個人的にYouTube	→公開した解説動画 [https://youtu.be/KdTsCORKU9k?si=Z99qhB_aBBBkh_Ae&t=155]では、旧本店を「古井町」、新店を「新井町」として説明してみました。武、見本の会社名を「〇〇商事株式会社」とする必要がありますか? 商号として使用できない「〇〇」を例として使う意味が分からないし、振り仮名も「〇〇」と記載されたことで、商号の符号を使用している申請人は振り仮名としてそのまま書けばよいと考えるだろう。法人番号公表サイトでは、符号が含まれている会社のフリガナには符号が全部省略されているところからすると、符号はダメなのでは? 法務太郎や法務花子の精神で例示すべきである。参、登記すべき事項」を別紙として提出させる取扱いをいい加減やめませんか? 別紙を提出させるのは「4、50億の金は投じなければならぬのではないかな」という予測を立てて、「[H5.3.5衆議院予算委員会第二分科会]導入したOCRのためだったはずで、そのOCRは誤認識だらけで機能せず、結局廃止されている。そうすると別紙を提出させる必要がなくなっている。東京法務局もOCR用申請用紙配布の取りやめについて」と題して、「登記すべき事項」を申請書に直接記載していただくか、又は任意の用紙に記載し、申請書に合せて申請書と契印(割り印)をしていただく方法です。」としている。必要にない別紙を用意させるのは紙のムダである。添付書面省路方針に含まれているから知らんけど、環境対策としての用紙削減にも取り組むべきではないか。法務省の見本も、申請書に直接書き込むよう改めるべきである。	商業登記センター	法務省	会社法第916条において、会社がその本店を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては同条各号に掲げる会社の区分に応じ当該各号に定める事項を登記しなければならないこととされています。また、商業登記法第17条第2項第4号において、登記申請書には、登記すべき事項を記載する必要があるところ、当該記載については、登記申請書に直接記載する方法、別紙に記載する方法のいずれも可能です。	会社法第916条 商業登記法第17条	対応不可	法務局ホームページで公開している申請書記載例については、例示部分を「〇」で表記しているところ、申請人にとって分かりづらい例示ではないと考えますので、御提案の内容についての対応は不要と考えますが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、「登記すべき事項」に関する御意見については、制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
123	令和6年1月23日	令和6年2月16日	不法滞在者からの婚姻届の受け付け	不法滞在者でも結婚するとビザがもらえないという話。国によりますが、おかしな話なので不法滞在者からの婚姻届は受け付けないように変更する	不法滞在者でも結婚するとビザがもらえるのは、そもそもおかしな話。国によって結婚の制度が違う(一夫多妻制とか)ので、一旦帰国して自分の国と日本で結婚手続きをしてから、来日すれば不法滞在者でもビザがもらえて日本に居続けることができるというおかしな制度がなくなると思う。	個人	法務省	日本と外国人の婚姻については、それぞれの本国法の要件を満たしていれば、市区町村長に対し婚姻届を提出することによって成立するところ、当該外国人が不法滞在者でないことは要件ではありません。 なお、日本法(民法)は重婚を認めていないことから、当該外国人が本国において既に婚姻している場合は、日本法の要件を満たさないため、市区町村長に婚姻届を提出したとしても不受理となります。 また、在留特別許可は、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的配慮の必要性等、諸般の事情を総合的に勘案して例外的・恩恵的になされるものであり、不法滞在者が日本人と婚姻したことをもって、在留特別許可がされているものではありません。	法の適用に関する通則法第24条 民法732条、739条、740条 戸籍法第74条	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
125	令和6年1月23日	令和6年2月16日	自治体の労働基準監督権限の独立性確保	都道府県および市区町村に設置される人事委員会(もしくは公平委員会)は地方公務員の労働基準監督権を有する。しかしその事務局職員は首長部局の職員が人事異動の一環で出向しており、独立性が担保されているとは言い難い。事務局も含めて完全に独立した組織となるようお願いしたい。	国家公務員の労働基準監督は人事院が担っており、内閣及び政府各省から独立した機関であるため独立性を担保したうえで調査を行っている。職員も独自に採用しているため属人的なしがらみが発生しない。一方自治体の人事委員会は組織図上は独立しているものの、予算や事務局内の人事は首長部局により管理されている。 非正規の地方公務員(会計年度任用職員)は、年度ごとの雇用であることや、その継続については上司である正規職員の主観的・属人的判断が大きく働くため立場が非常に弱い。規模が小さい地方自治体の場合、事務局職員が面識のある職員である可能性が非常に高く非正規が相談しにくい環境にある。	個人	総務省	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第1項又は第2項により、人事委員会又は公平委員会(以下「人事委員会等」といいます。))は、勤務条件等に関する措置要求の審査・判定、不利益処分に関する審査請求に対する裁決、職員の苦情処理等の事務を行います。人事委員会等は3人の委員をもって組織され(同法第9条の2第1項)、委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的・能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとされています(同法第2項)。人事委員会等の事務職員は、人事委員会等が任免することとされています(同法第12条第7項)。	地方公務員法第8条、第9条の2、第12条、第33条、第34条	対応不可	人事委員会等がその事務を行う勤務条件等に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求及び職員の苦情相談については、非常勤職員(会計年度任用職員)であっても利用できる制度です。 人事委員会等の事務職員は一般職地方公務員であることから、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)や第34条(秘密を守る義務)の規定が適用されます。これらの規定は、人事委員会等がその権限を適切かつ円滑に行使するに当たって重要なものであり、人事委員会等と首長部局との間で職員の人事異動があるか否かに関わらず、職員に適用されるものです。今後も、勤務条件等に関する措置要求等の制度が職員にとって利用しやすいものとなるよう取り組んでまいります。	
126	令和6年2月20日	令和6年3月15日	国(中央省庁と、その出先機関)に提出する書類を電子データとすること	紙で提出することになっている書類をリストアップし、提出件数の多い書類や重要性の高い書類を電子データとして提出するようにすること。特別な事情が無い限り、紙の書類をイメージスキャナでスキャンした画像のPDFファイルは原則として認めないこと。	IT化を推進するうえで、紙の書類が存在している状況は阻害要因になります。書類が、画像ではない電子データとして提出されていけば、行政や国民が利用しやすくなります。紙の書類の保管場所や廃棄のコストも削減できます。提出された紙の書類を委託業者に手入力で電子化させるような前近代的な作業が残っているなら、今すぐにやめるべきだと思います。	個人	デジタル庁	行政手続のオンライン化に関しては、デジタル手続法において、国の行政手続を最初から最後までデジタルで完結させるための基本原則を明確化しており、各府省庁による国の行政手続のオンライン化実施を原則としております。 また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)においては、情報システムの整備に当たり請うべき施策として、利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、当該行政手続に係る情報をウェブサイト等で容易に入手でき、かつ、ウェブサイトの入力フォームを利用して直接申請書の作成を可能とする又は申請書様式の電子ファイルをPDFなどの編集可能な形式ではなく、編集可能な形式の電子ファイルで入手可能とすることとしています。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)	その他	制度の現状欄に記載したとおり、引き続き利用者の利便性向上に資する行政手続のオンライン化を推進してまいります。	
127	令和6年2月20日	令和6年4月12日	登記法に登記情報システムの役割を位置づけ、申請人と登記所との不明朗な関係を明確化する(巻／参)	不登法159条は、法務局職員が登記識別情報の「作成又は管理に関する秘密」を漏洩した場合の罰則を定めている。／解説書によると、この「作成又は管理に関する秘密」とは登記識別情報の作成するアルゴリズムのことらしい。／すなわち、不登法の想定では登記所職員が登記識別情報のアルゴリズムを知ることができるという前提になっている。／しかし、そんな最重要プログラムを現場の登記官が見れる状態になっている時点で、セキュリティが機能していない。／法務省の登記情報システムを担当する部署で厳重に管理しないと、おかしな話。／したがって、「作成又は管理に関する秘密」の漏洩を処罰すべきは、法務省の職員でなければ辻褃が合わない。→	ー何規制したいんですか？／こんな奇妙な規定になった理由は、不登法が想定する登記手続には申請人と登記官しか登場しないからである。／たとえば、オンライン申請について法18条1号は「電子情報処理組織を使用する方法」で申請情報を登記所に提供しうとする。／当然、この手続はプログラムによって自動化され、登記官がすることは何もない。／しかし19条1項では、登記官は「当該申請情報に係る登記の申請の受付をしなければならない」と規定しているにもかかわらず、不登法改正によって規定上はオンライン申請が原則化されているにもかかわらず、法律の想定ではその黒幕である登記情報システムは存在せず、依然として登記官が各種手続をすることになっている。／これが具体的な不都合として現れるのは、R3行政改革161提案で指摘した、オンライン申請での登記所入力である。／規則34条1項8号により申請情報とされた登記所の表示は準則36条4項により補正対象にならないとされているにもかかわらず、オンライン申請で入力を読ると、補正もできない却下事由となる。／すなわち、オンライン申請における登記所の表示は、申請情報ではなく、提出先登記所の誤りとみなされている。／同提案の回答で法務省は「申請人が申請情報を提供する登記所を自覚して申請することを促す」とするが、そもそも申請情報としての登記所の表示が間違っても準則36条4項により却下できないのでは？／オンライン申請での「登記所の表示」特例は規定はなく、システムへの申請情報の送信を申請書の提出と同視するのは無理がある。／この違法状態を解消するには、登記情報システムを登記法に明記すべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記官は、その取り扱う登記識別情報の漏えい、滅失又は損壊の防止その他の登記識別情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされています。 登記官その他の不動産登記の事務に従事する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所に勤務する法務事務官又はその職にあった者は、その事務に関して知り得た登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らしてはならないとされています。 登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するとされています。	不動産登記法第152条、第159条	対応不可	登記情報システムは、登記事務を行うための道具として活用されているものであり、登記情報システムの役割を法令上明確にする必要はないと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
128	令和6年2月20日	令和6年3月15日	古本をインターネット販売するため、画像を掲載するガイドラインを作る(参/参)	古本をインターネットで販売する際には、破れや日焼け、書き込みなどの状態が説明される。/古書店での対面販売であれば客が直接状態を確認して購入することができるけれど、インターネット販売ではそれができないからだ。/一般的な商品のインターネット販売であれば当然に画像を掲載して購入者の参考に供せられるのに対し、書籍の場合は著作権侵害リスクがあるため、画像を一切掲載しない販売サイトも多い。/他方、一般人が出品するオークションサイトでは、出品者が状態がよいことをアピールするために数ページの写真を掲載している商品も散見される。/中古商品販売の目的であっても、商品画像の掲載は著作権侵害だろ	インターネット販売が一般化した現在、中古書籍のみが商品画像を掲載できないのは購入トラブルが発生しやすく、一定基準のもとで商品画像を表示できることが望ましい。/文化庁が公開する「著作権テキスト〜初めて学ぶ人のために〜令和2年度」には「著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合」として「その他のコンピュータ・ネットワーク」関係の例外が定められているが、古本のインターネット販売については規定されていない。/そこで、次のような基準をガイドラインとして設定してはどうか。/書、カバーデザインは新本の販売サイトでは必ず公開されているため、中古商品の販売に当たっても当該商品のカバーを撮影した画像については公開を自由とする。/表、目次及び本文については3ページ以内で、縦書きであれば上半分または下半分、横書きであれば右半分か左半分であれば公開可能とする(要するに、1行全部が読めないこと)。/参 ページ選択に当たっては、商品説明に資するよう、破れ、日焼け、書き込み等により状態が最も悪い部分とする。/四、漫画や写真集など書き込みがされにくい書籍については中心から面積50%以上を加工処理して見えないようにする。/ただし、中心部分の汚れを説明する場合は最小限度で、各ページ1/4以下とする。/インターネットでの商品説明は著作権侵害が容易である反面、画像加工も容易であるため、ガイドラインを整備することによって販売者の自主規制を期待できる。/また、インターネット販売サイトやオークションサイトは違法物品が販売されないようプログラムと人力の監視が行われており、政府がガイドラインを整備すればその遵守も徹底されるだろう。	商業登記センター	文部科学省	著作権法は、適切な権利保護によって「創作の促進」を図り、権利の制限によって「公正な利用」を確保することで、「文化の発展に寄与」することを目的としております。他人の著作物を利用する際は、原則として著作権者の了解を得ることが必要ですが、一定の場合には、著作権者の了解を得ずに著作物等を利用できる例外規定が置かれております。例えば、美術の著作物を、インターネットオークションなど対面で行われない取引の際に、その画像をインターネットに掲載することについては、例外規定の一つである著作権法第47条の2で認められる範囲内において、著作権者の許諾を得ずに行うことができますとされております。	著作権法	対応不可	破れや日焼け、書き込みなど古本の状態を確認するための画像の掲載等、個別の事例が著作権侵害に当たるか否かについては、最終的には司法の判断に委ねられています。文部科学省としては、どのような利用が著作権侵害になりうるのか、また、著作権者の許諾なく、著作物を利用できるのはどのような場合なのか、といった点について、「著作権テキスト」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html)において情報発信しております。引き続き、文化庁のホームページなどで、著作権についての情報公開を通して、国民の皆様が著作権への理解を深めていただけるよう努めてまいります。	
129	令和6年2月20日	令和6年4月12日	行政書士試験の正解を試験問題と同時に公表する	11月12日に実施された行政書士試験について、試験問題は著作権に関係あるものを除き11月20日にHP上で公開されていますが、正解については合格発表日である1月31日に公開される予定です。正解の公開日を試験問題と同日に公開することを提案します。	行政書士試験では、試験実施後、択一式試験において正解を絞ることが困難な疑義問により受験者が実際の得点を想定することが困難なことがありました。実際に、平成30年度・令和元年度には全員正解とす没問が発生しています。少なくとも択一式試験においては、試験を行った時点で、出題者側としての正解が想定されているはずですが、そこで、受験者が択一で何点取れたか、合格基準点を超えそうかが速やかにわかるために、出題者側として考えている正解を早い時期に公開することが、受験者にとっても利益になると考えますし、仮に、平成30年度・令和元年度のように不適切な出題があった場合でも、出題者が想定した正解以外の枝について、なぜそれが誤りとはいえないかをよりの確に指摘できると思います。正解の公開については、例えば国家試験である気象予報士試験では、試験日から約10日後に、記述式を含めた解答例を公開していますので、早期公開は可能と考えます。最低でも、択一式については出題者側としての正解は確定しているので早期公開は容易だと思います。(実際に国家試験である弁理士試験の短答式(択一式)試験では試験翌日に正解枝を公表しています)	個人	総務省	行政書士試験は、行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条に基づき、総務大臣が定めるところ(平成11年自治省告示第250号)により、行政書士の業務に關し必要な知識及び能力について、毎年1回以上行うこととされ、試験の施行に関する事務は都道府県が行うこととされています。また、同法第4条に基づき、都道府県知事は、総務大臣の指定する「指定試験機関」に、行政書士試験の施行に関する事務を行わせることができるとされており、現在は、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターが全国統一試験を年1回実施しています。	行政書士法第3条、第4条	対応不可	行政書士試験は、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターが実施しており、ご提案の内容は同センターにお伝えします。	
130	令和6年2月20日	令和6年3月15日	公益通報者保護法の所管を厚生労働省に移管する。	公益通報者保護法の所管を厚生労働省に移管する。	公益通報者保護法は、消費者庁が所管している。しかし、公益通報者は、労働者であることがほとんどである。消費者庁は、労働基準監督署のような全国規模の監督組織を持っておらず、公益通報者の保護を十分に行うことができていない。民間の調査によれば、公益通報があっても対応しない企業が8割もあるという。公益通報者の保護は、労働者の保護と密接不可分である以上、公益通報者の保護が劣る消費者庁ではなく、厚生労働省が所管すべきである。所管を移すことで労働基準監督の監督ノウハウとあわせて公益通報者の保護が格段に向上し、信頼される公益通報者保護制度となる。	個人	消費者庁 厚生労働省	公益通報者保護法は、事業者による食品偽装事件、リコール隠し事件など、消費者の信頼を裏切る企業不祥事が相次いで明らかになったことを契機として、このような企業不祥事の発生又は拡大を防止して消費者の利益の擁護を図るため、当時の内閣府国民生活審議会における検討を踏まえ、2004年に制定されました。このため、制定当初は内閣府が法の所管していましたが、消費者の利益の擁護及び増進に関する事務を任務とする消費者庁の創設(2009年9月)に伴い、消費者庁が所管することになったものです。また、2020年の公益通報者の保護の強化等を図る法改正により、2022年6月以降は、常時使用する労働者の数が300人超の事業者に対し、内部通報対応の体制整備を義務付けており、体制が不十分と考えられる事業者に対し、報告徴収や指導といった行政対応を実施しております。加えて、国・地方自治体等の行政機関に対して内部通報・外部通報への対応体制を整備するよう、取組を促しています。	消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第1項第22号 公益通報者保護法第1条	現行制度下で対応可能	公益通報者保護法の施行に関しては、消費者庁において、労働者の他、役員、退職者からの公益通報に関する相談を受け付けるとともに、事業者、行政機関等からの公益通報への対応に関する照会に対応し、取組の推進に向けて、各種広報活動を行っております。また、労働者からの情報提供等も端緒となり、事業者の内部通報対応の体制整備が適切に確保されるよう、行政対応を行っており、厚生労働省など関係省庁と連携して公益通報者保護の実効性確保に努めています。	
131	令和6年2月20日	令和6年3月15日	木質バイオマス発電事業者の乱立防止を目的とした、国有林施業実施計画書及び地域森林計画書の一般向け開示	木質バイオマス燃料で最も高いFIT調達価格が設定されている間伐材等未利用木材の供給力が少ない都道府県でもFIT認定の木質バイオマス発電事業者が乱立しており、既存の木材需給に影響が生じている。これを防止するため、都道府県毎の間伐材等未利用木材を含む木材の中長期的な供給力が把握できるよう「国有林施業実施計画書」及び「地域森林計画書」における伐採計画等を一般向けに開示して欲しい。	昨今、FIT認定の木質バイオマス発電事業者が不採算に陥り、事業からの撤退を余儀なくされる事例が増加しており、再エネ賦課金の妥当性が疑問視されている。不採算による事業撤退の最大の要因は、燃料の調達計画の不備であると考えられる。FIT認定の木質バイオマス発電事業者は、木質バイオマス燃料で最も高いFIT調達価格が設定されている間伐材等未利用木材を多く使用するが、これらの木材の供給力が少ない都道府県においてもFIT認定件数は多く、FIT認定の木質バイオマス発電事業者が乱立しており、当初の計画通りにこれらの木材を調達できない木質バイオマス発電事業者が出てきている。こうした発電事業者は事業を継続させるために、製紙会社等の既存事業者が利用している木材を、従来の価格から大きく逸脱した高値で無理に調達し、これが原因で既存事業者が形成した市場価格の急激な高騰を引き起こした上に、最終的には不採算に陥り事業撤退している事例が見受けられる。既存事業者が利用する木材の価格高騰は、既存事業者の収益を大きく圧迫しており、この価格高騰の原因となっている木質バイオマス発電事業の乱立を防止するために、FIT認定を申請する事業者が実現不可能な木質バイオマス燃料の調達計画を策定しないよう、国が策定する「国有林施業実施計画書」及び都道府県が策定する「地域森林計画書」を林野庁のウェブサイト内の「木質バイオマスの需給関連情報」で一般向けに開示し、都道府県毎の間伐材等未利用木材を含む木材の中長期的な供給力を示して欲しい。	会社・団体	農林水産省	地域の木材需給状況に関する情報と国有林施業実施計画書は林野庁HPに掲載しているものの、それぞれ個別に掲載されているところです。また、地域森林計画書については、各都道府県HPで掲載しており、林野庁HPでは参照できないところでは、	国有林野管理経営規程 森林法	対応	木質バイオマスの利用を検討する事業者等が、一体的に国有林野施業実施計画書及び地域森林計画書を参照できるよう、林野庁の「木質バイオマスの需給関連情報」のページにこれらの計画書の公表先URLを掲載し、関連付けを行ったところです。(令和6年3月実施済)	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
133	令和6年2月20日	令和6年3月15日	公務員が有害鳥獣駆除、管理捕獲へ参加しやすいようにする(兼業の扱い)	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律により、公務員は消防団へ参加しやすくなった。 消防団と同じように、公務員の兼業の1つとして、有害鳥獣駆除や管理捕獲を認める方向に扱いを変えても良いのではないか。	近年では地方部において、鳥獣被害が増え、狩猟者が減る実態がある。地域に貢献したいと考えている公務員が、有害鳥獣駆除や管理捕獲に参加しようと思っても、兼業に引っかかり、参加できない現状がある。公務員が兼業として参加することで、鳥獣被害防止の一助となることができる。	個人	内閣官房 人事院 総務省	一般職の国家公務員は、「国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」(国家公務員法第96条第41項)とされており、一般職の国家公務員として守るべき服務規律の一つとして、職員が兼業を制限しております(国家公務員法第103条及び104条)。 国家公務員法第103条では、自ら営利企業を営むこと(自営兼業)を制限しており、同法104条では、同法第103条の対象となるものを除いて、報酬を得て行う他の事業等との兼業を制限しているところ。 ①職務専念義務の確保 ②公務の公正な執行の確保 ③公務の信用の確保 に支障がないと認められた場合に、所轄庁の長等の承認を得て、兼業を行うことができます。一般職の地方公務員は、「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」(地方公務員法第30条)とされており、地方公務員法第38条において、職員は任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされており、地方公務員の兼業を制限しております。 ①職務の能率の確保 ②職務の公正の確保 ③職員品の保持 に支障がないと認められる場合に、任命権者の許可を得て、行うことができることとされております。	国家公務員法第103条及び第104条 地方公務員法第38条	現行制度下で対応可能	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の関係法令において、有害鳥獣捕獲や管理捕獲は、野生鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系への被害の防止軽減を図ることを目的として行われるものと承知しております。 国家公務員法第103条との関係においては、具体的な活動の態様を見て、営利目的を有さないものと兼業の承認権者が判断すれば、同条で制限する「自ら営利企業を営むこと」には該当せず、現行制度下においても当該活動を行うことは可能です。 国家公務員法第104条との関係においては、①職務専念義務の確保、②職務の公正な執行の確保、③公務の信用の確保に支障がないと所轄庁の長等が判断すれば、現行制度下においても当該活動を行うことは可能です。 地方公務員法第38条との関係においては、①職務の能率の確保、②職務の公正の確保、③職員品の保持に支障がないと任命権者が判断すれば、現行制度下においても当該活動を行うことは可能です。	
134	令和6年2月20日	令和6年3月15日	「放課後児童健全育成事業者が備える帳簿」の具体的な帳簿の種類やその記載方法をきちんと明示してほしい	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくなければならない。 では、具体的な帳簿の種類やその帳簿を記載するに当たって従わなければならない法令・会計処理や会計報告の基準に沿った方法をきちんと明示することにより、適正な運営ができる第一歩だと感じております。 放課後児童健全育成事業を実施している法人格の種類は多岐に及んでいることをも踏まえて、よろしく願います。	関係法令・通知等 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号) (放課後児童健全育成事業者が備える帳簿) 第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくなければならない。 …………… 放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日 雇児発0331第34号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 第4章 放課後児童クラブの運営 7.適正な会計管理及び情報公開 (1)利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。 (2)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。	個人	こども家庭庁	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)において、放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備するよう規定しています。 また、放課後児童クラブ運営指針(平成27年雇児発0331第34号)においても、放課後児童クラブの運営にあたり、定期的な検査や決算報告を行うなど適正な会計管理を行う必要性を明記しております。 加えて、児童福祉法第34条の8の3において、市町村長は、放課後児童健全育成事業者に対して必要と認める事項の報告を求めたり、その事業を行う場所に立ち入り設備や帳簿等を検査させることができるものと規定しています。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)、放課後児童クラブ運営指針(平成27年雇児発0331第34号)、児童福祉法第34条の8の3	現行制度下で対応可能	左記のとおり、放課後児童健全育成事業については、実施主体である市町村において、地域の実情に応じた多様な運営形態により実施がなされているものと承知しております。そのため、実施主体である市町村と御相談の上、本事業を進めていただくようお願い致します。また、本事業に係る帳簿については、各自治体が運用のなかで、決算報告に耐えうる証拠書類を適切に整備し、事業者に対しても検査等を実施しているものと承知しており、帳簿の種類や記載規則については、当庁から具体的に示す必要性はないものと考えます。	
135	令和6年2月20日	令和6年4月12日	地方自治法施行令における随意契約の範囲	地方自治法施行令第百六十七條の二にある随意契約の条件のひとつであるいわゆる「少額随意契約」の範囲を、市町村も国同等又は市町村独自に上限を定める規定を設けること	地方自治法では、一般競争入札による契約を原則とし、随意契約は例外的な取扱としていますが、少額の契約については随意契約によることができます。しかしながら、近年の物価上昇だけでなく、国が制度を決定する消費税の増税もありながらも、物価上昇率を考慮して決められていないため、制定当時とは随意契約で出来たものも、一般競争入札によることしかできなくなってしまっている現状です。 事業者も、随意契約のスピード感とは異なり、一般競争入札のために準備が相当必要で、コストを掛けていることから、入札参加者も少なくなっている状況が見受けられます。 また、少額随意契約については国と都道府県、指定都市については同一額なのに対して、市町村は半額となっており、国と地方は対等とする地方自治の本旨が、契約においては少なくとも実現されていない現状があります。これらを、市町村独自に上限額で定められるようにすることで、事務コストを社会全体で削減でき、市町村も特定企業への受託等を行うことを選択せず、見積合わせにより、競争性を確保して事業者を確保できるなど、多数のメリットがあると考えます。	個人	総務省	地方公共団体における契約は、機会均等、競争性、公正性、透明性及び経済性を最も担保できる一般競争入札によることが原則とされていますが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号の規定により、予定価格が同令別表第5で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない場合には、随意契約をすることができることとされています。	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5	その他	都道府県及び指定都市は、その財政規模が、指定都市を除く市町村の財政規模に比べ、極めて大きいため、現行の地方自治法施行令においては、随意契約ができる契約の金額は、都道府県及び指定都市と、指定都市を除く市町村とで別に定められているところです。御要望のことについては、国の随意契約の要件や地方公共団体の財政規模等を勘案しながら、慎重な検討が必要であると考えています。	
136	令和6年2月20日	令和6年3月15日	司法試験合格証書の交付方法の見直し	現状、司法試験に合格した者が合格証書を受領するには、合格者登録簿に記載するために司法試験委員会に戸籍抄本や本籍が記載された住民票等を提出する必要があるが、同年に司法修習生採用選考に申し込む場合は、提出を不要とし、合格証書は合格者の申出なく、郵送による交付が行われる仕組みに見直すべきである	現状では、司法試験に合格して、司法修習生採用選考に申し込む場合は、戸籍抄本や本籍が記載された住民票を二通入手し、合格証書を受領するために司法試験委員会に提出するとともに、司法修習生採用選考に申し込むために最高裁判所に提出する必要がある。即ち、全く同じ書面を、同じタイミングで別の国家機関に提出する必要があるが、この現状は、典型的な縦割り行政(厳密には最高裁判所は司法権だが、このような手続は司法行政にあたるので、縦割り行政と表現しても問題ない)による弊害であり、二重の負担を強いているのではないかと。司法試験委員会が合格者の国籍・本籍を求める趣旨が合格者登録簿作成のために必要であることに鑑みれば、同じ年に司法修習生採用選考に申し込んでいない者について提出を求めれば足りるのであって、同じ年に司法修習生採用選考に申し込んだ者については、最高裁判所と情報を共有すれば、改めてその者に対し提出を求める必要はないと考える。	個人	法務省	司法試験委員会において、合格者情報の把握及び管理のため、戸籍抄本等の提出を求めています。	司法試験法(昭和24年法律第140号)第12条第2項第1号 司法試験法施行規則(平成17年法務省令第84号)第7条第1項	検討を予定	令和7年度から、司法試験及び司法試験予備試験の出願手続等のオンライン化及び受験手数料のキャッシュレス化を予定しており、出願手続等の各種手続の具体的な方法等については、今後検討を行う予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
137	令和6年2月20日	令和6年3月15日	司法試験・司法試験予備試験論文式試験通知結果の順位ランクについて	司法試験や司法試験予備試験の論文式試験の各問別又は科目別の順位ランクについて、今のところ、採点対象者数にかかわらず、司法試験では、Aランクは1000番以内、Bランクは1001番から1500番と500番毎に決め、司法試験予備試験ではAランクは300番以内、Bランクは301番から600番と300番毎と一定の順位でランクを決めている。これを、例えばランクをAからFにすることは、採点対象者数の上位6分の1をAランク、上位6分の1から3分の1をBランクといったように、採点対象者数をランクの数に応じて等分して、ランクに応じた順位を算出してランクを通知することを提案する。	現状の通知方法では、採点対象者数にかかわらず、一定の順位毎にランクを通知しているところ、例えば、令和5年の司法試験では、1000番以内をAランクとしている反面、B以下を500番刻みとしているので、Fランクは149人程度しかおらず、人数に不均衡が生じている。司法試験予備試験では、人数の不均衡はより顕著であり、令和4年の場合は、1501番以下をFランクとしているために下位4割以上がFランクと通知されている状況である。これを、採点対象者数をランクの数に応じて等分する。即ち例えば令和4年の司法試験予備試験では、446番以内をAランクとし、2233番以下をFランクとする形にすれば、詳細になりすぎない限度でより適切に採点結果を受験生に伝達することができる。情報開示の面からも適切と考える。司法試験においては、より適切な採点結果を受験生に伝達できるのみならず、法科大学院としても、在学または卒業した受験生の試験結果として、各科目毎の適切な順位ランクを入手できることにより、各科目に応じた講義等の客観的な成果を知り、その結果から講義等の教育計画の改善につなげることが出来るので、法科大学院の法曹養成に向けた教育がより充実したものになることが期待できると考える。	個人	法務省	司法試験においては、平成17年11月8日付け司法試験委員会決定(令和4年11月29日最終改正)「司法試験における試験成績の本人通知について」等に基づき、論文式試験の公法系、民事系及び刑事系科目における各問別順位ランクを通知しています。また、司法試験予備試験においても、平成23年6月15日付け司法試験委員会決定(令和4年11月29日改正)「司法試験予備試験論文式試験における試験成績の本人通知について」に基づき、論文式試験における科目別順位ランクを通知しています。	平成17年11月8日司法試験委員会決定(最終改正 令和4年11月29日)	その他	論文式試験における各問別順位ランクの区分については、司法試験委員会における議論を踏まえて決められているものであり、その区分の見直し等については、慎重な検討が必要ですが、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。	
138	令和6年2月20日	令和6年3月15日	行政機関が発行する証明書を添付する手続で証明書に不備があった場合は行政機関間で解決する[A/4]	政府の添付書類削減方針により、行政手続では、登記事項証明書などの一部の証明書を添付省略できる取扱いになってきている。行政機関が保有する情報を行政機関間で共有する方向は正しい。しかしその対象は限定的で、添付省略の見通しが立たない書類も多い。添付書類省略対象を拡大とともに、対象外の証明書について、対象になるまでの暫定的な、申請人負担軽減措置を講じるべきである。そしてその方法としては、行政機関が発行した証明書を提出する手続で当該書類に不備があった場合、申請人に証明書の再発行を求めるのではなく、提出先行政機関が発行元行政機関に対して不備の内容を直接確認し、提出先行政機関が補充する手続を、一	一政府全体の指針として共有すべきである。たとえば、証明書の作成年月日が未記入であるとか、必要な公印が押されていないとか、電話で確認できなければ、発行元行政機関に差し替え用の証明書を直接送付させればよい。／もともと申請人がそのコストを負担するいわれはなく、本来は国家賠償によって補填されるべきである。行政手続では、一旦提出を受けた書類は返却しない原則らしい(不動産登記申請の原本還付手続における説明)／そうすると、書類に不備があった添付書面も返却することは違法であるため、原則どおりであれば、発行元行政機関に差し替え用の書類をもう一通作成しなければならぬはずである。しかし、行政機関は同じ内容の証明書をもう一通発行するという作業をしたがらない。ここで申請人は振替みになってしまう。／また、提出先行政機関が不備のある証明書を返却するにしてもグレーゾーンなだけに、返却ルールが整備されていないだろう。運用として対応するとは、組織としての責任を放棄し、現場の担当者に責任を投げ捨てることである。これは、カバナンスが機能しない組織で往々に起こる。不祥事のウーブンである。この段階でリスク管理ができないために、途中で事故があって書類を紛失して不祥事が更なる大事になるもお約束。こうしたリスクは政府全体の制度設計によって回避できる。／ところで、作成年月日が未記入の証明書を受け取った場合、申請人が正しい作成日付を追記したら、公文書違反罪になりますか？／元はと言えば発行元行政機関の責任であり、申請人に運び屋をさせるのは筋違いでしょ。一般人が加害しても、誰も困らないですよ。	商業登記ゲ ン ロン	デジタル庁	行政手続のオンライン化に関しては、デジタル手続法において、国の行政手続を最初から最後までデジタルで完結させるデジタルファースト、一度提出した情報は二度提出することを不要とするフンスオンライン等の基本原則を明確化しており、各府省庁による国の行政手続のオンライン化実施を原則としております。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)において、情報連携による省略が困難な添付書類については、少なくとも申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組むとともに、情報システムの整備に当たり講ずべき施策として、申請を受け付けた後に申請内容の修正を行う必要が生じた場合、利用者の負担となるとともに行政機関における効率的な処理の妨げとなることから、そのような申請を削減するため、ヘルプデスクの設置、よある過誤事案を掲載したQ&A集の公開、申請書作成画面における数値の自動計算や形式チェック機能の強化等を行うこととしています。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十号)	その他	制度の現状欄に記載したとおり、引き続き利用者の利便性向上に資する行政手続のオンライン化を推進してまいります。	
139	令和6年2月20日	令和6年4月12日	一棟の建物の名称を申請情報とするときは敷地権の目的となる土地の所在等を省略可能にすること[C/4]	不動産登記令第3条8号へは、同号に規定する一棟の建物の名称を申請情報の内容とする場合は当該一棟の建物の構造及び床面積を省略できるとする。地方、6条1項3号は、不動産番号を申請情報とするときは3条8号が規定する建物についての情報だけでなく、11号へ(1)で規定する敷地権の目的である土地の所在等を省略できるとする。一棟の建物の名称を申請情報とした場合に建物の所在や敷地権の所在等を省略できるとする規定はなく、これらの情報は省略できないらしい。しかし、建物の所在や敷地権の目的である土地の所在等は一棟の建物の情報として記録される内容であり、一棟の建物の名称によって一棟の建物が特定されれば、同時に一	一建物の所在や敷地権の目的である土地の所在等も特定されるはずである。／不動産登記法には建物の名称を登記する具体的規定がないようだが、一棟の建物の名称を申請情報した場合に一棟の建物の構造と面積を省略できるとする制度の整合性からして、同一所在に同一の建物の名称を登記することは規制されると思われる。仮にそうした規制がないとしても、一棟の申請情報を省略できる取扱いを政令で認めている以上、建物の名称から一棟の建物を特定するのは登記官の仕事である。これは紙の時代の処理を引継いだもので、大規模区分建物では一棟の建物情報が多くなるため、申請情報を減らす便宜的手段として、申請人と法務局との手続コストを圧縮する方法だった。／不動産番号導入以前の省力化である。／そして、法改正により不動産番号が導入され、敷地権の所在等を省略できるようになった趣旨もこれと同一であろう。／そうすると、法改正で省略できる申請情報が拡大されたのであれば、建物の名称を申請情報とした場合についても、不動産番号と同様に、建物の所在や敷地権情報を省略できるように変更しなければ辻褄が合わない。／一棟の建物情報の特定という点では不動産番号も建物の名称も異なるないのに、なぜ取扱いが異なるのか？／申請情報は申請人の負担と登記所の事務効率とのバランスの上に規定されるものであり、登記所として申請不動産を特定できるのであればそれ以上の申請情報を求めるのは行政手続法の趣旨にも反する。したがって、一棟の建物の名称を申請情報とした場合についても、建物の所在や敷地権の目的である土地の所在等の情報を省略できるようにすべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	建物の表示に関する登記又は建物についての権利に関する登記を申請するときは、申請情報として、不動産の表示を要するところ、建物又は附属建物が区分建物である場合であって、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の名称を申請情報としている場合は、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の構造及び床面積を省略することができます。また、不動産識別事項である不動産番号を申請情報として提供した場合は、不動産の表示を省略することが可能とされています。	不動産登記令第3条第7号、第6号、第6条第1項	対応不可	区分建物の場合は、対象とする不動産を特定するために、申請情報として一棟の建物の表示、専有部分の表示及び敷地権の表示を提供することとされているところ、専有部分ごとに設定されている不動産識別事項である不動産番号を提供することで、専有部分が特定され、それに伴い一棟の建物や敷地権の目的である土地の所在等も特定することができます。一の不動態に一意的に付されている不動産番号とは異なり、「一棟の建物の名称」だけでは、登記官において建物の所在や敷地権の目的である土地の所在等の情報を特定することができず、登記手続を適切に行うことができないため御提案について、対応することは困難です。	
140	令和6年2月20日	令和6年4月12日	不動産と商業登記で住所変更の委任状は「住民票のとおり」で転居日と移転先を省略可能にする[D/4]	R5行政改革65提案は、不動産登記と商業登記で住所変更の委任状に記載事項として、「住民票のとおり」とすることを認めるべきであるとした提案である。／不動産登記では登記名義人の登記簿上の住所から現在の住所への経緯を証明する住民票などの添付が必要で、この内容は登記すべき事項や委任状の委任事項と重複するからである。／商業登記に至っては、添付情報さえ必要ない。これに対して法務省は、「委任情報の内容から、申請の目的である不動産所在事項を確認することができない等、代理権の範囲が明らかにならないことから、対応は困難です。」として「対応不可」の回答をした。なぜこのような回答になるのか全く理解できない。／	一専、まず、この提案は不動産登記と商業登記を提案事項として記載し、法務省も不動産登記法と商業登記法とを該当法令として列挙しているにもかかわらず、商業登記について対応できない理由が全く述べられていない。／法務省が公開する住所変更の見本に含まれている委任状の委任事項は「代表取締役○○○○の住所が、・・・」となっているから、これが定まらないのか？／代表取締役の氏名は添付した住民票の氏名で明らかであると思われるが、登記簿にはそれが理解できないならば、その部分だけ委任状に書けばいい。／或、不動産登記について「申請の目的である不動産所在事項を確認することができない」とを理由として挙げているけれど、「住民票のとおり」の委任状で省略するのは転居日と新住所である」と当然に読み取れると思ってました。／縦割り110番の説明にある「所管省庁で検討し」というのは、「提案の不備を検討し」という意味ですよ。／露が閉路法をナメてました。／訂正します。／委任状には不動産所在事項が必要で、転居日と新住所を「委任状のとおり」で代替できるようにするべきである。／所有権登記名義人であるか、抵当権登記名義人であるかは委任状に記載した登記の目的から判断できますよ。／ここは省略しなくていいです。／これ以外にツッコミが出来そうなのは「共有者○○○の」という場合ですか？／これも商業登記に合わせて委任状で特定します。／だから、転居日と新住所は「住民票のとおり」で代替できますよ。／他にもツッコミどころがあって「対応」できないのであれば、「対応の概要」に理由を列挙してください。／たぶん、その理由にも反論できると思います。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記の申請を司法書士等の代理人がするときは、その代理人が本人を代理して申請する権限のあることを証する情報(委任情報)を申請情報と併せて提供しなければならないこととされています。また、委任情報(代理権)の範囲が分かるように委任内容の記載をすることが必要です。	不動産登記令第7条第1項第2号、商業登記法第18条	対応不可	委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容を記載する必要があります。御提案の件については、住民票の内容そのものが委任事項となること、具体的に住民票の何が登記申請の委任事項とされているか一見して判断できず、代理権の範囲が明らかにならないと考えられることから、対応は困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
141	令和6年2月20日	令和6年3月15日	障害者雇用の雇用率調査においてWEB調査に移行したうえでクロス分析を実施	大卒であるのにキーハンチや封筒の糊付け、庭木の水やりなど、身につけた専門性どころかこれまで学んだことを全否定するような仕事内容が障害者雇用では当たり前となっている(これらの仕事は終日行う)。しかしこれらを裏付けするような公式統計はこれまでのところ存在しない。WEBアンケートの方式を用いて調査内容を細分化(例:障害種別、通院状況、仕事内容、賃金、最終学歴および年金等の公的給付の受給状況)しそれをクロス分析したうえで、仕事内容の最適化を促してほしい。	現行の調査票 https://www.mhlw.go.jp/content/000940558.pdf 現行の調査では障害者手帳の種類別および等級によって「重度障害者」と「それ以外」をカウントしているが、それ以上の仕事内容や給料といった突っ込んだ内容を調査対象としていないため法定雇用率の達成ありきの数合わせ雇用(経営層で仕事内容の検討がされていない現場丸投げの雇用)が全国的に行政機関および民間で行われている(給料は最低賃金)。またハローワーク窓口でオンラインでの求人票申し込みが始まる前までは、障害者求人を選定しづらいと一般の求人票も受け付けないという水際作戦を展開していたハローワークもあったほどだ。 Googleやマイクロソフト、LINEなど著名的なIT企業では汎用性が高く分析も短時間で可能なWEBフォームを安価に提供している。それらを用いることができれば、調査票による回答方式よりも集計時間の短縮が見込まれ即時性が上がるほか、詳細な質問項目についても柔軟に追加可能となる。 年金については、高齢・遺族・障害の各年金の在職給付という概念が制度設計時点(明治～昭和初期)では無かったため、受給期間中の在職は50～100%減額支給となってしまう。しかし障害者雇用は上述した通り最低賃金であるため毎月の給料は少額であり、障害者の自立をむしろ妨げている。	個人	厚生労働省	障害者雇用の促進等に関する法律第43条第1項、第43条第7項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
142	令和6年2月20日	令和6年3月15日	手取りが最低賃金を下回らない会計年度任用職員の給与体系整備を自治体に促す	自治体の会計年度任用職員は賞与(期末および勤勉手当)を支給する代わりに、毎月の給与を減額して年間の支給総額を旧臨時・非常勤職員の頃と同一としている自治体が多く存在する(特に都市圏や県庁所在地に隣接していない市町村)。そのため減額された手取り月給では、時給換算で最低賃金を下回る事態が各地で起きている。このような転嫁策を行う自治体に雇われている会計年度職員は年間の税引き後の手取り総額は会計年度職員制度実施前よりマイナスとなっている。行政職場は最低賃金法の対象外であるが、法に則った仕事を行う行政機関の責務として国から自治体に対し給与施策の見直しを強く促していただきたい。	人件費抑制が自治体の財政局や首長や地方議会からの要請(予算編成上の制約)によるものであれば、人事院勧告以外の賃上げの根拠やメリットについて国から自治体へ資料等の情報提供を行い、人件費等の人事予算の適切な確保を促していただきたい。 またそれでも引き上げに渋る自治体に対しては、地方交付税交付金の減額なども検討せざるを得ないといったディスプレイを提示し、危機感をたせるようにしていただきたい。	個人	総務省	地方公務員法	現行制度下で対応可能	会計年度任用職員の給与水準については、最低賃金を含めた地域の実情等を踏まえつつ、適切に決定する必要がある旨、会計年度任用職員制度の事務処理マニュアルや通知により、各地方公共団体に対して助言等しているところであり、引き続き、各地方公共団体において適切な対応が行われるよう、必要な対応を行ってまいります。		
143	令和6年2月20日	令和6年3月15日	自治体の選挙事務委員の不足等諸問題に対応した投票システム構築(ソフト及びハード)	在宅でのオンライン投票や、投票用紙のタブレット代替等、デジタル技術を活用した誰もが選挙に参加できる投票システムを構築していただきたい。	市区町村の基礎自治体は業務の自動化や人件費削減等の行政改革で正規職員の数は年々減少している。そのため多くの職員が必要な投票事務には会計年度任用職員および臨時的任用職員といった非正規職員や教員、用務員、給食調理員までも雇い出されている。投票所の立会人も投票時間の度重なる延長により拘束時間が12時間を超えているため、なり手不足の問題が生じている。有権者(国民)の高齢化や日本語の読み書きが困難な障害者及び外国出身者が選挙に積極的に参加するようになったことにより、投票所に介助が必要な来所者が増えるなど従来手法の選挙では人の手が必要なケースが増えている。 また近年の異常気象により投票所では来所者、従事者、立会人ともに熱中症により救急搬送されることが多い。投票所として用いられやすい学校体育館では冷暖房が設置されていても体育館の建物自体の構造が断熱化されていないため快適とは言えない室温となっている。学校施設の改修は校舎の老朽度が高い順で行われるため、体育館はそのついでという扱いになっている。	個人	総務省	【在宅でのオンライン投票に係る部分について】 インターネットによる投票は、現行制度において、実施されていません。 【投票用紙のタブレット代替に係る部分について】 地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)により、地方公共団体の議会の議員又は市長の選挙の投票(電子投票)を採用できることとされています。 令和2年3月に、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票が実施できるよう電子投票システムが備えるべき技術的条件の見直しを行ったところであり、現在、電子投票システムの開発を検討している事業者と、その状況について、随時、意見交換を行っているところです。	【投票用紙のタブレット代替に関する部分について】 地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律	【在宅でのオンライン投票に係る部分について】 インターネット投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。 また、選挙の公正を確保するため、投票は、投票管理者や立会人の下で行うことが原則となっていますが、これらの者が不在となって行われるインターネット投票をどのように考えるかについては、選挙制度の根幹に関わることから、各党各会派における議論が必要です。 【投票用紙のタブレット代替に係る部分について】 引き続き、地方公共団体における電子投票の導入を促してまいりたいと考えています。		
144	令和6年2月20日	令和6年4月12日	会社従業員に対する包括委任状を認め、登記手続で使用できるようにする(い/え)	R5行政改革22提案は、金融機関等が支店長に包括委任状を発行し、支店長が登記申請をする場合の要件を明確化するよう求めたものである。過去には一部金融機関が包括委任状を照会し通達で承認されているものの、承認のない金融機関の包括委任状は一部法務局で拒否されるらしい。しかし、「事業に関する種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外行為をなす権限を有する」(会社法14条1項)にもかかわらず、なぜ「担当権限消登記申請に関する件」という包括委任ができないのか?支配人規定との比較でも、「事業に関する種類の委任」に包括的な行政手続が含まれていなければ、「一切の裁	一判外行為」という表現は矛盾する。そもそも包括委任状は通常の委任状と異なり、代表者の氏名で登記申請するもので、その権限は内部的な業務処理プロセスを明示しているに過ぎない。金融機関の代表取締役が担当権限消の委任状をいちいち作成しているはずがなく、不動産登記手続では事前通知で本人限定受取郵便を利用しない点からも、その実務を制度的に認めている。そして包括委任状の委任事項が通常の委任状のそれと異なるのは、「〇年〇月〇日付登記原因証明情報のとおり」という個別具体的な特定がされていない点である。この文言があれば、委任を受けた司法書士が別の司法書士へ復代理する場合と同じ手続になる。法務省は22回答で「包括委任状により誤った登記がなされることを防止するため事前審査が必要とする」という理由で「〇年〇月〇日付登記原因証明情報のとおり」の文言がないからと、どのように誤った登記がなされるのが全く理解できない。仮に誤った登記がされたとしても、「代理人が登記の申請を行うことにより生じるリスクは、当該代理人に委任する申請人本人が判断すべき問題である」(R3行政改革260回答)。誤った登記リスクが公法上の問題であるとするれば、22回答が示す「法令上業務の一部を他の金融機関に委託することができる」という場合と「受任者との関係が法令上代理関係と同視し得るような場合は司法書士法が禁止する「業としての代理申請」に抵触しないために事前照会が必要とする意味だろう。会社法に根拠がある使用人が代表者に代わって業務を処理するのは「他の法律に別段の定めがある」正当な行為というべきである。	商業登記ゲロン	法務省	なし	対応不可	包括委任状が原則として認められていないのは、登記官が不動産登記申請に係る代理権限の有無を認定することが困難であり、また、代理人の権限濫用により会社の真意に反する登記申請がされるおそれがあるためであり、御提案への対応は困難です。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
145	令和6年2月20日	令和6年4月12日	「年月日付け登記原因証明情報の通り」で、複数の登記原因証明情報を1個の委任事項として取扱う[う/え]	不動産登記の委任状では同一申請で添付された登記原因証明情報を採用して、「年月日付け登記原因証明情報の通り」とする委任事項が認められている。厳密には同一日付で作成された登記原因証明情報は複数あり得、日付のみでその文書特定することは不可能であるにもかかわらず、実際上は特定ができるらしい。では、同一申請で同一日付で作成された登記原因証明情報を2通添付する場合はどうなるのか？たとえば、同順位の抵当権を2個同時に抹消する場合はどうなるのか？たまたま、同順位の抵当権を2個同時に抹消する場合はどうなるのか？「(あ/い)」と併記したりする取扱いになるだろう。その一考	一で、共同担保である2つの不動産の抵当権を抹消する場合で、登記済証が2通あって抵当権者が各登記済証に登記原因を追記するときは、委任状には「2件分」等の記載は不要で、登記原因証明情報たる解除証書が2通あるにもかかわらず1件分としてカウントされるらしい。／仮に、この「解除」が被担保債権の原因契約についての「解除」であれば、抵当権も付随性によって消滅するから、1件分の登記原因情報で共同担保全部の抵当権も抹消できることになる。／しかし、被担保債権の消滅であることが明らかな「弁済」であっても、登記原因証明情報に記載されていない不動産の抵当権を抹消することは認められないから、被担保債権の消滅事実をもって共同担保関係にある不動産の担保権を一括して抹消することはできない。したがって、添付情報としてすべての不動産について具体的な登記原因証明情報が必要となり、この情報が複数の独立した文書で作成されていれば、委任状には件数分の委任事項が必要となるはずである。／では、なぜ共同担保関係にある複数の不動産の抵当権を抹消する場合は「2件分」の表示を省略できるのか？この取扱いが容認されるならば、これ以外の場合についても同一日付で作成された複数の登記原因証明情報を1項目で採用できるようにすべきである。／そもそも委任状は登記申請ごとに作成されるもので、原因事実と登記義務者などが同一であれば複数の原因事実があっても1件の申請でできるから、委任事項も1件として表示できると考える。／そして、申請人のみが作成できる登記原因証明情報を代理人が所持していることをもって、申請人が同一申請で手続をするよう委任したと判断できる。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	なし	現行制度下での対応可	制度の現状欄に記載のとおり、御提案については現行制度下においても、対応は可能です。		
146	令和6年2月20日	令和6年4月12日	不動産登記で意思能力ある未成年者の申請能力を一定年齢で繰り引きし、手続を透明化する[え/え]	不動産登記は実体法で発生した権利義務を公示する手続に過ぎないため、民法の行為能力規定は適用されず、意思能力があれば登記申請できるとされる。／意思能力は自己の行為の結果を判断する能力などと定義され、行為の性質によって基準が異なる。／意思能力があれば本人が申請し、意思能力がなければ法定代理人が手続するから、その基準が明確でなければ手続的に不適法な申請と判断されて、手続をやり直すことになる。／この意味では、発生した実体上の権利関係を迅速に公示するという不動産登記法の趣旨に反する。／法24条の登記官による本人確認は、次の理由で妥当でない。／若者、行政手続においてその審査基準は可能な限り明確にされるべき	一で、登記官が「申請人となるべき者以外の者が申請している」と疑う基準は処理基準として明確にすべきである。／そもそも、どのように委任状だけで意思能力の有無を疑うのか？或、意思能力の有無は年齢にかかわらず生じる問題であるにもかかわらず、成年者の意思無能力はスルーして、未成年者のみ問題にするのは均衡を失する。／その判断基準は、結局のところ年齢だけである。／参、権利登記は登記官の形式的審査権により簡易迅速な制度設計であるにもかかわらず、申請人の意思能力の有無を個別に判断するのは制度的な矛盾である。／そもそも登記官には意思能力の有無を判断する能力がない。／成年後見人の遺言書作成で医師2人以上の立会いを定めているのに、登記官が医師と同等の能力を有するという制度に無理がある。／「純司法的」な裁判官が医師を証人として、「準司法的」な登記官は自分で判断できるのか？以上の理由から、意思能力の有無を登記官による本人確認で審査することは妥当でない。／そうすると、現在のように未成年者の申請能力が不明確なまま「意思能力ある未成年者は登記申請できる」としても、意思能力の判断に医師能力が必要になるほど対象年齢が下がっていくか、未成年者も意思能力があれば登記申請できるといえながら実質的には一律に法定代理人による申請が義務付けられるだろう。／後者の場合、法定代理人の資格証明書として戸籍謄本の添付が必要になるから、政府の添付書類省略とも矛盾する。／つーか、審査基準の明確化を定めた行政手続法はどこへ行ったんですか？／コメントールの解説によると、「登記法には行政手続法の基準が盛り込まれている」は「はずですよ？」	商業登記ゲ ン ロン	法務省	民法第3条の2	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、意思能力の有無は、個別の事案に応じて判断されるものであるため、御提案のような申請能力を一定の年齢で繰り引きをすることは困難です。		
147	令和6年2月20日	令和6年3月15日	障害基礎年金の地域差問題に対する組織および政策横断的な検証実施	障害基礎年金は2017年3月まで年金機構の都道府県事務センター(社会保険庁解体前は都道府県社会保険事務局)で審査が行われていたため、都道府県ごとに給付決定率にばらつきがあった。それを是正するため同年4月に障は東京の障害年金センターにて全国一括で審査が行われるようになった。 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/000070967.html 地域差が特に目立ったのは精神障害とのごとであったが、その診断書を作成する精神科医療機関は中協が公表している「医療経済実態調査」の報告で他科に比べて高収益であると読めるが、日本精神科病院協会はこの報告に反発している。 https://www.nisseikyoo.or.jp/news/jimukyoku/detail.php?@DB_ID@=5 精神科医療機関は医師や看護師の他、診断や治療の補助のために公認心理師(臨床心理士)や精神保健福祉士といった専門資格職を配置している。これらの専門資格職は需要(求人)は高いが供給(求職者)が少なく、労働市場においては圧倒的な売り手市場である(これらの有資格者は女性が多いため、結婚や子育てのために都都部以外に居住していることも関係する)。その対策として病院側は高い給料など好待遇を整備せざるを得ず、最低賃金や物価の上昇もあり人件費支出は年々増加している。先述した精神科病院協会の声明は2009年のものだが、いまだCHPから消去されないのはそうした状況が続いていることと表れかと思われる。	障害基礎年金について新規に申請を受けて決定を行った事例のうち、不支給と決定された件数の割合が都道府県間で異なることから、各都道府県間における障害基礎年金の認定事務の実態を調査したところ、精神障害及び知的障害の認定において、地域によりその傾向に違いがあることが確認されました。 その結果を踏まえて、精神障害及び知的障害の認定において地域差による不公平が生じないよう、等級判定のガイドラインとなる客観的な指標や就労状況の評価のあり方等について検討するため、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」を開催し、当該検討会での議論を踏まえ、「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を策定するとともに、適正な等級判定に必要な情報の充実を図るため、「診断書(精神の障害用)の記載要領」及び「日常生活及び就労に関する状況について(照会)」を作成し、平成28年9月から実施しています。 ガイドラインの実施通知において、施行後3年を目途にガイドラインに基づく認定状況について検証を行うこととされていたため、施行から3年経過した令和2年度に、平成29年度～令和元年度の地域差や等級の目安の適用状況について検証を行ったところ、地域差が改善していること、概ね目安の範囲内で認定が行われていることが確認されたため、令和2年9月開催の社会保障審議会事業管理部会において報告し、当面の間現行のガイドラインを適用していくことが了承されたところです。 今後については、障害年金に係る業務統計の一つとして精神の障害についてもデータを集計することとしており、必要に応じてガイドラインの検証を行うこととしています。 また、障害基礎年金の認定事務については日本年金機構の都道府県事務センターにおいて実施していましたが、障害基礎年金の認定の地域差が指摘されていたことや、障害の認定が高度に専門的な業務であることを踏まえ、障害基礎年金及び障害厚生年金に係る業務を全国集約することにより、①複数拠点による業務体制から、障害の種類別の全国1か所の業務体制への移行、②障害年金の業務に携わる職員の認識の差及び知識の差等の解消並びに人材育成、などを図り、障害の認定の標準化や障害年金に関する専門的な人材の育成を図るための体制を整備する趣旨で日本年金機構に障害年金センターを設置し、平成29年4月より一元的に審査を実施しています。	個人	厚生労働省	国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条、第30条の2、第30条の3、第30条の4	対応	制度の現状欄に記載のとおり、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」における議論を踏まえ、精神障害及び知的障害の認定において地域差による不公平が生じないよう、ガイドラインを策定するとともに、適正な等級判定に必要な情報の充実を図るため、「診断書(精神の障害用)の記載要領」及び「日常生活及び就労に関する状況について(照会)」を作成し、平成28年9月から実施するなど、検証の結果を踏まえた地域差解消に向けた対応を実施しており、令和2年度に行ったガイドラインに基づく認定状況についての検証においては、地域差が改善していること等が確認されました。 また、平成29年4月より障害基礎年金の審査を障害年金センターにおいて一元的に実施したところであり、日本年金機構の審査に起因する地域差が生じないような審査体制を整備したところと見られます。 なお、今後については、障害年金に係る業務統計の一つとして精神の障害についてもデータを集計することとしていますので、必要に応じてガイドラインの検証を行うなど地域差の改善に取り組んでまいります。		
149	令和6年3月19日	令和6年4月12日	形骸化しているパブリックコメント制度の実効化	この「縦割り110番(規制改革ホットライン)」が開設当初バンクしたのは国民の憤りが溜まっていること以外に、匿名での投稿が可能であったから。国の各地方自治体はパブコメを受け付けるe-Govの投稿フォームでは個人情報入力に同意となっているが、意見募集要項のPDFには個人情報には必須である旨が示されており、文法や句読点の誤りといった軽微な修正しか反映されない。限られた構成員のみでの議論形成だけではなく、検討段階から国民の声を募り反映できるような制度にしてもらいたい。	この「縦割り110番(規制改革ホットライン)」が開設当初バンクしたのは国民の憤りが溜まっていること以外に、匿名での投稿が可能であったから。国の各地方自治体はパブコメを受け付けるe-Govの投稿フォームでは個人情報入力に同意となっているが、意見募集要項のPDFには個人情報には必須である旨が示されており、文法や句読点の誤りといった軽微な修正しか反映されない。限られた構成員のみでの議論形成だけではなく、検討段階から国民の声を募り反映できるような制度にしてもらいたい。	個人	総務省	行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号、第3条第3項、第39条第1項及び第2項、第42条、第46条	現行制度下での対応可能	国の行政機関による意見公募手続については、命令等の案が定めようとする内容を具体的にかつ明確に示すものになっているか、関連する資料が命令等の案の内容の理解の上で必要かつ参考になる資料となっているか、また、命令等を定める際には提出意見を十分に考慮しているかについて、各府省に対して引き続き周知を図ってまいります。 地方公共団体による意見公募手続については、行政手続法第46条の対象とはなっていないことと見られます。なお、地方公共団体については、これまでも担当する施策について、それぞれの特性や必要性に基づき、自主的に意見公募手続を整備してきたと承知しており、引き続き、各団体がそれぞれの観点から必要に応じて実施されるものと考えております。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
153	令和6年3月19日	令和6年4月12日	e-Govパブコメの表示・検索方法を改善してくれ[四/d]	現在のサイトには次の問題がある。／ 「意見募集案件」「結果公示案件」「過去案件」に分ける必要ある？／「状態別」にタブを切り替えて検索できますとあるけれど、タブを切り替えると入力した検索内容が全部消えて、イチからやり直さなければならない仕様になっている。／ユーザーは検索内容について調べたいだけで、その案件がどの状態にあるかは関係ない。／また、「結果公示案件」「過去案件」は役所の掲示板に一定期間印刷物を掲示しておくという発想なんだろうけれど、掲示板のスペースによる制約をネット上で再現する意味が分からない。／目の付けどころが政府でしょ。／デジタルファーストってなんだっけ？／役所が意見を募集してー	一国民から意見が出され、役所がそれに回答したなら、両者は同じ分類ではないか？／そして、「意見募集案件」といながら、意見募集期間が終了している案件を含める意味が分からない。／国民から意見を求めているから「意見募集案件」ではないのか？／結果を公示するまでは放置プレイという役所の発想なんだろうけれど、国民に意見を求めておきながら「募集期間は終わりました」として、役所本位がすぎませんか？／武、カテゴリーの分類が機能していない。／R5.12.28現在の分類されたカテゴリーを多い順に並べると、1.国民生活の安全・安心の確保(1150)、2.環境保全(196)、3.厚生(136)となっていて、あらゆる案件が「国民生活の安全・安心の確保」に含まれていて、これによって意味がある？／とりあえず「安全・安心」と言っておけば予算が付く、露が関係法の弊害かと。／反対に、地方分権改革等・土地・商業・防衛などは「案件」しかない。／関連案件でまとめるべき。／巻、武をまとめる。／「募集」「公示」「過去」をタブとして独立させる意味は全くなく、カテゴリーと同様に絞り込み検索の項目とするサイトデザインにするべきである。／「募集」は意見を募集しているのか、募集が終了しているのかを区別し、「結果公示」期間は関係ない。／そして、カテゴリーの分類は「安全・安心」という万能業を廃止し、重複なく選択できるようにすべきである。／「国土開発」、「土地」、「道路」ってどう違うの？／各項目を一元化するから意味不明になるのであって、「大分類」「中分類」「小分類」と分けなければならない。／そして、小分類には法令ごとのパブコメ履歴を表示できるようにする。	商業登記ゲロン	デジタル庁 総務省	国の行政機関が政令や省令等(以下、「命令等」という。)を定めようとする場合には、命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めるパブリック・コメントを実施することとされています。 また、パブリック・コメントを実施して命令等を制定した国の行政機関は、当該命令等の公布と同時に、命令等の題名、命令等の案の公示日、提出意見及び意見に対する行政機関の考え方について公示することとされています。 パブリック・コメントにおいて提出意見がなかった場合は、意見提出がなかった旨を、パブリック・コメントを実施したものの命令等を制定しないこととした場合は、制定しない旨を同様に公示することとされています。 なお、上記の公示は「e-Gov」のWebサイトを利用して行われます。	・行政手続法第39条～第45条 ・行政手続法の一部を改正する法律による改正後の行政手続法第四十五条第一項の公示に関し必要な事項を定める件(平成18年2月3日 総務省告示第78号)	検討を予定	e-Govのパブリック・コメントWebサイトにおける「意見募集」、「結果公示」等の表示・検索機能については、今後のe-Gov全体のUI/UX(ユーザーインターフェイス、ユーザーエクスペリエンス)デザインの見直しを実施する中で改善方を検討してまいりたいと考えています。 カテゴリーの分類につきましては、e-Govにおける法令検索サービスで採用する法令分類を参考に、任意の意見募集に基づく国民の皆様からの御意見も踏まえて作成したのですが、上記表示・検索機能と合わせ、より望ましい分類方法について検討してまいりたいと考えています。	
162	令和6年3月19日	令和6年4月12日	アナログ規制の改善	所管行政庁:財務省 関税局(税関) 関税法基本通達68—3—9原産地証明書の取扱い等 「(4)1通の原産地証明書に記載されている貨物が分割して逐次輸入される場合には、最後の輸入申告受理税関において原本を徴するものとし、それまでの申告受理税関においては、原産地証明書の写しを1通を徴し、原本には、その税関において輸入告知された貨物の数量を記入のうえ審査印を押すとして返還する。」 現在、原産地証明書はカラーPDF(電子)の提出が認められているが、分割輸入場合は原本の原産地証明書の窓口提出を求められる。分割輸入の場合も電子提出を認めて頂きたい。	行政では電子申請が推奨され、押印等の削減が進められているところである。分割輸入に係る原産地証明書だけが、窓口手続きを指導されています。また、税関職員が多忙のため、提出後、捺印返却まで半日を要することがあります。即時対応を求めると、税関職員に断れられることが多々あります。このことから、民間及び多忙な行政職員にとっても通達の改正を求めます。よろしくお願いたします。	個人	財務省	原産地証明書に記載されている貨物を分割して逐次輸入する場合には、原産地証明書の証明する範囲内で正しく申告されていることを確認するため、分割して輸入通関をする申告ごとに原産地証明書の原本を提出いただき、輸入申告された数量を記載するとともに審査印を押すことで適正利用を担保しております。	関税法基本通達68—3—9(4)	検討を予定	原産地証明書で証明された数量を超えて特惠適用が行われないことを確保した上で、分割輸入における原産地証明書の数量管理に係る手続きを電子的に行うことを可能とする方法を検討します。	
163	令和6年3月19日	令和6年4月12日	国家公務員のマネジメント能力を向上させる。	昇進の基準を改正することで国家公務員のマネジメント能力を向上させる。	国家公務員は、人事評価があるにもかかわらず、マネジメント能力がないのにキャリア、ノンキャリア問わず年をとるだけで自動的に昇進する制度になっています。理由は簡単で、ニュースになったとおりバワハラで飛ばされた人が審議官という高級官僚になっているからです。人事評価が機能してれば、審議官という役職に就いているはずがないからです。内閣人事局HPで公表している資料を見ると、直近2回の能力評価のうち1回が優良なら課長補佐や係長に、非常に優秀なら課長になれると書いてあります。 しかし、ニュースで中央省庁は部下なし1人係長や1人課長補佐であふれていると聞きます。部下がいなければ「マネジメント」の能力を評価することができません。なのに、毎年、部下を持つ立場になるはずの課長補佐や係長にたくさん昇進しています。なぜ部下がいらないのに「マネジメント」の能力を評価できるのでしょうか？人事評価が形骸化し機能していない証拠です。 そこで、部下がいらない1人課長補佐や1人係長は、組織で一番重要な部下を「マネジメント」する能力を評価できないので、そのような人が直近2回の能力評価のうち1回が優良であっても課長補佐や係長に昇進させない制度にするべきです。そうすれば、マネジメント能力に優れた人が部下を管理する理想的な職場となり、やる気に満ちた優秀な人がたくさん国家公務員を目指し、行政サービスが向上すると思います。内閣人事局や人事院は、人材不足を嘆いて給料を引き上げるといって税金の無駄遣いをたくらむ前に、この提案を直ちに実現してください。	個人	人事院 内閣官房	採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための政府全体の基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、職員の昇任等を行うに当たっては、人事評価に基づき、適材適所の人事運用や、能力及び実績に基づく人事管理を徹底することし、幹部職員、管理職員を含め、採用年次、採用試験の種類等にとらわれた人事運用を行ってはならないこととされています。 お示しの「1人係長」や「1人課長補佐」については、各府省の組織運営上、そのような人員配置となることはあり得るところですが、係長や課長補佐の人事評価における能力評価では、部下の有無にかかわらず、計画的・効率的な業務遂行等の観点でマネジメントに関する能力の評価が行われます。この他にも倫理・判断、協調性などの各個別評語を適切に勘案して全体評語が付され、業績評価も含めて全体評語が一定の要件を満たす者が、昇任させる候補者となります。	・国家公務員法第27条の2、第54条、第58条 ・人事評価の基準、方法等に関する政令(職員の内任)第25条、第30条	現行制度下で対応可能	業務の効率的な実施や環境変化への対応、職員の人材育成や能力の活用、組織文化の醸成等の観点から、幹部・管理職のマネジメントは極めて重要と認識しており、国家公務員の人事管理については、「採用昇任等基本方針」等に基づき、引き続き適切に行ってまいります。なお、人事評価については、令和3年10月より、人材育成機能の強化等の観点からの改善を行っており、引き続き、制度の適切な運用を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
164	令和6年3月19日	令和6年4月12日	各省庁で行われている調査の調査項目の重複を削減する。	各省庁で行われている調査の調査項目の重複を削減するため、調査の調査項目の重複をチェックする機関を内閣官房の行政改革推進本部事務局に作る。	縦割り110番の行政改革の提案と回答を見ると「似たような調査をなくしてほしい」と提案すると、決まって「調査の趣旨が違います。でも、調査項目の重複はなくよう努力します。」と金太郎始めたいに回答しています。何度も「似たような調査をなくしてほしい」と提案している人がいるのを見ると、全然「調査項目の重複をなくす努力」をしていないんだなって思います。多分、その原因を考えると、調査項目の重複第三者がチェックする仕組みがないのが原因なんだと思います。まさに「縦割り」ですね。だったら、「縦割り110番」をやっている内閣官房の行政改革推進本部事務局が調査項目の重複をチェックすればいいと思います。このような組織を作ることで、「調査項目の重複」を削減でき、無駄な業務が減って残業代の無駄遣いもなくなって行政の効率化が実現できますし、調査を依頼される民間も無駄な仕事がなくなって生産性が向上すると思います。「縦割り110番」をやっている内閣官房の行政改革推進本部事務局が「縦割り打破」の模範を示すべきではないですか。速やかな実現を期待しています。	個人	内閣官房	政府として、調査事項の重複排除、回答・集計方法の改善、調査等自体の廃止など、各省庁等が行う調査等の自律的な改善・活用を図るための仕組みを構築し、運用しています。	各省庁等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組みの構築・運用について(令和3年9月17日 内閣官房行政改革推進本部事務局等)	現行制度下で対応可能	各省庁等が行う調査等は多種多様であることから、その改善については、事後に一括して行うよりも、企画立案時点で、調査等実施部局ごとにあらかじめ検討した上で実施に移すことが必要であるとの考えの下、調査主体である各省庁等と、総合的な観点から調整を行う内閣官房行政改革推進本部事務局等とで役割分担しつつ、双方が連携し、調査等の自律的な改善・活用を図る恒常的な仕組みを構築し、運用しています。この仕組みにおいて、同事務局等では、各省庁等の調査等の実施状況をリストに取りまとめるとともに、調査事項の重複を含め、調査等実施部局が調査等を企画立案・実施する際に確認すべき点をまとめたチェックリストを作成しており、各省庁等がリストを基に実際の調査項目に重複がないか確認することとしています。また、同事務局等は、調査事項の重複の解消・防止の事例のうち、改善の効果が高く、汎用性があるような事例の報告を受け、優良事例として各省庁等に横展開し、他の調査等の改善を促しています。さらに、同事務局等に調査等対象者から寄せられた要望等については、その内容を確認の上、該当各省庁等に対し、調査等の負担軽減等の見直しについて検討を要請するとともに、必要な調整を行うこととしています。これらの取組により、引き続き、調査事項の重複の解消・防止を進めてまいります。	
166	令和6年3月19日	令和6年4月12日	240127ST02[2/3]退任代表者の印鑑証明書を発行する	規則61条8項は「代表取締役若しくは代表執行役又は取締役若しくは執行役(登記所に印鑑を提出した者がある場合にあっては当該印鑑を提出した者に限り、登記所に印鑑を提出した者がない場合にあっては会社の代表者に限る。)の辞任による変更の登記の申請書には、当該代表取締役等が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。」とする。／「印鑑を提出した者」って、なんで過去形?／文理解釈すれば、「会社実印を登録して廃止した者も廃止した印鑑を押すか、印鑑証明書付きの個人実印を押す」ことになる。／退任した代表取締役が取締役として辞任する場合は、取締役の辞任届にも旧会社実印を一	一押さなければならぬ。／逆に、一旦印鑑を提出した後で全員が印鑑を廃止した会社は、旧会社実印を押せばよいことになる。／法務省HPの説明では「印鑑を提出している代表取締役が・・・」と現在形を使用しているのに、なぜ省令は過去形で規定するのか?／条文中も、商業登記規則は現在形と過去形とを使い分けている。／「印鑑の廃止の届出をした商号使用者が当該届出をしたときから二年以内に同一の印鑑を提出した場合を除く。」「(9条5項1号)は、おそらく正しい。／また、「当該代表者が登記所に印鑑を提出している場合」(同2号イ)と「当該代表者が登記所に印鑑を提出していない場合」(同ロ)も、おそらく正しい。／1号は印鑑を提出する行為の完了を指し、2号は提出した印鑑の効力が現在も存続している状態を指しているからだ(31条の2第4項、33条の6第3項、52条の2、61条6項、81条の2第4項も同じ)。／附則6条は「現に印鑑を提出している者」と一層厳密に規定している。／この表現ルールに従えば、反対解釈として61条8項の「印鑑を提出した者」は過去に印鑑を提出した者を含むはずである。／9条の2以降の枝番号では「印鑑の提出をした者」で統一されている。商業登記法12条は制定時から「印鑑を登記所に提出した者」である。／したがって廃印してカードを返納(規則9条の5第5項)しても、カードの再交付(9条の4第1項)を受けて廃印した印鑑証明書を取得(法12条、規則22条)できるとするのが法律の規定ではないか。／不登法17条の代理権不消滅規定は印鑑証明書がなければ意味がなく、登記法の整合性という点からも印鑑証明書を発行すべきである。	商業登記ゲロン	法務省	代表取締役等の辞任による変更の登記の申請書には、登記所に印鑑を提出した者がある場合であって、当該書面に押印した印鑑と当該代表取締役等が登記所に提出している印鑑とが同一である場合を除いて、当該代表取締役等が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならないこととされています。また、商業登記法12条各号に掲げる者でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができることとされています。	商業登記法第12条 商業登記規則第61条第8項	事実誤認	代表取締役等が辞任を証する書面に押印する「登記所に提出している印鑑」については、既に廃止された印鑑(旧会社実印)ではなく、現に登記所に提出されている印鑑を押印する必要があります。したがって、御提案の内容についての対応は不要と考えます。	
167	令和6年3月19日	令和6年4月12日	司法試験及び司法試験予備試験(特に口述試験)受験票発送及び表示の見直し	司法試験及び司法試験予備試験は2025年からオンライン出願が導入される予定である。導入に伴い、現行では郵送される受験票について、オンラインで送信し、どの場所についても同じタイミングで受験会場や受験番号が確認できるようにすることを求める。又、司法試験予備試験口述試験の受験票は、現状、試験科目の位置を固定して、試験日及び時間の表記が各受験生によってばらつき、試験日が遅い科目が受験票の上に記載されている場合もある。これを改め、試験日の位置を上に一日目になるように固定して、試験科目の表記の位置を各受験生毎に決めるべきであり、これはオンラインを待たずに改めるべきである。	現状では受験票は郵送なので、場所によって到達日がばらつき、最速で金曜日に到達する場合、人によっては金曜日に到達せず月曜日以降に到達することになる。従って、受験会場が複数ある場合や、試験科目毎の受験日や時間が各受験生によって異なる司法試験予備試験の口述試験の場合は、受験会場、試験科目等重要な情報を知るタイミングが各受験生によって3日以上異なり、知りたい情報を同じタイミングで知ることができず不公平である。よって、オンライン出願の際はこのような情報が記載される受験票も、オンラインでもどこでも同じタイミングで確認できるよう発信するべきである。また、司法試験口述試験の受験票の記載について、現状、人によって2日目の科目が上に記載され、1日目の科目が下に記載されている。これは、試験科目の表記位置を固定しているからであるが、人は数字が小さいものや早い日は上に記載するものと認識し、月末が上に記載され1日が下に記載されるカレンダーは世の中にほぼ存在していない以上、上記の場合の表記は不自然基だしい。のみならず、正しい試験日・時間の認識を意図的に困難にしている表記なので、ユニバーサルデザインの観点やSDGsの観点からも極めて問題である。	個人	法務省	司法試験委員会において、司法試験及び司法試験予備試験の受験票は、受験番号、氏名、試験期日、試験場等を記載して郵送しております。また、司法試験予備試験口述試験の受験票の記載については、受験票印刷の仕様上、法律実務民事、法律実務刑事の順に試験期日を記載しております。司法試験予備試験(口述試験)の実施方針について令和3年6月2日司法試験委員会決定(令和4年11月16日改正)(URL)https://www.moj.go.jp/content/001406522.pdf	司法試験法(昭和24年法律第140号)第12条第2項第1号 司法試験法施行規則(平成17年法務省第84号)第7条第1、2項 令和3年6月2日司法試験委員会決定(令和4年11月16日改正)	検討を予定	令和7年度から、司法試験及び司法試験予備試験の出願手続等のオンライン化及び受験手数料のキャッシュレス化を予定しており、受験票交付等の各種手続の具体的な方法等については、今後検討を行う予定です。また、司法試験予備試験口述試験の受験票については、令和6年度以降、受験者の方々に誤解を与えない表記となるよう、仕様変更の可否も含めて検討いたします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
169	令和6年3月19日	令和6年4月12日	放課後児童健全育成事業を指定管理者制度で実施した場合の補助金適正化法との関係性を整理してほしい	放課後児童健全育成事業を指定管理者制度で実施した場合の国庫補助金等である子ども・子育て支援交付金や子ども・子育て支援施設整備交付金が交付されることとなりますが、地方自治法第199条第7項に監査委員による監査が含まれていますが、何ら解説文書が存在しません。今度の指定管理者制度運用に関しても一度整理してほしいものです。	放課後児童健全育成事業を指定管理者制度で実施するケースが年々増えてきております。指定管理料の金額も高額になり、会計検査院の検査、監査委員の監査等で手違いがあると補助金返還等、多大な損害となる事業者も見受けられます。 まずはきちんとした会計的な取扱いを示すことが特に重要だと思います。	個人	こども家庭庁	子ども・子育て支援交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)において補助金等とする給付金に指定されており、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、放課後児童健全育成事業を含む事業が交付対象事業として整理がなされています。 また、放課後児童クラブ運営指針(平成27年雇児発0331第34号)において、放課後児童クラブの運営にあたり、運営主体によって定期的な検査や決算報告を行うなど適正な会計管理を行う必要性について明記しております。あわせてご指摘のように検査、監査等が実施されていることと承知しています。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)	現行制度下で対応可能	放課後児童健全育成事業については、国が示す子ども・子育て支援交付金交付要綱等に基づき、実施主体である市町村において、地域の実情に応じた多様な運営形態(指定管理者制度を含む)により適切に実施いただいているものと承知しており、改めて当庁から本事業の取扱いについて示す必要性はないものと考えております。指定管理者制度下での放課後児童クラブの運営に当たっては、市町村とよく御相談のうえ、事業を実施いただきますようお願いいたします。 なお、子ども・子育て支援施設整備交付金については、社会福祉法人等の事業者が放課後児童クラブを整備する際にも対象としているところですが、ご指摘の指定管理者制度はあくまで公の施設の管理等に係る制度であるため、今回のご提案には該当しないと考えております。	